

事務事業の概要と現況

— 令和3年5月 —

政 策 経 営 部
総 務 部
危 機 管 理 室
会 計 管 理 室
監 査 事 務 局
選挙管理委員会事務局

目 次

(政 策 経 営 部)

組 織 図	1
職 員 配 置 状 況	2
分 掌 事 務	3
企 画 課	5
経 営 改 革 ・ 公 共 施 設 再 配 置 推 進 担 当 課 長	9
財 政 課	19
情 報 政 策 課	32
広 報 課	40
シティ°ロモーション推進担当課長	46

(総 務 部)

組 織 図	49
職 員 配 置 状 況	50
分 掌 事 務	51
総 務 課	54
職 員 課	60
契 約 管 財 課	64
営 繕 課	69
多 様 性 社 会 推 進 課	72

(危 機 管 理 室)

組 織 図	77
職 員 配 置 状 況	78
分 掌 事 務	79
防 災 ・ 危 機 管 理 課	81
地 域 防 災 担 当 課 長	103
生 活 安 全 担 当 課 長	105

(会 計 管 理 室)

組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	109
職 員 配 置 状 況	・・・・・・・・・・・・・・・・	110
分 掌 事 務	・・・・・・・・・・・・・・・・	111
会 計 課	・・・・・・・・・・・・・・・・	112

(監 査 事 務 局)

組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	115
職 員 配 置 状 況	・・・・・・・・・・・・・・・・	116
分 掌 事 務	・・・・・・・・・・・・・・・・	117
監 査 事 務 局	・・・・・・・・・・・・・・・・	118

(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局)

組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	121
職 員 配 置 状 況	・・・・・・・・・・・・・・・・	122
分 掌 事 務	・・・・・・・・・・・・・・・・	123
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・・・・・・・・・・・・・・・・	124

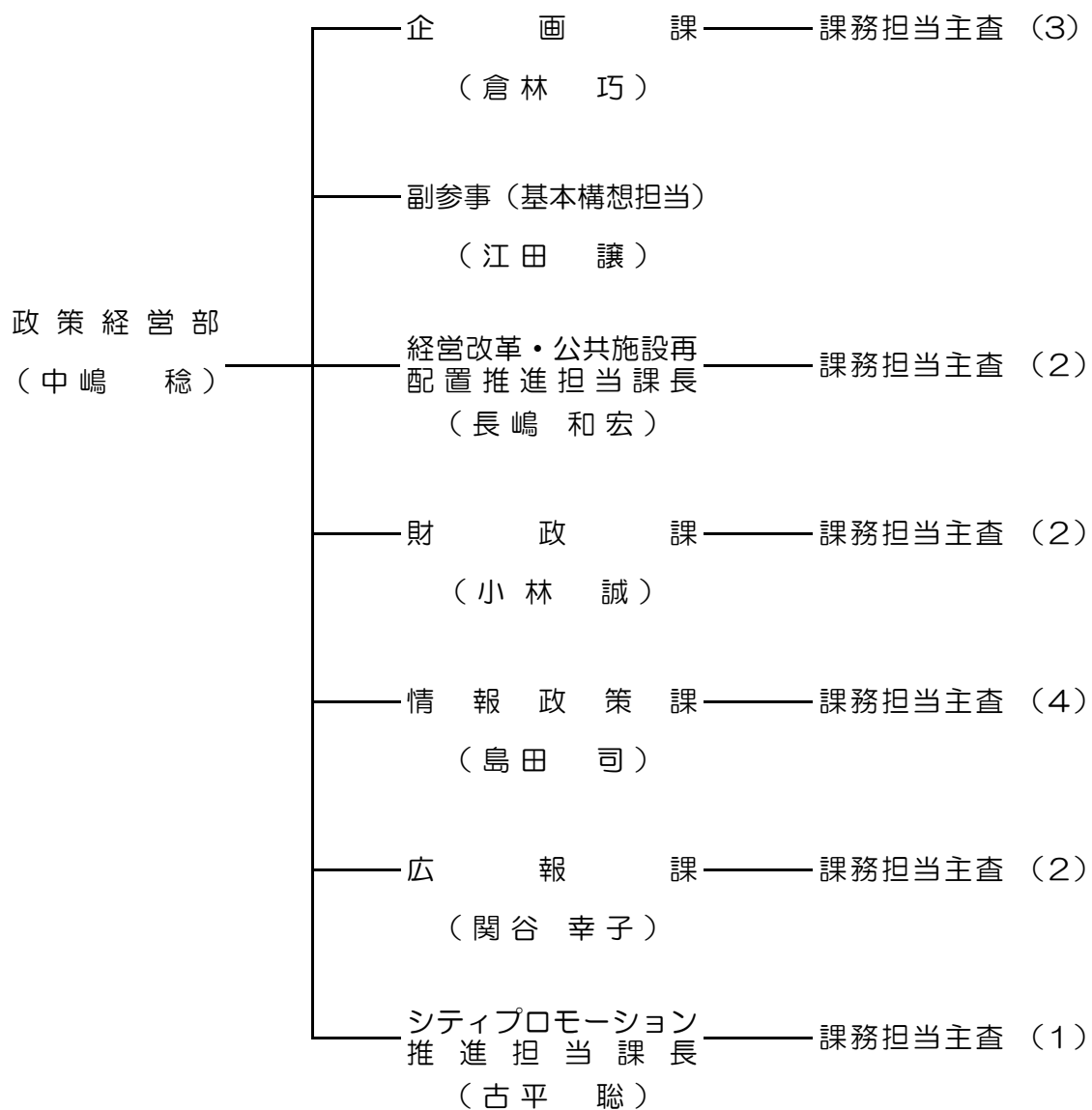
北 区 組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	127
-----------	------------------	-----

※注釈 各事業名の後の金額は、令和3年度予算額です。

政 策 經 営 部

政策経営部組織図

令和3年4月1日現在



政策経営部職員配置状況

令和3年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	再雇用	備考
企 画 課	10	1	1	5	3			
副参事 (基本構想担当)	1		1					
経営改革・公共施設再配置推進担当 課長	4		1	2 (※1)(4)	1 (※2)(2)			(※1) 兼務4名(財政課) (※2) 兼務2名(保育課1名、子ども環境応援 担当課1名)
財 政 課	10		1	4	5			
情 報 政 策 課	27		1	6	20			
広 報 課	18		1	3	8	6		会計年度任用職員6名
シティプロモーション推進担当 課長	7		1	2	4			
部(計6課)	77	1	7	22	41	6		

分 掌 事 務

政 策 経 営 部

企 画 課

1. 区政の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
2. 基本構想及び基本構想に基づく計画に関すること。
3. 庁議に関すること。
4. 総合教育会議に関すること。
5. 国有地解放に関すること。
6. 特命事項に関すること。
7. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
8. 部内他の課、係に属しないこと。

副 参 事（基本構想担当）

1. 基本構想の策定に関すること。

経営改革・公共施設再配置推進担当課長

1. 行政の経営改革の推進に関すること。
2. 行政組織の調査及び改廃に関すること。
3. 公共施設の再配置の推進に関すること。

財 政 課

1. 財政計画及び財政調査に関すること。
2. 予算の編成及び配当に関すること。
3. 進行管理に関すること。

情 報 政 策 課

1. 情報通信政策の推進に関すること。
2. 情報システムの運用管理に関すること。
3. 情報セキュリティに関すること。
4. 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。
5. 地域情報化の推進に関すること。

広 報 課

1. 区政の普及に関すること。
2. ニュースの収集に関すること。
3. 報道機関との連絡に関すること。
4. 広聴活動の企画及び調整に関すること。
5. 区民の要望及び苦情についての窓口相談、あっせん及び処理に関すること。
6. 区政資料室に関すること。
7. 外国人相談に関すること。
8. その他広報及び広聴に関すること。

シティプロモーション推進担当課長

1. 区のイメージ戦略及びシティプロモーションの推進に関すること。

政 策 経 営 部

企 画 課

1. 北区基本構想の策定 (基本構想策定費 25,585千円)

「北区基本構想」は、区民と区がともに達成すべき北区の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法についての基本的な考え方を示すものであるが、策定から既に20年以上が経過している。この間、社会情勢は大きく変化しており、特に、インターネット環境をはじめとする技術革新は著しい進歩を遂げている中で、行政のデジタル化の推進やSDGsの推進、脱炭素社会や多様性社会の実現など、新たな課題への対応が求められている。住民に最も身近な基礎自治体として、新たな時代に適合した、区の目指すべき将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示す必要があるため、今年度から担当副参事を設置して、新たな北区基本構想の策定に着手する。

年度	経過と予定
令和2年度	庁内ワーキンググループによる検討を実施
令和3年度	各種調査等の実施（北区民意識・意向調査、人口推計調査、基礎調査ほか） 北区基本構想審議会の設置、検討開始
令和4年夏	北区基本構想審議会中間のまとめ
令和4年度末	北区基本構想審議会答申
令和5年度	新 北区基本構想策定

2. 基本計画と中期計画に関する事務

基本計画は、基本構想が定める区の将来像実現のために、基本目標ごとに施策の方向性や事業を体系化した、計画年次を10か年とする長期総合計画である。

また、中期計画は基本計画で定めた施策や事業について、年度毎に実施する事業の内容を明らかにする3か年の実施計画として定めている。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、大幅な一般財源の減少が見込まれたため、令和3年度予算編成において、区民生活への影響や、事業の優先度・緊急度などを勘案し、計画事業を含めた事業の休止・繰延べ等を行った。

令和3年度は、先送りした事業について、今後の感染状況や財政状況を見極めたうえで、事業の再開時期等を含め、実施方針を検討する。

【基本計画 2020】（令和2年度～11年度）

計画事業数 111 計画事業費 2,430 億 6,500 万円余

【中期計画】（令和2年度～4年度）

計画事業数 111 計画事業費 700 億 6,200 万円余

3. 企画調整事務 (企画調整事務費 5,392千円)

(1) 学校施設跡地の活用

学校施設跡地利活用指針に基づき、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるという認識のもと、区立小中学校の改築をはじめとした北区基本計画の着実な実現に向けた有効活用を図る。

学校施設跡地の主な経過と現況

令和3年4月現在

No.	旧学校名 所在地	主な経過と現況	
1	旧桜田 小学校 王子5-2-8	平成17年 4月 平成19年 3月 平成28年 2月 平成30年 9月	第三次学校適正配置 学校施設跡地利活用計画策定 改築ステーションとしての整備計画決定（暫定利用） 王子第一小学校の仮移転先として使用 （平成30年9月～令和3年8月予定）
2	旧桜田 中学校 王子5-2-7	平成17年 4月 平成19年 3月 平成27年 4月	第三次学校適正配置 学校施設跡地利活用計画策定 給水所整備に必要な土地を東京都水道局へ売却
3	旧赤羽台東 小学校 赤羽台 1-1-13	平成17年 4月 平成19年 3月 平成30年12月 令和 2年 7月 令和 3年 3月	第三次学校適正配置 学校施設跡地利活用計画策定 学校施設跡地利活用計画（見直し）策定 北区児童相談所等複合施設基本構想策定 独立行政法人都市再生機構と「赤羽台周辺地区のゲートウェイ形成を軸とした土地の一体活用に関する連携協定」を締結
4	旧西浮間 小学校 浮間 4-29-30	平成16年12月 平成19年 3月 令和 2年 4月 令和 3年 4月	移転方針の教育委員会決定 学校施設跡地利活用計画策定 暫定利用として、国勢調査に係る執務室として使用 （令和2年4月～令和3年3月） 暫定利用として、特別養護老人ホーム上中里つつじ荘の大規模改修工事に伴う、備品保管場所として使用 （令和3年4月～令和4年9月予定）
5	旧清至 中学校 王子6-7-3	平成19年 4月 平成20年12月 平成29年 3月 令和 2年 3月 令和 3年 4月	第五次学校適正配置 学校施設跡地利活用計画策定 学校施設跡地利活用計画（見直し）策定 暫定利用として、子ども家庭支援センター事業の全てを東校舎に移転 暫定利用として、児童発達支援センターを校庭に開設
6	旧赤羽 中学校 志茂 1-19-14	平成21年 4月 平成29年 3月 令和 元年12月 令和 3年 4月	第七次学校適正配置 学校施設跡地利活用計画策定 プロポーザルにより選定した医療法人社団博栄会及びライクアカデミー株式会社と定期借地権設定契約締結。翌月から新築工事着工 にじいろ保育園志茂開設

7	旧滝野川 第六小学校 滝野川 5-44-15	平成 29 年 4 月	第十次学校適正配置
		平成 30 年 12 月	学校施設跡地利活用計画策定
		令和 2 年 4 月	学校法人東京国際フランス学園に対する妥当性審査委員会を設置し審査を開始
		9 月	妥当性審査の結果通知、契約に向けての協議開始
		令和 3 年 2 月	建物売買仮契約の締結

(2) 政策課題研究会 ROSE（ロゼ）

基礎自治体としての北区の今後のあり方の調査・研究を行うとともに、北区独自の施策の検討を行い、職員の政策形成能力の向上を通じた創造的な区政運営を推進することを目的として、部局を横断した若手職員で構成する研究組織として設置・運営を行っている。

年度	活動テーマ
平成 30 年度	水辺空間の有効活用に関する調査・研究
令和元年度	地域課題解決に向けたシェアリング・エコノミー
令和2年度	区内における歴史的文化・芸術・産業遺産の効果的な活用について

(3) 庁議

区政運営の最高方針を審議・策定するとともに、総合調整を行い、区政の能率的遂行を図るため、庁議を設置している。庁議は、原則として8月を除く毎月1回開催している。企画課は、会議の招集、資料の作成、会議の記録保存等、庁議の庶務を担当している。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度よりWEB会議方式による運営も行っている。

(4) 大学連携

区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指す。

【包括協定締結大学】

東京家政大学（平成22年度）東洋大学（平成23年度）帝京大学（平成24年度）

女子栄養大学（平成25年度）東京成徳学園（平成26年度）お茶の水女子大学（平成29年度）

(5) 東京都北区応援サポーター基金

北区応援サポーター寄附制度（ふるさと納税寄附金）で受けた寄附において、寄附者の意向が十分に反映されるよう配慮するとともに、個性豊かな活力ある北区を推進するために、基金を設置して運用を行っている。

基金の充当にあたっては、寄附者の意向を尊重しながら、区の喫緊の課題への取組や、対象者などを勘案しながら、慎重に決定している。

【寄附メニュー】

「子ども＊みらい応援」「高齢者・障害者＊いきいき応援」「地域・産業＊にぎわい応援」

「教育・文化＊きらめき応援」「みどり・環境＊うるおい応援」「まちづくり＊あんしん応援」

「北区＊まるごと応援」「北区役所新庁舎建設」

【基金の推移】

年度	基金取崩額	積立額	年度末基金現在高
平成 30 年度	1,000,000 円	2,338,553 円	20,795,924 円
令和元年度	2,000,000 円	1,699,997 円	20,495,921 円
令和 2 年度	500,000 円	2,156,000 円	22,151,921 円

【充当事業】

年度	充当金額	事業名
平成 30 年度	1,000,000 円	みんな元気！健やか長寿事業費（スマートフォンアプリを活用したウォーキングポイント事業）
令和元年度	2,000,000 円	区営掲示板設置及び補修費（アクリル引き戸式の区営掲示板の導入）
令和 2 年度	500,000 円	大規模水害避難対策費（マイタイムライン育成事業委託）
令和 3 年度	充当予定	副読本購入費（渋沢栄一副読本編集印刷委託） 病児・病後児保育サービス事業費（施設型・居宅訪問型）

（６）国・都用地等（政府機関移転跡地含む）跡地の土地利用

区内に発生する、主に大規模な国・都用地跡地等の利活用に関し、区の基盤づくりやまちづくりのため、国・都等の関係機関との調整や、区の基本計画、各個別計画等との整合性を図りつつ、総合調整を行う。

（７）総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、区長と教育委員会が、相互の連携をさらに強化するとともに、教育に関する課題やあるべき姿を共有することで、北区教育行政の推進を図るため、総合教育会議を設置している。

年度	開催日	内容
平成 30 年度	6月 27 日	文化・芸術振興について
	3月 28 日	「北区教育大綱」の改定について
令和元年度	6月 5 日	北区教育・子ども大綱（素案）について
	8月 23 日	北区教育・子ども大綱（案）のパブリックコメントの結果について
令和 2 年度	—	※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止

（８）北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

まち・ひと・しごと創生法に基づき、区の人口等の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」と「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という）を策定している。

総合戦略の推進にあたっては、広く関係者の意見を反映するために「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置し、会議を運営している。

今後は、区の最上位計画である、新たな基本構想の策定にあたり、基本計画との関係性や役割を整理していく。

経営改革・公共施設再配置推進担当課長

1. 経営改革の推進に関する事務

(経営改革推進事業費 38,065千円)

(1) 「経営改革プラン」の推進

北区基本計画を実現するための資源調達とともに、健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を目指して経営改革プランを推進している。

平成11年以降の北区の行財政改革は、下記のとおりである。

- 平成11年8月 北区緊急財政対策（平成12年度～14年度）
- 平成12年9月 北区区政改革プラン（平成13年度～14年度）
- 平成17年3月 北区経営改革プラン（平成17年度～21年度）
- 平成19年3月 北区経営改革プラン【修正版】（平成19年度～21年度）
- 平成22年3月 北区経営改革「新5か年プラン」（平成22年度～26年度）
- 平成22年9月 緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針（平成22年度～26年度）
- 平成24年3月 北区経営改革「新5か年プラン」【改訂版】（平成22年度～26年度）
- 平成27年3月 北区経営改革プラン2015（平成27年度～31年度）
- 令和 2年3月 北区経営改革プラン2020（令和2年度～6年度）

北区経営改革プラン2020では、北区基本構想の実現、北区基本計画2020の資源調達、及び次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営の確保という課題の解決を図るため、4つの方向性を掲げ、以下の取り組みを行う。

歳入確保や事業の見直し、執行体制の効率化などあらゆる財源対策を講じ、資源調達を図る。

内部努力の徹底や官民の役割分担の見直しとともに、AIやRPAなどのICTを活用して、業務の効率化や区民サービスの向上を図り、将来にわたって健全で安定的な財政運営の維持と変化に強い柔軟な行財政システムを構築する。

(2) 指定管理者制度の導入

「北区指定管理者制度ガイドライン」に基づいて、公の施設に指定管理者制度の導入を進めており、平成18年度以来、令和3年度は新たな導入施設はなく、現在133施設に指定管理者制度を導入している（別表1及び2参照）。

指定管理者制度は、複数年度にわたり施設の管理・運営を民間事業者等に委ねることから、区で管理運営状況を把握し、適切な指導・監督を行うため、区独自で構築したモニタリング・評価制度を実施している。平成22年度から区職員に外部有識者（社会保険労務士・公認会計士）を加え、制度に対する客観性や透明性の確保を図っている。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大を受け、外部有識者によるモニタリング・評価は中止し、令和3年度に延期した。

また、新型コロナウイルス感染症等により施設運営に影響が生じた場合には、必要な対応を行う。

別表1 令和2年度及び令和3年度指定管理者制度導入施設

令和2年度導入：3施設

条例	施設	指定管理者	指定期間	利用 料金
保育所	志茂保育園	社会福祉法人三愛福祉会	令和2～ 6年度	
いきがい活動センター	いきがい活動センター	社会福祉法人奉優会	令和2～ 5年度	○
高齢者住宅	シルバーピア滝野川	株式会社東急コミュニティー	令和2～ 4年度	

令和3年度導入：導入なし

別表2 指定管理者制度導入施設一覧（令和3年4月1日現在）

条例	施設	指定管理者	指定期間	期 数	利用 料金
ふれあい館	赤羽ふれあい館	赤羽ふれあい館自主管理運営委員会	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	桐ヶ丘ふれあい館	桐ヶ丘ふれあい館自主管理運営委員会	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	島下ふれあい館	島下ふれあい館自主管理委員会	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	稲付ふれあい館	稲付ふれあい館自主管理運営会	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	西が丘ふれあい館	西が丘ふれあい館自主管理委員会	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	東田端ふれあい館	東田端ふれあい館自主管理運営委員会	平成 29～ 令和 3 年度	1	
赤羽会館	赤羽会館	赤羽会館マネジメントグループ 【株式会社旺栄／株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン】	平成 29～ 令和 3 年度	1	○
滝野川会館	滝野川会館	A & Nグループ 【アズビル株式会社／株式会社日進産業】	平成 29～ 令和 3 年度	3	○
北とぴあ	北とぴあ	北とぴあマネジメント共同事業体 【株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン／アズビル株式会社／株式会社旺栄／株式会社岡田舞台】	令和2～ 6 年度	2	○

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
元気ぷらざ	元気ぷらざ	FH 元気パートナーズ	令和元～ 5 年度	4	○
老人いこいの家	志茂老人いこいの家	【株式会社フクシ・エンタープライズ ／株式会社ハリマビシステム】			
NPO・ボランティアぷらざ	NPO・ボランティアぷらざ	特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構	平成 29～ 令和 3 年度	4	
コミュニティアリーナ	新町コミュニティアリーナ	新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会	平成 29～ 令和 3 年度	2	
ネスト赤羽	ネスト赤羽	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター	平成 29～ 令和 3 年度	2	
体育施設	北運動場	日本製紙・日比谷アメニス共同事業体 【日本製紙総合開発株式会社／株式会社日比谷アメニス】	平成 29～ 令和 3 年度	4	○
	新荒川大橋野球場			4	
	中央公園野球場			3	
	中央公園庭球場			3	
	新荒川大橋サッカー場			4	
	新河岸川庭球場			4	
	浮間子どもスポーツ広場			3	
	赤羽スポーツの森公園競技場			3	
	浮間舟渡庭球場			2	
	北ノ台スポーツ多目的広場			2	
十条台小学校温水プール	十条台小学校温水プール	株式会社フクシ・エンタープライズ	平成 30～ 令和 3 年度	3	○
体育施設	王子プール				
	谷端プール				
	桐ヶ丘プール				
体育館	桐ヶ丘体育館	K i T A マネジメントグループ 【アズビル株式会社／株式会社ピーウォッシュ／株式会社ルネサンス／まちづくり北株式会社／滝野川種苗株式会社】	平成 29～ 令和 3 年度	4	○
	滝野川体育館			4	
	赤羽体育館			1	
エコー広場館	富士見橋エコー広場館	特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	滝野川西エコー広場館				

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
エコー広場館	北ノ台エコー広場館	特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	赤羽エコー広場館				
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム上中里つつじ荘	社会福祉法人北区社会福祉事業団	令和 3～ 7 年度	4	○
	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘				
	特別養護老人ホーム桐ケ丘やまぶき荘	社会福祉法人東京聖労院	令和 3～ 7 年度	4	○
高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンター上中里つつじ荘	社会福祉法人北区社会福祉事業団	令和 3～ 7 年度	4	○
	田端高齢者在宅サービスセンター				
	滝野川西高齢者在宅サービスセンター				
	高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘				
	堀船高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人光照園	令和 3～ 7 年度	4	○
	高齢者在宅サービスセンター桐ケ丘やまぶき荘	社会福祉法人東京聖労院	令和 3～ 7 年度	4	○
老人いこいの家	滝野川老人いこいの家	社会福祉法人北区社会福祉事業団	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	名主の滝老人いこいの家				
授産場	王子授産場	公益社団法人北区シルバー人材センター	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	桐ケ丘授産場				
いきがい活動センター	いきがい活動センター	社会福祉法人奉優会	令和 2～ 5 年度	1	○
介護予防拠点施設	滝野川東介護予防拠点施設	社会福祉法人北区社会福祉協議会	令和 3～ 7 年度	6	○
	桐ケ丘介護予防拠点施設				
母子生活支援施設	浮間ハイマート	社会福祉法人東京都福祉事業協会	平成 29～ 令和 3 年度	4	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
福祉工房	赤羽西福祉工房	社会福祉法人北区社会福祉事業団	令和 3～ 7 年度	4	
福祉作業所	赤羽西福祉作業所	社会福祉法人北区社会福祉事業団	令和 3～ 7 年度	4	
	王子福祉作業所		平成 30～ 令和 4 年度	3	
	たばた福祉作業所	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	令和 3～ 7 年度	4	
知的障害者生活寮	神谷ホーム	社会福祉法人あゆみ	令和 3～ 7 年度	4	
福祉園	若葉福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	平成 29～ 令和 3 年度	3	
	あすなろ福祉園		令和元～ 5 年度	3	
区営住宅	浮間二丁目第2アパート	株式会社東急コミュニティー	平成 30～ 令和 4 年度	4	
	浮間二丁目第3アパート				
	赤羽北二丁目アパート				
	東田端二丁目アパート				
	赤羽北三丁目第2アパート				
	志茂五丁目アパート				
	浮間三丁目第3アパート				
	浮間三丁目第4アパート				
	赤羽西六丁目第2アパート				
	西が丘一丁目アパート				
	西が丘一丁目第2アパート				
	西が丘二丁目アパート				
	赤羽西六丁目第3アパート				
高齢者住宅	シルバーピア赤羽北	株式会社東急コミュニティー	平成 30～ 令和 4 年度	1	
	シルバーピア滝野川		令和 2～ 4 年度	1	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
自転車等 駐車場 (19か所)	浮間四丁目自転車駐車場	公益社団法人北区シルバー人材センター	平成 29～ 令和 3 年度	4	○
	浮間三丁目自転車駐車場			4	
	赤羽北二丁目自転車駐車場			4	
	赤羽駅南口第一自転車駐車場			4	
	赤羽駅南口第二自転車駐車場			4	
	王子駅北口自転車駐車場			4	
	栄町自転車駐車場			4	
	王子駅南口自転車駐車場			4	
	赤羽駅西口北自転車駐車場			4	
	北赤羽駅赤羽口自転車駐車場			4	
	王子神谷駅前自転車駐車場			4	
	音無親水公園自転車駐車場			4	
	東十条駅北口自転車駐車場			4	
	十条駅西口自転車駐車場			4	
	東十条駅北口第二自転車駐車場			4	
	十条駅東口自転車駐車場			4	
	王子神谷駅北自転車駐車場			4	
	東十条駅南口自転車駐車場			2	
	赤羽東本通り自転車駐車場		平成 30～ 令和 3 年度	1	
自転車等 駐車場 (11か所)	赤羽駅南口第三自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	平成 29～ 令和 3 年度	2	○
	新田端大橋北自転車駐車場			4	
	新田端大橋南自転車駐車場			4	
	新田端大橋中央自転車駐車場			4	
	田端駅前自転車駐車場			4	
	滝野川三丁目自転車駐車場			4	
	尾久駅前自転車駐車場			3	
	王子駅明治通り自転車駐車場			2	
	西ヶ原駅前自転車駐車場			2	
	北谷端公園脇自転車駐車場			2	
	赤羽駅東口自転車駐車場		令和元～ 3 年度	1	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
自転車等駐車場	赤羽駅西口自転車駐車場	タイムズ24・ソーリンググループ 【タイムズ24株式会社／タイムズサービス株式会社／株式会社ソーリン】	令和2～6年度	2	○
駐車場	赤羽駅西口駐車場				
公園	荒川岩淵関緑地バーベキュー場	株式会社サンワックス	令和2～4年度	2	○
	荒川岩淵関緑地駐車場				
文化センター	中央公園文化センター	株式会社旺栄	平成30～令和4年度	4	○
	赤羽文化センター				
	滝野川文化センター				
那須高原学園	那須高原学園	株式会社ニッコトラスト	平成30～令和4年度	4	○
児童館	八幡山子どもセンター	社会福祉法人東京聖労院	平成30～令和4年度	4	
	十条台子どもセンター	株式会社こどもの森	平成30～令和4年度	4	
	西ヶ原子どもセンター	株式会社明日葉	平成29～令和3年度	3	
	袋児童館	株式会社日本保育サービス	令和2～3年度	4	
	滝野川東児童館	株式会社日本デイクアセンター	令和2～3年度	4	
	豊島東児童館	株式会社日本デイクアセンター	令和2～3年度	3	
保育所	王子北保育園	社会福祉法人三祉会	令和3～7年度	4	
	東十条保育園	社会福祉法人育成会	令和3～7年度	4	
	滝野川西保育園	社会福祉法人聖華	平成29～令和3年度	3	
	桐ヶ丘保育園	社会福祉法人みわの会	平成29～令和3年度	3	
	浮間東保育園	社会福祉法人三祉会	平成30～令和4年度	3	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
保育所	西ヶ原東保育園	社会福祉法人東萌会	令和元～ 5年度	3	
	上十条南保育園	社会福祉法人東京都福祉事業協会	令和元～ 5年度	3	
	桜田保育園	社会福祉法人豊川保育園	令和2～ 6年度	3	
	東田端保育園	社会福祉法人つぼみ会	平成29～ 令和3年度	2	
	岩淵保育園	社会福祉法人こうほうえん	平成30～ 令和4年度	2	
	西ヶ原南保育園	社会福祉法人東萌会	平成30～ 令和4年度	2	
	王子本町保育園	社会福祉法人ゆうゆう	令和元～ 5年度	2	
	浮間さくら草保育園	社会福祉法人聖華	令和元～ 5年度	2	
	赤羽台保育園	社会福祉法人茂原高師保育園	令和3～ 7年度	2	
	志茂保育園	社会福祉法人三愛福祉会	令和2～ 6年度	1	

※1 令和2年12月4日付で板橋駅東口自転車駐車が廃止となった。

※2 令和3年3月31日付で谷端プール多目的広場が廃止となった。

2. 行政評価に関する事務

区民の立場に立った効果的・効率的な行政の推進及び行政運営の改善・適正化を図るため、施策評価及び事務事業評価に取り組んでいる。

施策評価は、長期計画等の進捗管理、施策間の優先度合いの明確化及び総合行政の実効性確保を目的として、基本計画の改定時期に合わせ実施している。平成30年度には、基本計画の全基本施策について評価を実施した。

事務事業評価は、アカウンタビリティと新たな協働関係の構築、成果志向による行政改革の推進、マネジメントサイクルの確立、全庁的な意識改革と能力開発をめざして、平成12年度から毎年度、実施している。

令和元年度からは、評価対象事業を中期計画事業とし簡易評価を行った。また、重点評価については、中期計画への掲載の有無に関わらず2年目、5年目、10年目を迎える事業を対象に実施した。

令和2年度については、中期計画（令和2年度～4年度）初年度のため、事務事業評価は実施しなかった。

3. 組織に関する事務

（1）政策経営部

平成11年6月に策定してから20年以上経過している「北区基本構想」を改定し、新たな時代に適合した北区の将来像を定めるため、「副参事（基本構想担当）」を新設した。

（2）危機管理室

国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、北区における事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策の総合的かつ計画的な実施に向け、「国土強靱化地域計画」を策定するため、「副参事（国土強靱化地域計画担当）」を新設した。

（3）地域振興部

プレミアム付商品券事業の事務処理の終了に伴い、プレミアム付商品券担当課長を廃止した。

（4）区民部

①国が進める個人番号カードの普及拡大に向け、個人番号カードの交付体制の強化を図るため、戸籍住民係内の番号制度担当を移行・拡充し、戸籍住民課に「個人番号カード交付係」を新設した。

②特別定額給付金事業の事務処理の終了に伴い、特別定額給付金担当課長を廃止した。

（5）生活環境部

堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）等対策に関する総合窓口を設置するため、環境課に課務担当主査を新設した。

（6）健康福祉部・北区保健所

①狭あい対策による北部地域保護担当課長の庁舎移転に伴い、北部地域保護担当課長が所管する課務担当主査（保護第八地区担当）を生活福祉課に移行し、「保護第八係」を新設した。

②新型コロナウイルスワクチン接種に向け迅速かつ適切に開始できる体制を整備し、円滑にワクチン接種を実施するため、「新型コロナウイルスワクチン接種担当課長」を令和3年1月19日に新設し、保健所に設置した。

③新型コロナウイルス感染症対策において、医療関係団体や医療機関と緊密な連携や調整を図り、事業の迅速かつ円滑な実施につなげるため、「副参事（新型コロナウイルス感染症医療調整担当）」を令和3年1月1日に保健所に新設した。

（7）まちづくり部

地震・風水害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向け、構造審査基準にもとづく指導と区の支援の

合理化・効率化を図るため、建築課構造設備係及び課務担当主査（建築防災）の事務を、建築物等の構造及び建築物の耐震化に関すること等を担当する「構造・耐震化促進係」と建築物等の設備に関すること等を担当する「課務担当主査（設備）」に再編したほか、建築課細街路係を「細街路整備係」に名称変更した。

（８）土木部

安全・安心のまちづくり、駅周辺のまちづくりの一層の推進に向け、鉄道付属街路をはじめとする都市計画道路等事業用地の早期取得や関係部署間の総合調整を図るため、副参事（用地担当）及び土木政策課用地係を再編し、「事業用地担当課長」を新設した。

（９）子ども未来部

子ども発達支援センターさくらんぼ園が児童福祉法第４３号第１号に掲げる福祉型児童発達支援センターに移行するにあたり、子ども発達支援センターさくらんぼ園を「児童発達支援センター」に名称変更した。

４．公共施設の有効活用に関する事務

（１）公共施設再配置の推進

公共施設を取りまく社会環境や行政需要の変化に適切に対応し、限られた資源の中でより質の高いサービスを区民に提供していくため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた「北区公共施設再配置方針」を平成 25 年 7 月に策定した。

平成 27 年度に公共施設白書の更新を行ったうえで、道路や公園などのインフラも含めた全ての公共施設等の現状を把握し、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 2 月に策定した。

近年の人口動向の変化や、区有施設保全計画の改定、北区立小・中学校長寿命化計画の策定により、施設の長寿命化の方針が明確化されたことを踏まえ、公共施設等の更新にかかる将来コストや施設総量の削減目標等について見直しを行うため、今後、公共施設等総合管理計画の改定を検討していく。

（２）遊休施設の利活用

東京都北区遊休施設利活用等検討会設置要綱（平成 16 年 10 月 1 日区長決裁）に基づき、「①事業の廃止、移管等により利用目的を失った区有施設又は利用目的を失うことが見込まれる区有施設、②利用計画はあるが、実施されるまで相当期間が見込まれる土地、③当面利用が見込まれない土地」などを遊休施設と位置づけ、遊休施設利活用等検討会において遊休施設の利活用、処分、貸付け及び返還に関する計画を作成している。

財 政 課

財政課は、区財政運営の基本として、各種施策を具体化するための当初予算及び補正予算編成を中心に、財政計画の策定、予算の配当及び主要事業の進行管理などを行い、財政事務を通じて、区政の円滑な推進を図っている。

また、財政状況調査（決算統計）、財務4表作成等により決算分析を行い、財政運営に際しての基礎資料としている。

1 区の主要財源

区民の区政に対する要望を実現し、多様な行政需要に添えていくためには、区財政の根源である財源の安定的確保が何よりも重要な課題である。主要財源の現況は次のとおりである。

（１）特別区税

自主財源の大宗をなす特別区税は、歳入の要と位置づけられ、令和3年度当初予算額は、特別区民税が所得環境の悪化及び納税義務者数の減少などの影響による減収を見込み、令和2年度当初予算額に比べ8億9,600万円減の296億4,500万円を計上した。

特別区税の前年度計上額に対する増減率は△2.9%となり、当初予算に占める構成比は19.2%となった。

特別区税収入の確保に鋭意努めながら、効率的な財政運営により健全財政を堅持し、納税者の信頼に応えることが一層求められるところである。

（２）特別区交付金（特別区財政調整交付金）

都区財政調整制度は、都と特別区との財源配分及び特別区相互間の財源調整という機能を有している。

調整財源として、都と区の共有財源である調整税等（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、法人事業税交付対象額、固定資産税減収補填特別交付金）が当てられ、調整税等の収入額の55.1%（調整率）が特別区ごとに算定した基準財政需要額等に基づき、特別区交付金として交付されている。

特別区交付金の令和3年度当初予算額は、主要財源である市町村民税法人分が地方法人課税の見直しによる影響の平年度化に加え、コロナ禍の影響などもあり、大幅な減収が見込まれるため、令和2年度当初予算額に比べ12億円減の490億円を計上した。令和3年度当初予算では、歳入構成比の31.8%を占めており、財政運営の重要な役割を担っている。

一方、不合理な税制改正による影響額は、ふるさと納税による影響を含め、令和3年度に23区全体で、約1,701億円の減になると試算されている。加えて、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるため、引き続き、税・財政の動向に留意する必要がある。

（令和３年度都区財政調整協議）

令和３年度都区財政調整協議は、令和２年１２月２日の第１回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」という。）から開始された。

１２月２３日の第３回都区財政調整協議会幹事会（以下「財調幹事会」という。）及び１月５日の第４回財調幹事会において、都側から財源見通しについて、令和２年度は、固定資産税及び市町村民税法人分の減収により、普通交付金が約２４１億円の減となり、当初算定時の約２４１億円の算定残とほぼ相殺する形で約３,０００万円が最終的な算定残となること、また、令和３年度は、令和２年度当初フレームに比べ、固定資産税及び法人事業税交付対象額等が増収となるものの、市町村民税法人分の大幅な減収により普通交付金が約３２４億円の減、基準財政収入額は、特別区民税、地方消費税交付金及び地方消費税交付金特例加算額が減収となることにより、約１６４億円の減となる見通しが示された。

第４回財調幹事会において、令和２年度の算定残及び令和３年度フレームの内容を整理するとともに、財源を踏まえた対応について都区の認識が一致したことにより、１月６日の第２回財調協議会において取りまとめが行われた。

その結果、令和２年度の算定残の取扱いについては、地方自治法施行令第２１０条の１３、都区財政調整条例第６条第３項及び都区間で合意した１％ルールに基づき、特別交付金に加算することとした。加算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策経費に充当することとしている。また、令和３年度の当初フレームでは、「清掃費の見直し」や「会計年度任用職員制度の反映」などの需要算定に係る課題について一定程度反映させるとともに、新規算定や算定廃止、算定内容の充実・見直し・改善を行った。

財調協議会の協議結果は、１月１５日開催の区長会総会で了承され、１月２９日開催の区長会総会臨時会において、当該結果を踏まえた令和３年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和２年度都区財政調整の取扱いについて都側から説明を受け、これを了承した。その後、２月２日開催の都区協議会において、令和３年度都区財政調整及び令和２年度の算定残についての都区合意が成立した。なお、１月２９日発表の都の令和３年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算と同額の２００億円となった。

北区の令和２年度特別区交付金の確定額は次のとおりである。

予算計上額	５０,２０９,０９３千円（歳入構成比	２５.８％）
交付金総額	５０,９１４,８７０千円（対前年度伸率	△８.３％）

（３）国庫・都支出金

国庫（都）支出金は、北区が、法令等に基づいて実施しなければならない事務に要する経費に対し、国（都）がその全部又は一部について負担するものや、北区が行う事業に対し、財政援助ないし奨励の意味をもって交付されるものなどである。したがって、特定財源として使途が明定された財源である。

国は、財政難を理由に、昭和６０年度以降負担率の引下げを行ってきた。加えて、地方分権の進展に伴い、国庫補助相当を地方交付税の需要額に算定する「一般財源化」が行われてきた。

また、平成１９年度より所得税から住民税への税源移譲が実現したが、地方財政の自立に向けて、更なる地方税財政基盤の充実強化を図る必要がある。

さらに平成２３年度から段階的に実施されていた国庫補助負担金の一括交付金化は、平成２５年度から廃止となったが、国・都における財政状況のひっ迫を契機としての補助金等の見直しの動きなど、今後とも、国・都の動向を注視し、必要な取組を行っていかねばならない。

国庫支出金の令和３年度当初予算額は、個人番号カード交付事業費等補助金等が増となる一方、シルバーピア滝野川建設終了による社会資本整備総合交付金の減等により、前年度から横ばいの２９１億９,０７１万２千円となり、歳入構成比は１９.０％となった。

都支出金の令和３年度当初予算額は、シルバーピア滝野川建設終了による公営住宅整備事業補助金の減等により、対前年度比７.５％減の１１７億１,０８５万５千円となり、歳入構成比は７.６％となった。

（４）地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算した後の２分の１に相当する額が区市町村へ交付されるものである。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成２６年４月１日及び令和元年１０月１日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障４経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられている。

平成３０年度税制改正では、地方消費税における都道府県間の清算基準の抜本的な見直しが行われ、令和３年度の地方消費税交付金への影響額は、２３区全体で約４０２億円の減と試算している。

令和３年度予算における北区の地方消費税交付金は、６９億９,４００万円となり、歳入構成比は４.５％となった。地方消費税交付金のうち社会保障財源分は、４０億８,５００万円を見込み、幼児教育・保育の無償化や保育所の待機児童解消、低所得者の国民健康保険料・介護保険料の負担軽減などに活用していく。

（５）特別区債

各種施設、道路・公園など建設事業の推進に活用するため、昭和４７年度から特別区債の発行を行っている。令和２年度末の特別区債現在高見込額は、２７７億９,６４９万７千円で、前年度から８,８１７万４千円減少した。

歳出総額充当一般財源等に対する公債費充当一般財源等の割合である公債費負担比率は、令和元年度普通会計決算においては、３.２％であり、前年度と同率となった。また、令和元年度の

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、公債費による財政負担の度合いを示す指標である実質公債費比率は、△3.2％となった（前年度△3.4％）。

公債費負担比率、実質公債費比率とも適正な水準で推移しているが、今後も、学校改築等のための起債を予定しているほか、多数の区有施設の更新等も見込まれることから、将来の財政負担等を考慮し、計画的に活用していくことが必要である。

特別区債の発行状況は、別掲のとおりである（6 特別区債）。

（6）基金

少子高齢化などによる厳しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせない。

景気の変動等による税収の増減にも対応し、安定した行政サービスを行うための財政調整基金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金等を適切に積み立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件である。

このような状況を踏まえ、平成12年度には「学校改築基金」を創設、令和2年度に「学校改築等基金」に改正し、学校の計画的な改築及び大規模改修を実施していくため、本基金の活用を図っている。また、平成13年度からは、前年度の一般会計剰余金の2分の1を財政調整基金に繰り入れる措置を採用し、今後の経済状況等を考慮しながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めている。

令和3年度当初予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響による一般財源の大幅な減少により、年度当初に特定目的基金への積立ては困難と判断したが、今後の社会経済状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

2 主要事業進行管理

主要事業の効率的な執行を期するため、北区予算事務規則第23条の規定により、令和3年度は次の事業について、当該事業の執行計画に基づく執行状況を把握し、事業の促進を図っている。

生活環境部 1 清掃事業 （1）浮間清掃事業所粗大ごみ中継施設増築工事 健康福祉部 1 特別養護老人ホーム大規模改修 （1）上中里つつじ荘 まちづくり部 1 十条駅西口市街地再開発 土木部 1 橋梁架替整備 （1）十条跨線橋 （2）新柳橋 2 公園整備 （1）荒川緑地（豊島ブロック） （2）名主の滝公園	教育振興部 1 学校改築 （1）王子第一小学校 （2）西が丘小学校 （3）仮称都の北学園 2 学校リノベーション （1）滝野川第四小学校 （2）飛鳥中学校 子ども未来部 1 私立保育所整備 2 学童クラブ整備 （1）王子小学校増築棟整備
---	--

3 財政分析・広報

毎年度、地方財政状況調査（決算統計）により、普通会計決算ベースで調査表を作成し、決算の分析、財政分析指標の算出・公表を行っている。平成19年度決算からは地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表を行っている。

また、区の財政状況をわかりやすくPRするため、予算書・決算書に加え、「ふるさと北区財政白書」、「予算の概要」の冊子を作成し、図書館、地域振興室、区政資料室に配置するとともに、北区ニュース・ホームページにおいて、財政事情、財政比較分析表、予算・決算特集を掲載している。

そのほか、貸借対照表（バランスシート）、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成し、平成30年度から「ふるさと北区財政白書」と一体化して公表するなど、分かりやすい財政情報の開示・提供を図っている。

4 地方公会計制度

平成29年度に日々仕訳方式を採用し、平成30年度（平成29年度決算）から総務省策定の統一的な基準による財務書類の作成・公表を行っている。

5 令和2年度歳入歳出予算の概要

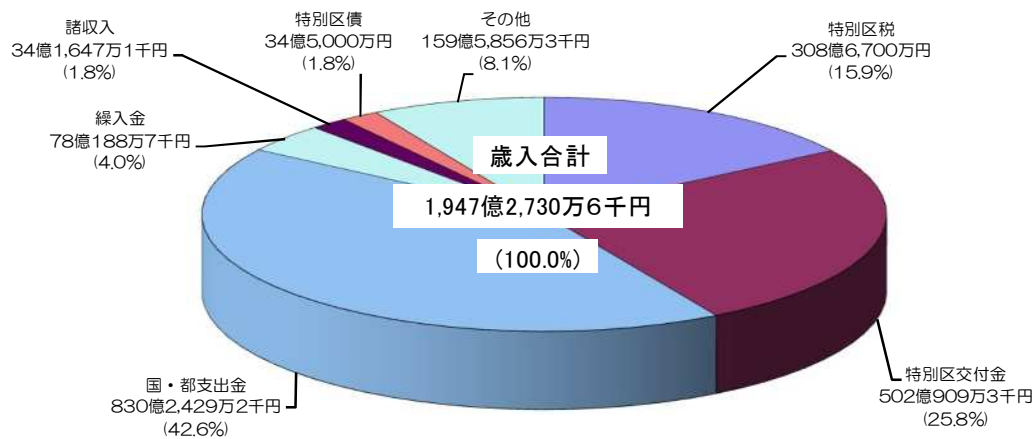
(1) 一般会計

(歳入)

(単位：千円)

款	当 初 予 算	補 正 予 算							計	構 成 比 %
		1号(5月)	2号(6月)	3号(7月)	4号(9月)	5号(11月)	6号(12月)	7号(2月)		
1 特 別 区 税	30,541,000	0	0	0	0	0	0	326,000	30,867,000	15.9
2 地 方 譲 与 税	478,000	0	0	0	0	0	0	△ 26,000	452,000	0.2
3 利 子 割 交 付 金	85,000	0	0	0	0	0	0	0	85,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	427,000	0	0	0	0	0	0	0	427,000	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	239,000	0	0	0	0	0	0	0	239,000	0.1
6 地 方 消 費 税 交 付 金	7,482,000	0	0	0	0	0	0	△ 374,000	7,108,000	3.7
7 環 境 性 能 割 交 付 金	115,000	0	0	0	0	0	0	0	115,000	0.1
8 地 方 特 例 交 付 金	268,000	0	0	0	0	0	0	10,158	278,158	0.1
9 特 別 区 交 付 金	50,200,000	0	0	0	0	0	0	9,093	50,209,093	25.8
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,000	0	0	0	0	0	0	0	21,000	0.0
11 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,000	0	0	0	0	0	0	0	6,000	0.0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	2,092,077	0	0	0	0	0	0	△ 331,448	1,760,629	0.9
13 使 用 料 及 び 手 数 料	2,959,134	0	0	0	0	0	0	△ 79,251	2,879,883	1.5
14 国 庫 支 出 金	29,188,687	36,570,714	373,084	265,929	381,678	15,000	142,470	1,309,902	68,247,464	35.0
15 都 支 出 金	12,663,883	0	234,994	40,892	970,380	7,000	0	859,679	14,776,828	7.6
16 財 産 収 入	110,775	0	0	0	0	0	0	311,745	422,520	0.2
17 寄 付 金	1	10,000	0	200	0	1,500	0	11,169	22,870	0.0
18 繰 入 金	9,247,048	1,264,886	632,697	253,151	2,186,139	125,740	0	△ 5,907,774	7,801,887	4.0
19 繰 越 金	1,800,000	0	253,135	88,368	0	0	0	0	2,141,503	1.1
20 諸 収 入	3,582,395	0	2,500	0	0	0	0	△ 168,424	3,416,471	1.8
21 特 別 区 債	4,124,000	0	0	0	0	0	0	△ 674,000	3,450,000	1.8
歳 入 合 計	155,630,000	37,845,600	1,496,410	648,540	3,538,197	149,240	142,470	△ 4,723,151	194,727,306	100.0

令和2年度一般会計歳入予算（最終予算額）

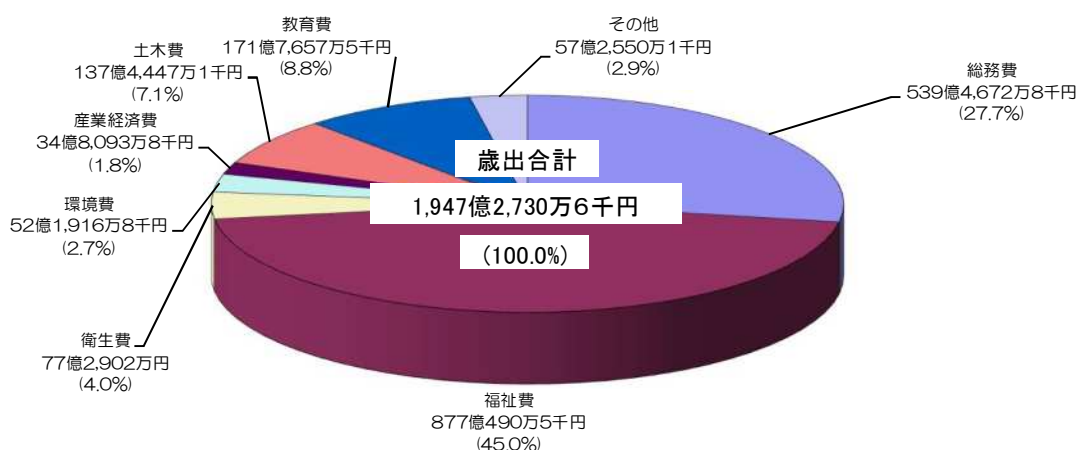


(歳 出)

(単位：千円)

款	当 初 予 算	補 正 予 算							計	構 成 比 %
		1号(5月)	2号(6月)	3号(7月)	4号(9月)	5号(11月)	6号(12月)	7号(2月)		
1 議 会 費	818,820	0	0	0	0	0	0	△3,000	815,820	0.4
2 総 務 費	17,733,437	36,224,334	56,657	59,936	438,314	86,887	0	△652,837	53,946,728	27.7
3 福 祉 費	86,570,496	353,169	437,394	473,129	1,701,150	27,892	142,470	△2,000,795	87,704,905	45.0
4 衛 生 費	5,050,617	10,000	146,058	11,783	386,783	20,000	0	2,103,779	7,729,020	4.0
5 環 境 費	5,246,816	0	3,993	0	△23,641	0	0	△8,000	5,219,168	2.7
6 産 業 経 済 費	2,880,971	1,258,097	149,354	0	△30,000	0	0	△777,484	3,480,938	1.8
7 土 木 費	14,523,645	0	85,025	0	916,401	1,151	0	△1,781,751	13,744,471	7.1
8 教 育 費	18,653,202	0	317,929	103,692	149,190	13,310	0	△2,060,748	17,176,575	8.8
9 公 債 費	3,586,798	0	0	0	0	0	0	0	3,586,798	1.8
10 諸 支 出 金	365,198	0	0	0	0	0	0	457,685	822,883	0.4
11 予 備 費	200,000	0	300,000	0	0	0	0	0	500,000	0.3
歳 出 合 計	155,630,000	37,845,600	1,496,410	648,540	3,538,197	149,240	142,470	△ 4,723,151	194,727,306	100.0

令和2年度一般会計歳出予算（最終予算額）



(2) 特別会計
 国民健康保険事業会計
 (歳入)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算			計	構成比 %
		1号(5月)	2号(9月)	3号(2月)		
1 国民健康保険料	8,230,132	0	0	△981,316	7,248,816	20.4
2 一部負担金	4	0	0	0	4	0.0
3 使用料及び手数料	162	0	0	0	162	0.0
4 国庫支出金	1	0	0	356,930	356,931	1.0
5 都支出金	24,127,098	20,000	0	△1,293,006	22,854,092	64.3
6 繰越金	2	0	46,084	639,215	685,301	1.9
7 諸収入	56,939	0	0	41,459	98,398	0.3
8 繰入金	4,362,764	0	0	△45,117	4,317,647	12.1
歳入合計	36,777,102	20,000	46,084	△1,281,835	35,561,351	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算			計	構成比 %
		1号(5月)	2号(9月)	3号(2月)		
1 総務費	722,011	0	338	△14,574	707,775	2.0
2 保険給付費	24,137,243	20,000	0	△1,644,232	22,513,011	63.3
3 国民健康保険事業費納付金	10,968,914	0	45,746	△43,836	10,970,824	30.8
4 共同事業拠出金	4	0	0	0	4	0.0
5 財政安定化基金拠出金	1	0	0	0	1	0.0
6 保健事業費	390,848	0	0	△73,932	316,916	0.9
7 諸支出金	58,081	0	0	685,299	743,380	2.1
8 予備費	500,000	0	0	△190,560	309,440	0.9
歳出合計	36,777,102	20,000	46,084	△1,281,835	35,561,351	100.0

介護保険会計

(歳 入)

(単位：千円)

款	当 初 予 算	補 正 予 算				計	構 成 比 %
		1号(6月)	2号(9月)	3号(11月)	4号(2月)		
1 介 護 保 険 料	6,854,457	△ 198,814	0	0	△ 115,200	6,540,443	17.8
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1	0	0	0	0	1	0.0
3 国 庫 支 出 金	7,888,717	0	0	5,192	151,539	8,045,448	21.9
4 支 払 基 金 交 付 金	8,905,185	0	3,360	0	△ 30,332	8,878,213	24.1
5 都 支 出 金	4,955,371	0	0	0	△ 15,994	4,939,377	13.4
6 財 産 収 入	1,494	0	0	0	△ 180	1,314	0.0
7 繰 入 金	6,169,086	198,814	8,000	5,192	△ 95,590	6,285,502	17.1
8 繰 越 金	2	0	2,103,495	0	0	2,103,497	5.7
9 諸 収 入	1,846	0	0	0	37	1,883	0.0
歳 入 合 計	34,776,159	0	2,114,855	10,384	△ 105,720	36,795,678	100.0

(歳 出)

(単位：千円)

款	当 初 予 算	補 正 予 算				計	構 成 比 %
		1号(6月)	2号(9月)	3号(11月)	4号(2月)		
1 総 務 費	721,371	0	8,000	10,384	△37,081	702,674	1.9
2 保 険 給 付 費	31,764,802	0	0	0	0	31,764,802	86.3
3 地 域 支 援 事 業 費	1,956,490	0	0	0	△122,477	1,834,013	5.0
4 基 金 積 立 金	1,494	0	1,344,181	0	△180	1,345,495	3.6
5 諸 支 出 金	15,002	0	762,674	0	54,018	831,694	2.3
6 予 備 費	317,000	0	0	0	0	317,000	0.9
歳 出 合 計	34,776,159	0	2,114,855	10,384	△105,720	36,795,678	100.0

後期高齢者医療会計

(歳 入)

(単位：千円)

款	当 初 予 算	補 正 予 算		計	構 成 比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 後期高齢者医療保険料	3,725,560	0	43,690	3,769,250	41.6
2 使用料及び手数料	3	0	0	3	0.0
3 繰入金	4,937,996	6,300	△172,563	4,771,733	52.7
4 繰越金	1	211,806	0	211,807	2.4
5 諸収入	301,138	1,829	△1,836	301,131	3.3
歳入合計	8,964,698	219,935	△130,709	9,053,924	100.0

(歳 出)

(単位：千円)

款	当 初 予 算	補 正 予 算		計	構 成 比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 総務費	167,924	6,300	0	174,224	1.9
2 広域連合納付金	8,073,507	0	△131,415	7,942,092	87.7
3 保健事業費	326,931	0	△629	326,302	3.6
4 葬祭費	182,334	0	0	182,334	2.0
5 諸支出金	14,002	213,635	1,335	228,972	2.6
6 予備費	200,000	0	0	200,000	2.2
歳出合計	8,964,698	219,935	△130,709	9,053,924	100.0

(白紙)

6 特別区債

本区における特別区債の発行状況は、下記のとおりです。

特別区債発行状況一覧表

発行年度	特別区債の目的	発行額	発
			年利率 (%)
平成8	滝野川東区民センター建設外11件	5,921,600	2.4~3.1
12	東十条ふれあい館建設外11件	5,687,200	1.3~1.6
13	滝野川第一小学校用地取得外2件	1,094,500	0.6~2.0
14	赤羽北区民センター建物取得外5件	4,219,700	0.5~1.1
15	滝野川第一小学校用地取得外4件	7,015,100	0.28~1.8
16	減税補てん債外1件	7,864,900	0.2~1.1
17	減税補てん債外1件	1,543,200	0.1~1.7
18	減税補てん債外3件	1,681,400	0.01~2.0
19	学校改築外4件	6,160,000	0.9~1.9
20	学校改築外4件	4,521,000	0.8~2.0
21	学校改築外3件	3,198,500	0.6~1.7
22	学校改築外1件	2,447,000	0.9~1.3
23	学校改築外3件	3,532,000	0.7~1.4
24	学校改築外2件	1,706,000	0.3~1.0
25	学校改築外3件	3,262,000	0.3~1.0
26	赤羽体育館建設外1件	1,342,000	0.2
27	仮称赤羽台のもり公園用地取得外4件	3,449,000	0.07~0.1
28	赤羽体育館建設外3件	4,929,000	0.01
29	学校改築外1件	2,972,900	0.01~0.4
30	学校改築外2件	4,003,000	0.004~0.2
令和元	学校改築外1件	3,037,000	0.003~0.2
小計（平成8年～令和元年度）			

発行年度	特別区債の目的	発行額	発
			年利率 (%)
2	上中里つつじ荘大規模改修	572,000	0~0.02
	道路整備（北1026号外3路線）	165,000	0.02~0.3
	シルバーピア滝野川建設	767,000	0.4
	学校改築（王子第一小学校外2校）	1,390,000	0~0.3
	学校リフレッシュ改修（滝野川小学校）	185,000	0.02~0.3
	減収補てん債	184,000	0.02
	小計	3,263,000	-
合計			

※償還が終了している年度は省略した。

※上記数値には、一般会計及び用地特別会計分を含む。

※減税補てん債については、平成13年度債から「利率見直し方式」のため借入

※令和3年度発行予定額（当初予算計上額 5,082,000千円）は上記には含ま

(単位：千円)

行 条 件		区債現在高 (令和2年度末)	令和3年度 償還見込額	区債現在高 (令和3年度末 現在高見込)
償還期間 (年)	据置期間 (年)			
10～22	2～9	4,565	4,565	0
4～25	0～3	22,763	4,435	18,328
10～25	3	87,680	49,213	38,467
4～25	0～9	199,705	98,922	100,783
4～25	3～9	234,543	52,610	181,933
10～20	0～3	150,118	37,417	112,701
10～20	3～9	201,995	40,319	161,676
12～25	2～4	447,554	51,992	395,562
10～25	2～4	164,633	12,663	151,970
10～20	2～9	398,090	46,864	351,226
10～20	2～9	262,205	27,200	235,005
10～15	2～3	811,154	158,054	653,100
10～20	2～3	1,622,571	313,879	1,308,692
10～20	2～3	963,539	139,569	823,970
10～20	2～3	2,045,593	286,332	1,759,261
10	2～3	746,532	186,074	560,458
10	2～3	2,303,005	459,835	1,843,170
10	2～3	3,972,574	661,944	3,310,630
10～25	2～3	2,854,678	247,062	2,607,616
10	2～9	4,003,000	181,081	3,821,919
10～20	2～9	3,037,000	0	3,037,000
		24,533,497	3,060,030	21,473,467

行 条 件		区債現在高 (令和2年度末)	令和3年度 償還見込額	区債現在高 (令和3年度末 現在高見込)
償還期間 (年)	据置期間 (年)			
10	2～3	572,000	0	572,000
10	3～9	165,000	0	165,000
25	3	767,000	0	767,000
10	2～9	1,390,000	0	1,390,000
10	3～9	185,000	0	185,000
10	3	184,000	0	184,000
-	-	3,263,000	0	3,263,000
		27,796,497	3,060,030	24,736,467

から10年後に見直しがある。
ない。

情 報 政 策 課

1. 北区情報化基本計画の推進

北区の情報化施策を総合的、体系的に推進するため、令和元年度に「北区情報化基本計画 2020」を策定した。当計画の今後の方向性、課題を解決するための8つの目標、施策メニュー及び重点プロジェクトの実施を推進する。

<重点プロジェクト>

- ・ICTを活用した行政サービスの高度化（マイナンバーカードの活用など）
- ・災害時等における情報サービスの提供（災害時の多様な手段による情報伝達など）
- ・情報資産を守る対策の強化（情報セキュリティマネジメントの推進など）
- ・先進技術を活用した高度で効率的な情報システムの整備（BPR（業務改革）の推進など）
- ・地域コミュニティ活性化へのICT活用（オープンデータの推進）

2. 内部情報系システム運営

（内部情報系システム運営費 1, 146, 885千円）

（1）情報系ネットワークと内部情報系システム

情報系ネットワーク（庁内LAN）は、平成16年2月に本庁舎で運用開始して、平成20年度には全ての整備が完了している。情報系ネットワークは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）に接続している。情報系ネットワーク基盤上で、内部情報系システムとして、グループウェア（掲示板・電子メール・スケジュール機能等）、庶務事務システム、文書総合管理システム、財務会計システムを運用している。

平成28年度に、自治体セキュリティ強化対策事業においてLGWAN接続とインターネット接続の分離を行い、平成29年度に、東京都が構築する自治体セキュリティクラウドに接続するためのネットワークの構築及びインターネット環境からLGWAN環境へのファイル持込み時にウィルス等を除去する機能（無害化）を構築し、また、内部情報系システムのサーバ及びネットワーク機器の更改を実施した。

平成30年度は、財務会計システムのサーバ機器更改を実施した。

令和元年度は、現行端末のOSであるWindows7のサポート終了に伴い、Windows10 端末への入れ替えを実施した。

令和2年度は、庁内無線ネットワーク機器及び出先機関のネットワーク機器の更改作業を実施したほか、近年の職員数増に対応するため、シンクライアント端末100台の環境構築を行った。

令和3年度は、本庁舎の有線接続関連機器及び全庁を管理するサーバ機器を更改するとともに、校務用シンクライアント端末増設に向けた環境構築を行う。

（2）情報セキュリティ

区が保有する情報及び情報を取り扱う環境の機密性、完全性、可用性を確保維持するための統一かつ基本的な方針である「北区情報セキュリティポリシー」（平成16年3月策定）とその関係規定に基づき、情報セキュリティ対策を組織的に講じて、区民の財産、プライバシー等を守り、安定的かつ継続的に行政サービス及び正確な情報の提供を図っている。

区の情報セキュリティ管理は、最高情報統括責任者（CIO）である担任副区長を委員長、担任外副区長を副委員長、各部長を委員とする「北区情報セキュリティ委員会」を最高意思決定機関として実施して

いる。

平成27年度からは最高情報セキュリティ統括責任者（CISO）を設置し、情報セキュリティ対策に関し、実務上の指揮を執るものとして政策経営部長（令和2年度組織改正により区民部長から変更）の職にある者を充てている。令和3年4月には教務用ICT環境に関する案件については、教育長を最高情報セキュリティ統括責任者（CISO）とした。なお、委員会の事務局は、情報政策課のほか、総務課と教育政策課の3課で担当している。

＜主な取り組み＞

① 情報セキュリティ監査

各組織の情報セキュリティ体制を点検して改善を図るとともに職員の意識を向上させるため、平成17年度から外部監査人による助言型セキュリティ監査を実施している。令和2年度は、5課を対象に実施し、令和3年度は、令和2年度被監査組織の監査結果に基づくフォローアップを行うとともに、新たに5課を対象に監査を実施する予定である。

② 情報資産台帳整備・点検

情報セキュリティ対策の基盤となる情報資産台帳は、年度更新後に全組織から提出を求めて点検を行っている。

平成24年度から26年度にかけて20組織について情報資産台帳に関する現地調査とヒアリングを実施した。

平成27年度は組織間の相互チェックやチェックリストによる自己点検等について2組織に対して試行等を行って所管課で自己点検を行える簡単なチェックリストを作成し、平成28年度はチェックリスト実施後の情報資産台帳を提出させ、平成29年度はガイドラインや台帳の様式を見直し、事務の負担軽減を図った。その後、引き続き情報資産台帳の整備・点検を継続している。

③ 情報セキュリティ研修

職員の情報セキュリティに関する基本的な知識や対応の習得や意識向上を図るため研修を実施している。対象は新規採用、昇任者、転入者、情報セキュリティ担当者である。平成29年度からは5年以上情報セキュリティ研修を受講していない職員向けに基礎的な情報セキュリティ研修を実施している。

令和2年度は、新規採用職員及び管理職対象の研修が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部実施できなかったため、令和3年度に振り替えて実施する予定としている。

④ 生体認証システム

北区情報系ネットワークの本人認証について、なりすまし等の情報セキュリティリスクを回避するとともに、職員のパスワード入力処理及び管理の負担を軽減するため、平成18年12月に指紋認証システムを特別区で初めて導入して運用している。

⑤ 情報漏えい防止システム

情報資産の業務目的外の持ち出し等による情報漏えいを防止するため、平成19年7月に情報系ネットワークに接続するPCに導入し運用している。

⑥ 情報セキュリティ関係規定の見直し整備

平成30年度：自治体セキュリティ強化対策事業に伴う情報セキュリティ規定全体の見直しを実施した（平成31年4月1日施行）。

令和元年度：組織改正に伴う情報セキュリティ規定全体の見直しを実施した（令和2年4月1日施行）。

令和2年度：Web会議、庁外勤務及び会計年度任用職員制度に対応するため規定を見直した（令和2年9月14日施行）。

GIGAスクール構想実施に伴い、「教務用ICT環境情報セキュリティポリシー」とその関係規定を策定した。併せて、北区情報セキュリティポリシー等の北区情報セキュリティ規定全体の見直しを実施した（令和3年4月1日施行）。

（3）電子申請

区に対する各種申請や届出をインターネットで行える電子申請サービスを、東京都と都内区市町村が参加する東京電子自治体共同運営協議会で共同運営している。

○ 電子申請利用状況

	申請件数	利用登録者数
令和2年度	6,096 件	10,226 人
令和元年度	3,695 件	12,123 人
平成30年度	2,740 件	16,149 人

（4）テレワーク環境の整備

専用USB Dongle※により閉域網を通じて、職員が情報系端末を活用して、庁外においても内部情報系システム（グループウェア・庶務事務システム・財務会計システム、電子メール等）や非公開フォルダ等のファイルサーバへ接続することができるシステムを構築し、令和2年10月より運用を開始した。

※「Dongle」とは、コンピュータの外部接続端子に差し込んで特定の機能を提供する装置の総称であり、本件「専用USB Dongle」とはUSBポートに差し込むタイプのモバイルルータを指す。

（5）Web会議の導入

令和2年度、コロナ禍における三密の防止等の観点からWeb会議について、企画課・総務課・情報政策課で協議し、試験導入した。令和3年度以降は情報政策課で本格運用し、Web会議の実績を踏まえて、会議用端末やライセンスの追加を実施する。

（6）ICTの活用・導入推進（AI-OCR、RPA等）

令和2年度は、所管課に設置された複合機を利用したAI-OCR※1の単独導入を目指し、導入業務を把握するため、全庁調査を実施し、所管課ヒアリング等を実施した。その結果、AI-OCRの単独導入で業務の効率化等が図れる見込みが少ないことが判明した。今後は、RPA※2を導入する業務で、加えてAI-OCRを導入することで、さらに業務の効率化等が図れると見込まれる場合に導入を検討することとした。

令和3年度は、RPAの導入を目指し、4年度に実証実験を実施するための準備を進める。

※1「AI-OCR」とは、AI技術を取り入れた文字認識の精度を向上させたOCR（光学文字認識）機能のこと。スキャナ機能を利用して、手書きを含む紙帳票（申請書など）をAI-OCRを活用してデータ化することで、業務の効率化等を図ることを目的としている。

※2「RPA（Robotic Process Automation）」とは、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

（7）オープンデータの掲載

「オープンデータ」とは、区が保有する公共データが、区民及び法人その他団体に利活用されやすいよ

うに、機械判別性が高く、二次利用可能なルールの下で公開されたデータのこと。

令和元年度から東京都オープンデータカタログサイトに掲載を開始し、加えて、2年度からは、北区公式ホームページ内に北区オープンデータサイトを作成し、データを掲載している。

また、令和2年度に、「北区オープンデータ推進ガイドライン」及び「北区オープンデータ利用規約」を作成した。

○ 掲載データ

令和元年度：区内公衆無線LAN設置場所、区内AED設置箇所一覧

令和2年度：避難所一覧（震災対応）、避難場所・避難所一覧（高台水害対応）、
避難場所・避難所一覧（水害対応）、区立小学校一覧、区立中学校一覧

3. 住民情報システム運営

(住民情報システム運営費 777,482千円)

(1) 基幹系情報システム<稼働中の基幹系システムの一覧表は次ページに記載>

平成19～21年度に、ホストコンピュータを利用したシステムからオープン系のマルチベンダー方式のシステムに再構築した基幹系情報システムは、住民記録、税等の情報を中心に相互に連携する業務システムにより構成されている。

令和元年度は、基盤系システム及び福祉系システムサーバを仮想基盤に集約するための構築を実施した。また、基幹系システム更改では、要件定義等各設計作業及び構築作業を実施した。

令和2年度は、令和元年度から引き続き、基幹系システム更改における構築作業、切替テスト及びシステム切替作業を実施した。また、リース期間満了に伴うネットワーク機器等の更改作業及びOSのサポート終了に伴う業務用端末の更改作業を実施した。

令和3年度は、リース期間満了に伴う中間サーバー接続端末等の更改作業を実施する。

(2) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便性向上と行政の効率化のため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通で本人確認ができるシステムとして総務省が構築し、平成14年度から全国で稼働している。情報政策課は、ハードウェアの賃借、ソフトウェアの保守等を担当している。

令和2年度は、マイナンバーカード交付体制強化のための統合端末増設作業を実施した。

(3) 施設予約システム

北とびあ予約管理システムをベースに、他の区民施設や体育施設を対象に加えた総合予約システムとして平成4年度に稼働した情報システムであり、平成14年度のインターネット予約機能追加等を経て、平成21年度から現在のパッケージシステムを使用している。

令和元年度は、施設予約窓口の端末及びルータの更改作業、携帯サーバ（携帯電話（旧式）からの接続に利用するためのサーバ）の廃止作業を実施した。

令和2年度は、令和4年度のサーバOSサポート終了を見据えたシステム更改について検討を行った。

令和3年度は、令和4年度に実施するサーバ機器等の更改について検討を行う。

<施設予約システムの対象施設>

- ① スポーツ施設（体育館、運動場）
- ② 会館施設（北とびあ、滝野川会館、赤羽会館）
- ③ 文化センター施設（中央公園文化センター、赤羽文化センター、滝野川文化センター）
- ④ 学校施設（教室、校庭等）

(4) 証明書コンビニ交付システム

平成28年度に個人番号カードに搭載されている公的個人認証（JPKI）サービスを利用し、コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書を発行する、証明書コンビニ交付システムの開発を行った（平成29年3月1日からサービスを開始）。

令和元年度は、改元対応、税法改正に伴う帳票出力項目の追加等の改修作業を実施した。

令和2年度は、基幹系システム更改に伴う連携再構築作業及び証明書交付センター更改に伴う試験対応を実施した。

令和3年度は、令和2年度から引き続き、証明書交付センター更改に伴う試験対応を実施する。

基幹系システム一覧（前ページ 3（1）関係）

システム名		概 要	稼働時期 (更改時期)
住民 記録	住民記録システム	各種届出、住民票等の発行、照会、DV等の情報管理、統計等の住民記録に関する業務	R3年1月
	印鑑登録システム	印鑑登録・廃止、証明書の発行、照会、統計等の印鑑登録に関する業務	
税	住民税システム	課税対象者の管理、課税資料の管理、賦課更正、事業所の管理等の住民税賦課に関する業務	R3年1月
	軽自動車税システム	車両管理、所有者・使用者管理、賦課、照会等の軽自動車税に関する業務	
国保 年金	国民健康保険システム	資格管理、保険証の発行、保険料賦課、療養費の給付等の国民健康保険に関する業務	R3年1月
	後期高齢者医療保険システム	資格賦課管理、広域連合との情報連携、葬祭費の給付等の後期高齢者医療保険に関する業務	
	国民年金システム	異動、免除、給付等に係る国民年金に関する業務	H21年4月 (R2年1月)
介護	介護保険システム	資格管理、保険料賦課、受給者管理、給付実績管理等の介護保険及び総合事業に関する業務	H21年4月 (R2年1月)
共通 収納	共通収納システム	調定、消込、督促、納付書再発行等の税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の収納に関する業務	R3年1月
	滞納整理システム	滞納情報管理、催告、分納、財産処分等の税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納整理に関する業務	
教育	学校教育システム	学齢簿、就学援助、多子世帯給食費補助等の学校教育に関する業務	H21年4月 (R2年1月)
福祉	生活保護システム	保護の開始・変更・停止・廃止、保護費の支給、医療介護、統計等の生活保護に関する業務	H22年1月 (R2年1月)
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の児童に関する手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成等の児童福祉に関する業務	H21年6月 (R2年1月)
	高齢福祉システム	定期訪問、各種給付事業、施設入所等の高齢福祉に関する業務	H21年4月 (R2年1月)
	障害福祉システム	手帳、手当、医療、各種給付事業等の障害福祉に関する業務	H21年6月 (R2年1月)
	福祉共通情報システム	民生委員、医療機関情報等の福祉共通機能	H21年4月 (R2年1月)
共通	基盤系システム	職員認証、ポータル、SSO（シングルサインオン）、連携機能、セキュリティ、ファイルサーバ、時刻同期、ストレージ、個人状況照会、その他共通機能等	H21年1月 (R2年1月)
	証明書コンビニ交付システム	コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書の発行	H29年3月

(参考資料)

＜端末設置台数一覧＞

令和3年4月1日現在

部	P C				プ リ ン タ		
	情報系 ファットクライアント	情報系 シンクライアント	基幹系 情報システム	計	情報系 ネットワーク	基幹系 情報システム	計
政策経営部	130	82	26	238	9	3	12
総務部	143	1	1	145	19	1	20
危機管理室	41	0	0	41	3	0	3
地域振興部	123	0	2	125	27	2	29
区民部	287	0	265	552	24	51	75
生活環境部	99	0	0	99	10	0	10
健康福祉部	445	3	169	617	34	30	64
北区保健所	88	13	2	103	9	2	11
まちづくり部	89	0	1	90	11	1	12
土木部	95	1	1	97	8	1	9
教育振興部	1,585	0	8	1,593	71	2	73
子ども未来部	421	0	22	443	59	4	63
会計管理室	18	0	0	18	2	0	2
監査事務局	8	0	0	8	1	0	1
選挙管理委員会事務局	10	0	1	11	2	1	3
区議会事務局	18	0	0	18	2	0	2
合 計	3,600	100	498	4,198	291	98	389

4. 基幹系情報システム番号制度改修

(基幹系システム番号制度改修費 21,177千円)

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために導入された社会基盤、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）に対応するため基幹系情報システムの番号制度対応改修を行う。

また、基幹系情報システムに属さない特定システムの番号制度対応改修を支援する。

番号制度においては、より高いセキュリティ水準が要求されるため、それを充たすための対応を検討し、実施している。

平成26年度は、システム専門部会を中心に、優先的に対応が必要な共通基盤、住民記録及び税・共通収納システムについて改修を進めた。

平成27年度は、前年度に引き続き、共通基盤、住民記録及び税・共通収納システムに加えて、国民健康保険、生活保護、児童福祉・高齢福祉・障害福祉、介護保険の各システムの改修を実施した。あわせて、中間サーバー接続に向けたネットワーク構築に着手した。また、マイナンバーカード交付のため、統合端末増設、統合端末へのタッチパネル導入を実施した。

平成28年度は、前年度までの番号制度対応改修を踏まえ、中間サーバー連携のための改修及び連携テストを実施した。

平成29年度は、各業務システムの副本登録のセットアップデータを作成した。また、中間サーバー連携の運用を11月13日から本格開始した。

平成30年度は、情報連携するためのデータ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修及びマイナンバーカード等の記載事項充実に係る旧氏併記対応に伴うシステム改修を実施した。

令和元年度は、データ標準レイアウト改版に伴う対応、マイナンバーカード等の記載事項充実に係る旧氏併記対応に伴うシステム改修を引き続き実施した。

令和2年度は、データ標準レイアウト改版に伴う対応、中間サーバー次期システム更改対応を実施した。

令和3年度は、令和2年度から引き続き、中間サーバー次期システム更改対応を実施する。

広 報 課

1. 広 報

区政の現状や課題、区の事業などの情報を正確にわかりやすく提供し、区政を区民にとって身近なものとするとともに、区民との協働を促進し、透明で開かれた区政を実現するために広報活動として次の事務を行っている。

(1) 北区ニュース発行事業(別表1 参照)

(110,897千円)

区の重点施策や事業の紹介、イベント案内など、区政についての情報を区民にお知らせするため、広報紙として「北区ニュース」を毎月3回(1日号、10日号、20日号)発行している。

1日号・10日号は町会・自治会を通じて、20日号はポスティング(配布業者が各家庭の郵便受けなどに配布する方法)により配布しているほか、駅広報スタンド・区内のファミリーマート・郵便局・区の公共施設等でも配布している。インターネットにおける情報発信としては、ホームページに掲載しているほか、パソコンやスマートフォンから誰もがいつでも北区ニュースを読めるよう、平成27年4月に「マチイロ」、平成28年12月に「マイ広報紙」(令和3年4月から「広報プラス」にリニューアル)、令和2年10月からLINEを導入している。

視覚障害者のためには、北区ニュース点字版、声の広報(テープ版・デジ版)を作成するとともに、mp3の音声データをホームページにアップしている。

さらに、北区の魅力・愛着・誇りを感じられる情報発信ページとして、令和3年度は、渋沢栄一翁と北区の関わりなどを紹介するコラム「ぶらり散歩道」を設けるとともに、年1回20日号において「北区の魅力再発見」特集紙面カラー刷り4頁を加え発行する。

なお、令和元年度に編集方針の見直しを行い、令和元年10月1日号から、より見やすく視覚的・印象的に区政情報や区の魅力が伝わるよう、全号カラー刷りで発行している。

また、自主財源の確保及び区民生活に密着した役立つ情報を提供するため、平成14年8月から毎月20日号に有料広告を掲載している。平成30年6月20日号掲載分から広告料金及び掲載枠数を改定し、歳入の確保に努めている。

(2) 刊行物発行事業

(110千円)

区の歴史、自然、文化、魅力等の紹介や、区政運営の基本姿勢、将来像など区の概要を掲載した「北区勢要覧」を4年に1回、「北区勢要覧データ集」を毎年発行している。また、区民の暮らしに係わる行政情報をまとめた「わたしの便利帳」については、平成29年度NTTタウンページ合冊版の廃止に伴い、平成30年度から刊行物名を「北区くらしのガイド」と改めるとともに、配布対象者を転入者及び希望者とし区単独で2年に1回発行する。

2年度実績 ○北区勢要覧2020データ集 500部

 ○北区くらしのガイド(令和2・3年度版) 37,000部

(3) 広報活動運営事業

(17,974千円)

ア 区政資料室

区政に関する閲覧資料等を配架している。また、区の刊行物等の有償頒布を行っている。

2年度実績 ○年間閲覧者数：10,657名 ○月平均閲覧者：888名

イ 報道・パブリシティ

新聞・テレビ等のメディアを通じて、北区及び北区政について紹介してもらうため、日刊紙・地方紙・テレビ局等の報道機関に対して、適宜区政関連情報を提供している。

2年度実績 ○新聞社等への提供件数：138件

ウ 区公式ホームページ及びSNS運営

北区公式ホームページは平成26年2月に定めた「北区公式ホームページリニューアル方針」に基づき、平成27年2月リニューアルした。

現ホームページでは、時期に合わせてアクセス件数の多いページをトップページからダイレクトにアイコンで表示するとともに、スマートフォン等、画面サイズが異なる場合でも、自動的にそれぞれの画面サイズに対応するなど、利便性の向上を図っている。

さらに、シティプロモーションサイトの作成、フェイスブック及びYouTubeの開設を新たに実施し、既存のTwitterとあわせて、北区の魅力を発信するツールの充実に努めた。

また令和2年10月からLINE公式アカウントを開設することで、より迅速に多くの区民に必要な情報を発信する環境を整えた。今後も、区民や他の利用者の目線に立ったホームページ作りを推進し、子育て、長生き、安全・安心なまちづくりのページを充実させる。

2年度実績 ○総アクセス件数：29,156,902件（月平均：2,429,742件）

2. 広聴・相談

区政に対する区民の意見・要望・提案を幅広く把握すること、また、区民からの相談に対応することにより、区民の意見・要望・提案を区政に活かし、区民の区政への参画を促進するため、次の広聴・相談活動を行っている。

(1) 広聴活動事業

(1,419千円)

ア きずなトーク

王子・赤羽・滝野川の3地区において、北区町会自治会連合会が定期的に行う会議に区長が出向き、あらかじめ設定したテーマについて、幅広く意見・要望・提案を聴いている。

平成28年度創設。

2年度実績 ○開催数：3回 ○参加者数：56名（内訳：王子17名、赤羽17名、滝野川22名）

イ 区政モニター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、区政モニターを委嘱し、会議・施設見学等を実施している。昭和46年度創設。任期2年で定数38名。

2年度実績 ○会議数：3回 ○施設見学：0回

ウ 高校生モニター

若い世代の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、参加協力が得られた高校から生徒を派遣してもらい、会議を実施し、意見等を聴いている。平成10年度創設。平成14年度から隔年実施。

2年度実績 ○会議数：1回 ○参加者数：16名（6校）

エ 中学生モニター

高校生モニター同様、若い世代の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、参加協力が得られた中学校から生徒を派遣してもらい、会議・アンケート・施設見学等を実施し、意見等を聴いている。平成13年度創設。任期1年。

2年度実績 ○委嘱式：1回 ○会議数：3回 ○施設見学：0回 ○参加者数：15名

オ 区政レポーター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、自宅にしながら活動することができる区政レポーターを委嘱し、電子メール・郵便・FAXで意見・要望・提案を寄せてもらい、意見等を聴いている。平成12年度創設。任期1年。

2年度実績 ○委嘱者数：6名 ○実施数：3回

カ 小学生との区政を話し合う会

小学生の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、小学生との意見交換会を実施し、意見等を聴いている。平成13年度創設。平成26年度まで隔年実施。平成28年度から毎年実施。

2年度実績 ○会議：1回 ○参加者数：54名

キ 区長へのはがき

「区長へのはがき」を区の各機関の窓口に常備し、区民から、区政に対する意見・要望・提案・苦情等を受け付けている。平成28年10月から、はがき様式の「区長へのはがき」とともに、封書様式の「区長へのはがき」も配布している。

2年度実績 ○受付件数：253件

ク ご意見メール（「北区ホームページ」の「区政へのご意見・ご要望」に寄せられた意見・要望等）

「北区ホームページ」内に「区政へのご意見・ご要望」を設け、区政に関する意見・要望等を、電子メールで受け付けている。

2年度実績 ○受付件数：4,221件

ケ 施設見学

区民に区政への理解を深めてもらうことを目的に、公募により区所有のマイクロバスで、区内施設を案内している。

2年度実績 ○実施数：0回

（2）区民相談運営事業

（9,425千円）

ア 区政相談

区政に関する相談に対し、区職員が相談に応じている。

2年度実績 別表2参照

イ 特別相談

法律、交通、外国人、人権、行政、税金、不動産取引、建築、登記等、表示登記（調査・測量）、年金労働雇用に関する相談に対し、相談日を定めて、各分野の専門相談員が相談に応じている。

2年度の実績及び相談実施日 別表2参照

(別表1) 令和3年度 北区ニュース等発行予定

事業名	北 区 ニ ュ ー ス	北区ニュース 点 字 版	声 の 広 報
規 格	タブロイド判	B5判	テープ・デージー
頁 数	1日号 4頁(2回) 8頁(9回) 10日号 4頁(11回) 20日号 8頁(6回) 12頁(6回) 新年号 8頁(1回)	各号 30～80頁	1日号 4頁 60分 8頁 90分 10日号 4頁 60分 20日号 8頁 90分 10頁120分 12頁150分 デージーは各1枚
発行回数	年35回	年35回	年35回
配布対象	全世帯、駅広報スタンド、王子・赤羽郵便局、区内ファミリーマート、区公共施設ほか	視覚障害者 (点字解読者)	視覚障害者
発行部数	約195,400部	30部	20本・32枚
配布方法	町会・自治会委託。 1月1日号(1月10日号と合併)と毎月20日号はポスティング	製作委託先の東京ヘレンケラー協会から郵送	製作委託先の日本視覚障害者団体連合から郵送
備 考	毎月1日・10日・20日発行		

(別表2)

区民相談取扱状況(令和2年度)

1. 区政相談(区職員)

所 管 部		件 数	問い合わせ	相 談	苦 情
政 策 経 営 部		5	5	0	0
総 務 部		1	1	0	0
危 機 管 理 室		9	8	0	1
地 域 振 興 部		6	4	1	1
区 民 部		37	37	0	0
生 活 環 境 部		12	9	2	1
健 康 福 祉 部		27	21	5	1
北 区 保 健 所		3	3	0	0
ま ち づ く り 部		7	6	1	0
土 木 部		15	15	0	0
会 計 管 理 室		0	0	0	0
教 育 振 興 部		1	1	0	0
子 ども 未 来 部		1	1	0	0
監 査 事 務 局		0	0	0	0
選 管 事 務 局		0	0	0	0
区 議 会		0	0	0	0
国 関 係		0	0	0	0
都 関 係		1	1	0	0
そ の 他		22	20	2	0
合 計 ①		147	132	11	4
上 記 以 外 の 一 般 相 談	土 地 ・ 建 物 関 係	237	232	5	0
	遺 産 相 続	204	202	2	0
	債 権 ・ 債 務	42	42	0	0
	離 婚 ・ 婚 約 不 履 行	43	42	1	0
	相 隣	57	54	3	0
	損 害 賠 償	37	37	0	0
	家 庭 内 紛 争	11	11	0	0
	交 通 事 故	74	74	0	0
	一 般 生 活 ・ 青 少 年	38	35	3	0
	登 記 等	78	77	1	0
	外 国 人	29	29	0	0
	税 金	227	226	1	0
	法 律 相 談 問 合 せ	1,182	1,176	6	0
	そ の 他	383	368	15	0
合 計 ②		2,642	2,605	37	0
総 計 ①+②		2,789	2,737	48	4

2. 特別相談

(1) 法律相談（弁護士）

相 談 内 容	件 数
土地・建物	貸 借 182
	売 買 40
遺産相続・財産分与	367
債 権 ・ 債 務	69
離婚・婚約不履行	88
相 隣 関 係	47
損 害 賠 償	86
そ の 他	370
合 計	1,249

(2) その他の相談（各種相談員）

名 称	件 数
交 通 相 談	29
外 国 人 相 談	中国語：14 英 語：0
一般生活・青少年相談	11
人 権 相 談	1
行 政 相 談	9
税 金 相 談	76
不動産取引相談	77
建 築 相 談	11
登 記 等 相 談	28
表示登記相談	17
年金労働雇用相談	22
行 政 書 士 相 談	27
合 計	322

各種相談平均利用（1日あたり）件数

名 称	件 数
区 政 相 談	11.6
法 律 相 談	10.4
交 通 相 談	0.7
外 国 人 相 談	中国語：0.4 英 語：0.0
一般生活・青少年相談	1.4
人 権 相 談	1.0
行 政 相 談	1.0
税 金 相 談	4.0
不動産取引相談	4.1
建 築 相 談	1.1
登 記 等 相 談	3.5
表示登記相談	1.9
年金労働雇用相談	2.4
行 政 書 士 相 談	2.7

区民相談実施日（2年度）

名 称	実施日	時 間
区 政 相 談	月～金曜	開庁時間
特 別 相 談		
法 律 相 談	月・水・金曜	午後1～3時30分
交 通 相 談	金曜	午後1～4時
外 国 人 相 談		
英 語	第2火曜	午後1～4時
中国語	火曜	午後1～4時
一 般 生 活 ・ 青 少 年 相 談	第1火曜	午後1～4時
人 権 相 談	第4火曜	午後1～4時
行 政 相 談	第2木曜	午後1～4時
税 金 相 談	第2・3木曜	午後1～4時
不動産取引相談	第1・3木曜	午後1～4時
建 築 相 談	第1・3火曜	午後1～4時
登 記 等 相 談	第2木曜	午後1～4時
表示登記相談	第1木曜	午後1～4時
年金労働雇用相談	第4木曜	午後1～4時
行政書士相談	第2火曜	午後1～4時

シティプロモーション推進担当課長

1. イメージ戦略事業

(10,993千円)

(1) 事業概要

都市間競争と都市経営の視点から、首都圏のファミリー層・若年層を対象に、北区の知名度とイメージの更なる向上を目指して、「北区イメージ戦略ビジョン＝KISS (Kita-ku Image Strategy & Scheme)」(平成8年3月策定)に基づき、イメージ戦略を推進してきた。

平成24年7月には、「KISS」を継承し、その目的を達成するための新たな行動指針として、引き続き10年先を見据えた「北区イメージ戦略ビジョン(KISS)第2次行動計画」を策定し、今後の展開の方向性とその体系を示すとともに、新たな取組みを推進している。

(2) 北区アンバサダー(大使)制度

北区にゆかりのある著名人・文化人に「北区アンバサダー」を委嘱し、それぞれの活動の中で北区の魅力をPRしていただいている。

倍賞千恵子氏(女優・歌手)、弦哲也氏(作曲家)、水森かおり氏(歌手)の3名。

(3) アンバサダー関連事業

ア 倍賞千恵子氏

飛鳥山公園パークレール(アスカルゴ)の車内にて、倍賞千恵子氏が四季折々(桜・春・夏・秋・冬)の飛鳥山の魅力を紹介する音声を放送している。令和2年度は、渋沢栄一翁バージョン及び大河ドラマ館バージョンを新たに制作した。

イ 弦哲也氏

弦哲也氏が会長を務める(公社)日本作曲家協会主催の「日本作曲家協会音楽祭」を共催事業として実施している。北区は、会場の提供等を行っている(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、無観客公演となった。)。

令和2年度実績

○開催日：令和2年10月5日(月)

○会 場：北とぴあ さくらホール

○内 容：ゲ ス ト 大川栄策、水森かおりほか

(4) 北区イメージ戦略推進員制度(O-KISS)、北区イメージ戦略大学生協力員制度(U-KISS)

北区の若手職員が組織を超えてチームを組む北区イメージ戦略推進員(O-KISS)は、平成8年度から北区の魅力を発掘・演出し、PRしていく活動に取り組んでいる。

平成23年度から、新たな担い手として、北区とゆかりのある大学の学生に北区イメージ戦略大学生協力員(U-KISS)を委嘱し、O-KISSと協働して北区の魅力発信・知名度向上に取り組んでいる。U-KISSは、平成23年3月31日に北区と東京家政大学の包括協定締結を契機として、同大学の学生に委嘱している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、事業を中止した。

(5) 「北区内田康夫ミステリー文学賞」

平成14年度から、内田康夫氏の協力を得て「北区内田康夫ミステリー文学賞」を創設し、ミステリー小説を全国から募集し、優秀な作品を顕彰するとともに、記念イベントを実施している。

令和2年度実績

○作品募集期間：令和2年4月1日～9月30日

○作品応募数：237編

○授賞式と記念イベント

開催日：令和3年3月27日

会 場：北とびあ さくらホール

内 容：第19回「北区内田康夫ミステリー文学賞」授賞式、講評

記念イベント：第18回大賞受賞作品「暗い駒音」を朗読劇化

○選考結果

賞	作品名	作者名
大 賞 賞金 100 万円	西ケ原	清水 サトル 氏
区 長 賞 賞金 10 万円	不適切な指導	伊藤 雅之 氏
審査員特別賞 賞金 10 万円	名もなきアンサンブル	青木 杏樹 氏

(6) ロケーション支援事業

区立公園、区役所庁舎、図書館等の区有施設をドラマや映画のロケ地として活用してもらい、北区の多様な風景を多くの人々の目に触れるようにすることを目的として、ロケーション支援事業をKISS第2次行動計画における「重点作戦」に位置付け、区公式ホームページにてロケ地の紹介等を行っている。

令和2年度は、民放バラエティ番組の企画・制作に全面協力し、北区の魅力をPRする取り組みを行った。

令和2年度実績

○支援実績：117件

○ロケ地：北とびあ、飛鳥山公園、田端文士村記念館、防災センターほか

2. 北区広報番組

(6,050千円)

北区広報番組「住めば、北区東京。」として区や区の施策、施設の紹介、歴史・人物・観光・地域情報等をテーマにした番組を制作し、J:COM東京で放送している。また、制作した番組は、北区内外へ向けて情報発信するため、一部の番組については、TOKYO MXの番組配信サービス「エムキャス」で提供しているほか、YouTube北区公式チャンネルへのアップや広報DVDとして貸し出しもしている。

令和2年度実績

○広報番組制作本数：4本

○広報ビデオ貸出件数：50件

3. シティプロモーションの推進事業

(5,956千円)

(1) 事業の概要

北区の個性と魅力を北区内外へ戦略的・効果的に情報発信し、区民が地域に対する魅力を認識し、地域への誇り・愛着を持つこと、区内外の子育てファミリー層や若年層の定住化を目指すため、シティプロモーションの取り組みを推進する。

（２）令和２年度の取組み

ア 東京北区渋沢栄一プロジェクトの推進

東京北区渋沢栄一プロジェクトは、平成31年4月に、北区ゆかりの渋沢栄一翁が新一万円札の顔となることが決まったことを受け、渋沢翁の功績や渋沢翁を核とした北区の魅力を広く発信することにより、北区の知名度向上とイメージアップへとつなげることを目的とする官民連携のプロジェクトである。渋沢翁の顕彰のほか、観光の振興、地域のきずなづくり、学校教育・生涯学習の充実、渋沢翁ゆかりの自治体や団体との連携・交流を進めた。併せて、多くの来訪者が見込まれる飛鳥山公園及びその周辺の環境整備にも着手した。

令和２年度実績（主なもの）

- 「渋沢×北区 近代日本資本主義の父 渋沢栄一」オリジナルフレーム切手の発行
- 雑誌「東京人」増刊号の刊行
- 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進助成（渋沢翁顕彰助成）の実施
- 飛鳥山渋沢栄一ラッピングポストの設置（飛鳥山前郵便局）
- 大河ドラマ館開館に係る機運醸成のための庁舎・飛鳥山公園管理事務所の整備・装飾
- 東京北区渋沢栄一プロジェクトSNSの開設及び運用
- 東京北区渋沢栄一プロジェクト広報キャラクター「しぶさわくん」を活用したイベント及びノベルティグッズ展開

イ デザインマンホール事業

令和元年度に設置した区内2か所（赤羽地区：清野とおる、滝野川地区：のらくろ）のデザインマンホール蓋のうち、清野とおる氏デザインのマンホール蓋について、マンホールカードの配布を赤羽エコー広場館にて開始した（現在は赤羽文化センターで配布中）。

4. 大河ドラマ活用事業

（100,484千円）

令和3年2月から、渋沢栄一翁を主人公とする大河ドラマ「青天を衝け」の放送が開始した。

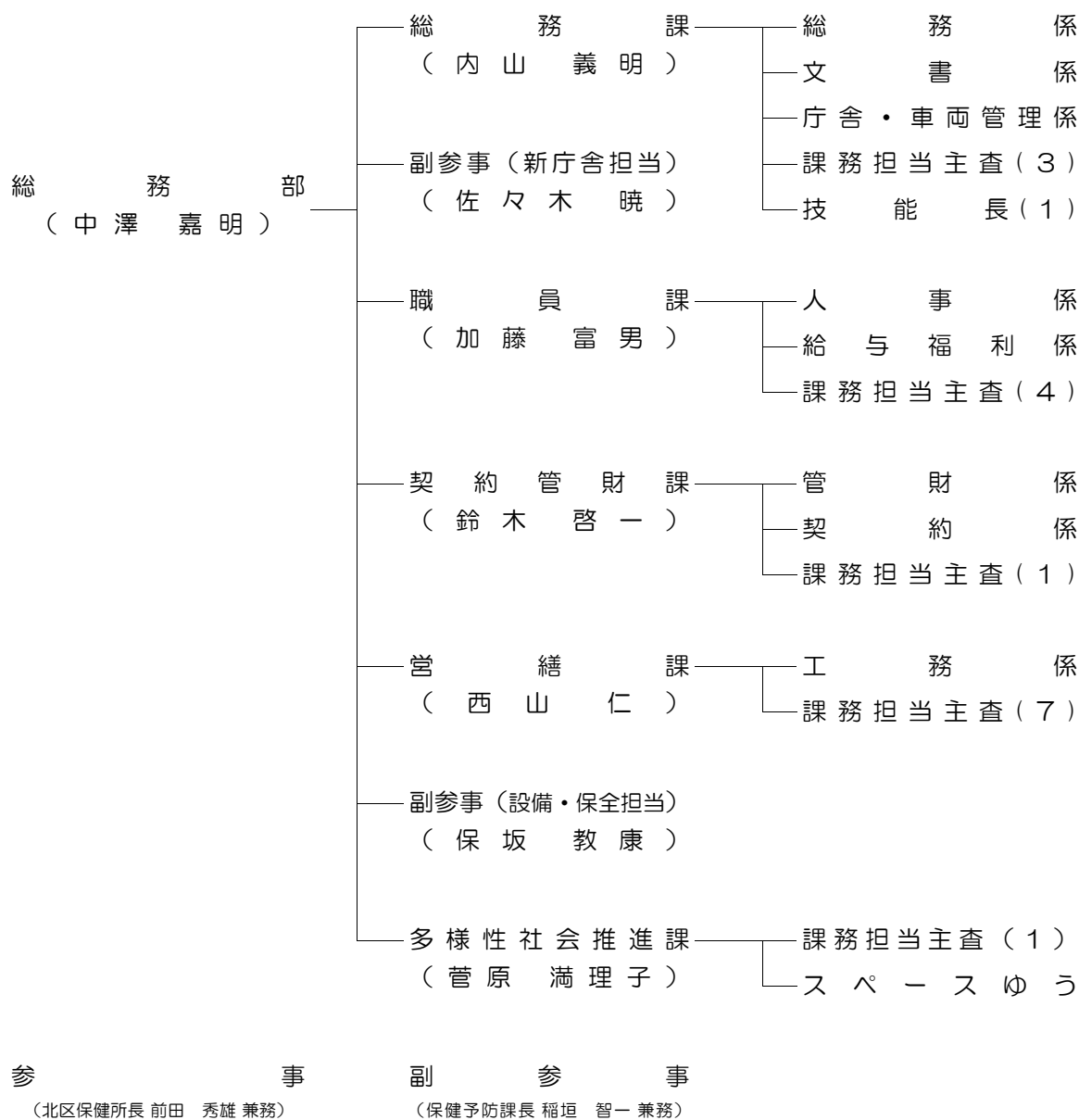
これを契機に、上記東京北区渋沢栄一プロジェクトの一環として、大河ドラマの放送を活用した官民挙げての取組みを進めている。

令和元年度に東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会を立ち上げ、同会を中心に「渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館」の設置及び運営をしている。なお、同会の事務局は、北区と（一社）東京北区観光協会が担っている。

総務部

総務部組織図

令和3年4月1日現在



総務部職員配置状況

令和3年4月1日現在

		合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	備考
総 務 部		136	1	7	38	86	4	
総 務 課	総 務 係	36	1	1	9	22	3	会計年度任用職員8名
	文 書 係	14	1	1	4	8		
	文 書 係	7			1	5	1	
	庁 舎 管 理 係	15			4	9	2	
副参事（新庁舎担当）		1		1				
職 員 課		34		1	8	25		（※1） 人事係付として派遣研修（東京都、独立行政法人都市再生機構） （※2） 人事係付として派遣研修（東京都、さいたま市、荒川区、中野区、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）
	人 事 係	18		1	5 （※1）（2）	12 （※2）（18）		（※3） 兼務参事（北区保健所長） （※4） 兼務副参事（保健予防課長） （※5） 兼務主査（保健予防主査）
	給 与 福 利 係	16	（※3）（1）	（※4）（1）	3 （※5）（1）	13		
契 約 管 財 課		16		1	6	9		
	管 財 係	6		1	1	4		
	契 約 係	7			3	4		
	契 約 管 財 主 査 （ 検 査 ）	3			2	1		
営 繕 課		43		1	13	28	1	
	工 務 係	5		1	1	3		
	営 繕 主 査 （技術管理・保全推進担当）	7			3	3	1	
	営 繕 主 査 （区民・福祉施設担当）	7			2	5		
	営 繕 主 査 （教育施設担当）	7			2	5		
	営 繕 主 査 （電気設備担当）	8			2	6		
	営 繕 主 査 （機械設備担当）	9			3	6		
副参事（設備・保全担当）		1		1				
多 様 性 社 会 推 進 課		5		1	2	2		（※1） スペースゆう所長（多様性社会推進課長事務取扱） 会計年度任用職員4名
	多 様 性 社 会 推 進 主 査	5		1	2	2		
	ス ペ ー ス ゆ う				（※1）（1）			

※上表の他に、自治法派遣等として
 特別区人事・厚生事務組合派遣（係長1、係員6）
 東京二十三区清掃一部事務組合派遣（係長1、係員1）
 東京都後期高齢者医療広域連合派遣（係長1、係員1）
 福島県南相馬市派遣（係員1）
 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（係長1、係員11）

分 掌 事 務

総 務 部

総 務 課

総 務 係

1. 区議会に関すること。
2. 褒賞及び表彰に関すること。
3. 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
4. 平和に関すること。
5. 内部統制に関すること。
6. 部の歳入・歳出予算及び決算の資料に関すること。
7. 他の部、室、課、係に属しないこと。

文 書 係

1. 公印に関すること。
2. 文書の審査、受領、配付及び保存に関すること。
3. 法規及び庁規に関すること。
4. 訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関すること（他に規定するものを除く。）。
5. 官報及び公報に関すること。
6. 公告式に関すること。
7. ファイリング・システムに関すること。
8. 情報公開及び個人情報保護に関すること。
9. 他の部、室、課、係に属しない証明に関すること。

庁舎・車両管理係

1. 庁舎及び庁内施設の維持管理に関すること。
2. 庁中取締に関すること。
3. 宿日直に関すること。
4. 庁有車の安全運転管理及び集中管理に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 秘書事務に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 国際交流及び多文化共生に関すること。

副 参 事（新庁舎担当）

1. 新庁舎に関する事。

職 員 課

人 事 係

1. 職員の分限及び懲戒に関する事。
2. 職員の勤怠、服務その他の人事に関する事。
3. 職員の任用及び退職に関する事。
4. 職員の定数に関する事。
5. 職員の研修に関する事。
6. 課内他の係に属しない事。

給 与 福 利 係

1. 職員の給与及び旅費に関する事。
2. 職員共済組合及び職員互助組合に関する事。
3. 職員の退職手当に関する事。
4. 職員の公務災害補償に関する事。
5. 職員の被服貸与に関する事。
6. その他職員の福利厚生に関する事。

課 務 担 当 主 査

1. 職員団体に関する事。
2. 職員の人材育成に関する事。
3. 職員の健康管理に関する事。
4. 職員の安全衛生及び職員互助会に関する事。

契 約 管 財 課

管 財 係

1. 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。
2. 公有財産事務の総括に関する事。
3. 土地開発公社に関する事。
4. 財産価格審議会に関する事。
5. 課内他の係に属しない事。

契 約 係

1. 物品及び材料の購買契約に関すること。
2. 工事及び修繕等の請負契約に関すること。
3. 労力その他の供給契約に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 物品及び材料の検査に関すること。
2. 工事等の検査に関すること。

営 繕 課

工 務 係

1. 営繕工事の総括に関すること。
2. 営繕工事の進行管理に関すること。
3. 課内他の係に属しないこと。

課 務 担 当 主 査

1. 営繕工事の技術管理に関すること。
2. 営繕工事に係る資料収集及び整備に関すること。
3. 区有施設の建築工事の設計及び監督に関すること。
4. 区有施設の設備工事の設計及び監督に関すること。
5. 区有施設の修繕に係る連絡調整に関すること。

副 参 事（設備・保全担当）

1. 区有施設の設備・保全に関すること。

多 様 性 社 会 推 進 課

1. 人権に関すること。
2. 多様性を認め合う社会の推進に関すること。
3. 男女共同参画に関する調査、計画及び調整に関すること。
4. 男女共同参画に係る団体活動の促進及び支援に関すること。
5. 配偶者からの暴力の防止に関すること（他に規定するものを除く。）。
6. 男女共同参画に係る啓発に関すること。
7. スペースゆうに関すること。

総 務 部

総 務 課

総 務 事 務

1. 行政執行のため交際上必要な経費を「区長交際費の取扱い基準」に基づき支出・管理する事務を行っている。(1, 944千円)

件名、相手方の氏名、金額をホームページで公開している。

令和2年度支出額	10件	68,940円
内 訳 会費	1件	7,000円
弔慰	9件	61,940円

2. 区議会提出案件の総合調整及び送付に関する事務を行っている。

令和2年1月から令和2年12月までの区議会提出案件数 99件

(条例45件、予算19件、契約15件、その他20件)

3. 叙位、叙勲、褒章、条例等に基づく該当者の推薦、東京都表彰規則に基づく表彰該当者の推薦、北区区政功労者表彰規則等に基づく表彰に関する事務を行っている。(3, 391千円)

◇令和2年10月 1日	東京都功労者表彰	4名
◇令和3年 3月15日	北区区政功労者表彰	247名
	特別区政功労者	33名
	区政功労者	185名
	徳行者	29名
◇令和3年 3月15日	北区区民文化顕彰	1名

※表彰式は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の延長に伴い、延期

4. 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、私立専修学校及び私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更の認可、並びに閉鎖命令、設置認可申請の勧告及び教育の停止命令等に関する事務を行っている。

私立専修学校 6校 私立各種学校 3校

5. 特別区人事・厚生事務組合等分担金の支出、特別職報酬等審議会、公益通報者保護制度等の事務を行っている。

6. 北区内部統制基本方針に基づく内部統制の推進に関する事務を行っている。令和3年度においては、各部課において作成したリスク対応計画のPDCAを継続して実施するとともに、令和2年度の取組に対する評価結果等について「内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査を経たのち、議会提出及び一般公表を行う。

7. 北区平和都市宣言に基づき、平和の尊さを区民に周知・啓発するための事業を行っている。
(5, 026千円)

平和祈念週間事業の実施 期間 令和3年8月3日～8月7日(5日間)

＜令和2年度実施事業＞

(1) 平和祈念週間事業の実施

期間 令和2年8月4日～8月8日(5日間)

会場 北とぴあ(展示ホール)ほか

主な事業 平和展、平和祈念モニュメント、平和図書コーナーほか

(2) 「平和バスツアー」の実施

(3) 懸垂幕の掲示

期間 令和2年7月31日～8月18日(19日間)

場所 第二庁舎壁面

8. 国際化推進事業(19, 001千円)

「北区国際化推進ビジョン」(平成16年6月策定)及び「北区多文化共生指針」(平成30年7月策定)に基づき、区民、ボランティア・区民活動団体などと連携・協働して、「地球市民を育む意識づくり」「国際交流・国際協力の推進」「外国人が暮らしやすい環境づくり」に取り組んでいる。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルスの収束が見えない中、対面での交流は難しいが、国外友好都市とのオンライン交流会を開催するなど、交流を深めていくほか、多文化共生行動計画の改定作業に取り組む。

＜令和2年度実施事業＞

(1) 短期国際交流員事業

東洋大学及びJET日本語学校の留学生等を短期国際交流員として受入れ、保育園・児童館等に派遣している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

(2) 異文化交流事業

日本の伝統文化体験イベントや区民まつり王子会場内に国際ふれあい広場(各国民族料理や民芸品の出店等)を設置し交流を図っている。

伝統文化体験イベントは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国際ふれあい広場は、区民まつり中止に伴い、中止

(3) 国外友好都市との交流

①北京市西城区との交流

北京市西城区と絵付けや折り紙を題材としてオンライン交流会を開催した。

参加者 8名

②ウォルナットクリーク市との交流

青少年交流団海外派遣事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

(4) 外国人のための防災講座

区在住外国人を募り、防災センターにて防災体験・講義を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

(5) 外国人向け国際交流紙「Global Thinking」の発行

年4回(6月、9月、12月、3月)、各回3,000部発行。

やさしい日本語、英語、中国語、ハングル、ベトナム語、フランス語の6ヶ国語併記。

※令和2年度より、ベトナム語、フランス語を加えた6言語を基本とし、ニーズに合わせてその他の言語を追加する。

(6) 外国語の通訳と翻訳（国際交流協力ボランティア（Kvoice））

Kvoice の協力を得て、外国人来庁者や区立小中学校等において、外国人児童、生徒、保護者に対する通訳及び区民向けPR紙等の翻訳を行った。

令和2年度 312件

(7) 日本文化体験イベント

在住外国人向けに、日本の伝統文化（生け花・箏曲・折り紙・茶道）に触れてもらうためイベントを開催している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

(8) 多文化共生キーパーソンの育成と継続可能な仕組みづくり（北区政策提案協働事業）

地域における日本人区民と外国人区民の、言葉や文化の違いから生じる多くの課題の解決を図る。地域振興課の政策提案協働事業「多文化共生キーパーソンの育成と継続可能な仕組みづくり」として、特定非営利活動法人彩結びと、令和元年度を初年度として3か年にわたり事業を実施する。

①多文化共生キーパーソンの育成・研修

日本人区民と外国人区民双方の相談にのることができる人材の育成をするため、研修を実施する。

令和2年度 参加者延べ12名

②多文化共生キーパーソンの派遣事業

育成したキーパーソンを町会自治会単位で派遣し、町会長や在住外国人双方にヒアリングを実施し、課題解決策の提案等を実施する。

令和2年度協力町会・自治会数 3団体

③外国人区民への支援を行う区民・団体等の交流会

育成したキーパーソンや派遣先の町会自治会を参加者とし、オンライン交流会を開催し、連携の強化、情報交換の活性化を促した。

令和3年3月13日 参加者13名

(9) やさしい日本語研修の実施

区民向け 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

職員向け 4回 参加者90名

文 書 事 務

法令等の規定により作成義務のある文書、区又は区の機関の発意により作成する文書、住民からの申請その他に基づいて作成する文書等、年々事務事業の増大によって、取り扱う文書（区政情報）の量が増大し、内容も多様化してきている。

文書（区政情報）の真正保持、適切な管理について次のような事務を分掌している。

1. 文書関係事務（38,179千円）

(1) 文書（区政情報）の審査、受発等

各主管課が起案する文書で、区長又は副区長の決裁等を要するもの又は閲覧に供するも

の（別に指定する文書を除く。）の審査を行っている。

また、東京都北区区政情報管理規程に基づいて、到達文書等の受領及び配付並びに区政情報の保存及び廃棄に関する事務を行っている。

（２）官報及び東京都公報の保管の事務を行っている。

（３）告示

東京都北区公告式条例に基づく条例及び規則の公布に関する事務並びに東京都北区告示式に基づき告示に関する事務を行っている。

なお、公布及び告示は北区役所の掲示場に掲示して行う。

告 示 件 数 ９１４件（令和２年１月～令和２年１２月）

（４）行政証明

他の部、室、課、係に属しない行政証明（学則証明、登録免許税法に基づく証明等）事務を行っている。

証 明 件 数 ２４件（令和２年４月～令和３年３月）

２．法規・訴訟事務（２８，２８５千円）

（１）公印

公印は文書の真正を認証する機能を有するもので、庁印（区印等）と職印（区長印等）とがあり東京都北区公印規則に基づいて保管、新調、改刻し、各公印管守者によって管理される。

公 印 の 数 １，２４６個（令和３年４月１日現在）

（２）法規、庁規

法令の解釈及び条例、規則、訓令等の立案の事務を行っている。

条例等の制定及び改廃件数（令和２年１月～令和２年１２月）

条例等区分	条 例	規 則	訓 令	計
制 定	３	１８	０	２１
改 正	４５	７０	１６	１３１
廃 止	０	４	１	５
計	４８	９２	１７	１５７

（３）訴訟及び不服申立て

北区又は北区長が当事者となる訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関する事務（他に規定するものを除く。）を行っている。

（４）顧問弁護士

法律的に瑕疵のない行政運営を行うため、法律事務所と法律顧問委託契約を締結し、法律的な問題に関し、指導及び助言を受けている。

相 談 件 数 １４件（令和２年４月～令和３年３月）

３．情報公開・個人情報保護事務（１，０３９千円）

情報公開制度に基づく情報の公開と提供に関する事務及び北区が保有する個人情報を総合的

体系的に保護し、管理の適正を期するとともに、区民からの自己の個人情報の開示等の請求に関する事務を行っている。

請求件数（令和2年4月～令和3年3月）

情報公開 354件

自己情報 136件

庁舎・車両管理事務

1. 建物、設備の維持管理（709,828千円）

第一、第二、第三、第四、第五庁舎、別館及び滝野川分庁舎、並びに構内立体駐車場の維持管理と、庁舎内の受変電・照明等電気関係設備、冷暖房設備、換気装置、上下水道、ガス、構内電話設備及びエレベーターの維持管理等の業務を行っている。また、庁舎内のねずみ等の駆除、受排水槽の保守管理など建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく衛生管理業務、庁舎清掃業務、廃棄物処理業務、庁舎案内受付業務、電話交換業務及び立体駐車場運営業務を委託して行っている。

また、庁舎管理規則に基づく庁舎並びにその敷地の取り締り及び夜間、休日の庁舎管理業務と受付、並びに会議室使用、ポスター掲示等の許可事務、供用備品の管理及び貸出、拾得物対応、公衆電話の管理を行っている。

なお、新庁舎建設スケジュールの変更に伴い、現庁舎の長寿命化を図るため、今年度は、昨年度に劣化対応設計を実施した第一、第二、第三庁舎の改修工事のうち、第二庁舎の庁舎改修、電気設備、機械設備改修の工事と第一、第三庁舎の屋上防水等の工事を実施する。

あわせて、特に戸籍住民課と生活福祉課をはじめとした庁舎の狭あいが大きな課題となっていることから、新庁舎開設までの間、スペースの改善を図るため、民間オフィス（ＴＩＣ王子ビル）を賃借している。

	庁 舎 規 模	延べ面積(㎡)	大規模改修・竣工
第一庁舎	旧庁舎4階、 新庁舎7階建(地下1階)	12,121.33	平成2年4月30日
第二庁舎	4階建（地下1階）	4,538.92	昭和61年10月1日
第三庁舎	3階建（地下1階）	1,920.64	昭和59年7月16日※
第四庁舎	3階建（地下1階）	1,650.45	平成4年3月31日
第五庁舎	3階建	477.39	平成13年3月26日※
別 館	2階建	823.98	平成29年12月15日※
滝野川分庁舎	4階建	4,796.01	平成26年9月10日
立体駐車場	普通車72台、ワゴン車28台	1,641.71	平成4年7月31日※

※は竣工日

2. 車両の管理（４２，１１２千円）

庁有車（２１台）の維持、運行管理及び安全運転指導と運転手の雇い上げ事務を行っている。

3. 新庁舎関連事務（２０，３８１千円）

北区では、新庁舎建設に向けて平成２４年３月に「東京都北区新庁舎建設基本構想」を策定した。平成２９年６月には、国立印刷局王子工場用地の一部を新庁舎建設予定地として選定し、平成３０年度から新庁舎建設基本計画の策定に着手している。

令和２年度は、防災拠点機能と区民交流・協働推進機能に重点を置き、学識経験者による専門家会議を開催したほか、庁内関係部署による検討を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本計画の策定期間を令和３年度末から令和４年度末に変更している。

令和３年度については、専門家会議を中心に、引き続き新庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を進め、年度末に中間まとめを実施する。また、今後の設計や円滑な合意形成等に活用するため、ＶＲ技術によりイメージを可視化するデジタルコンテンツを作成する。

職 員 課

人 事 事 務

地方公務員法に基づく一般職に属する職員の任用、勤務条件、分限、懲戒その他人事全般にわたる事務を行っている。また、同法に基づき職員の能力開発、自己啓発及び職場の活性化などに資するため、研修事業を実施している。

なお、会計年度任用職員については各部において任用及び勤務条件等に関する要領を定め、任用にかかる事務を行っている。

1. 条例定数 2, 683人（令和2年4月改正）
 配分定数 2, 361人（令和3年度）
2. 職員数の現況（令和3年4月1日現在）
 特別職（区長・副区長・教育長） 4人
 一般職員（常勤） 2, 793人
 内訳 事務系 1, 340人、福祉系 919人、一般技術系 221人、
 医療技術系 102人、技能業務系 182人＜清掃職員を含む＞、
 幼稚園教諭 25人、指導主事 4人
3. 職員の採用、退職の状況（令和2年4月2日～令和3年4月1日）
 採用職員 194人
 （内訳 新規採用140人、再任用フル採用50人、交流・転入4人）
 退職職員 170人
 （内訳 退職133人、再任用フル満了33人、交流・転出4人）
4. 職員定数の適正化
 北区では、「北区役所活性化計画（平成7年度～9年度）」に掲げた「計画的な定員管理」を行うため、「職員定数管理計画」を策定し、職員定数の適正化に取り組んでいる。
 令和元年度には、「北区基本計画2020」及び「北区経営改革プラン2020」の策定に伴い、計画を着実に推進していくための人員体制を整えるべく、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として新たに「職員定数管理計画2020」を策定した。
 本計画は「北区基本計画2020」を着実に推進するため、必要な人材を確保する一方で、次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営を確保するため「北区経営改革プラン2020」に基づく事務事業の見直し、官民の役割分担の見直しや内部努力の徹底などを進め、総人件費の抑制と職員定数の適正化を図っていくものである。
 令和3年度は学童クラブや学校用務の業務委託等により、定数削減に努めたが、新型コロナウイルス感染症対応等のため職員定数は12名の増員とした。

職員定数増減員数の推移

年度	平成7 ～11	12～16	17～21	22～26	27～ 令和元年度	令和2～3
合計	△301	△226 (△431)	△423	△94	89	61
増	2,366	3,342 (2,885)	629	526	1,537	269
減	△2,667	△3,568 (△3,316)	△1,052	△620	△1,448	△208

※ () は清掃事務所職員定数を除いた数。平成17年度より清掃業務に従事する都派遣職員（平成18年度から区職員に身分切替）を含めた定数管理を行っている。

※ 職員定数の増減については、組織改正も含まれる。

5. 職員研修（39,384千円）

北区では、北区人材育成基本方針で示された北区が目指す職員像の実現に向け、北区研修基本計画を策定し、豊かな人間性の育成、仕事をすすめる力、政策をつくる力などの能力開発を図っている。今年度の研修体系は、以下のとおりである。

（1）集合研修

研修の効率性、専門性及び経済性などの観点から、北区、第2ブロック、特別区職員研修所の3者が連携し、次の研修を実施している。

研 修 機 関	研修分野	研 修 項 目（主なもの）
北 区	職 層 研 修	新任研修、現任研修、主任研修、係長研修、管理職研修等
	特 別 研 修	接遇研修、メンタルヘルス研修、公務サポート研修等
第2ブロック合同 (文京、台東、荒川、北)	職 層 研 修	保育士研修、課長補佐研修
	特 別 研 修	職員教養講座、シティセミナー、PR紙作成研修、試行研修
特別区職員研修所	自治体経営研修	経営管理能力、政策形成能力
	専 門 研 修	実務、保健・衛生・福祉、まちづくり
	ステップアップ 研修	論理構築、課題発見・問題解決、対人関係、説明・交渉力、自己管理、組織貢献、人材育成、組織マネジメント
	職 層 研 修	新任研修、現任研修、係長研修、管理職昇任前研修、管理職研修、清掃研修
	サポート研修	講師養成、公務基礎、講演会

（2）職場研修

職員の実践的能力の向上を図るため、各職場において実施する職場研修が、効果的かつ継続的に実施できるよう必要な支援を行っている。

(3) 自己啓発

職員が自主的かつ積極的に知識や技術を修得するための支援として、貸出図書制度及び通信教育講座の紹介を行っている。

給 与 福 利 事 務

1. 職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、区長部局及び各行政委員会事務局職員の給与などの支出に関する事務を人事給与システムにより行っている。

また、旅費、超過勤務手当にかかる事務処理については、簡素効率化、迅速的確化のため、平成19年1月から庶務事務システムを導入している。

2. 職員の退職手当に関する条例に基づき、退職した職員の退職手当の支出に関する事務を行っている。

退職手当の基本額（支給率）

区 分	最 高 支 給 率										左の支給率 の勤続期間
年 度	平成 元年	2	3	4~15	16	17~ 24	25 (経過 措置)	26 (経過 措置)	27~ 29	30以降	
定年 退職等	68.00	66.20	64.40	62.70	60.95	59.20	55.98	52.76	49.55	47.70	35 年
普通 退職	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	47.08	44.16	41.25	39.75	35 年 (平成 26 年 度以前 36 年)

退職手当の調整額 評価期間におけるポイント制

3. 退職した職員の長期給付（旧共済年金等）の請求手続きに関する事務及び再任用職員・会計年度任用職員の社会保険に関する事務を行っている。

4. 会計年度任用職員登録システムの運用を行っている。

5. 被服貸与規程に基づき職務に必要な被服を貸与している。（20, 864千円）

6. 職員の健康管理については、労働安全衛生法及び職員健康管理規則に基づき、各種の健康診断、健康相談を行っている。（60, 139千円）

一般健康診断 呼吸器系健診（全職員）
循環器系健診（全職員）
消化器系健診（35歳以上の職員で希望する者）
乳がん・子宮がん健診
（乳がんは40歳以上、子宮がんは20歳以上の職員で希望する者）

特殊健康診断	腰痛健診、頸肩腕健診、情報機器作業従事職員健診 B型肝炎抗体検査・B型肝炎予防接種、風しん抗体価検査等
各種健康相談	医療なんでも相談・心理相談・栄養相談・産業医相談等
ストレスチェック	メンタルヘルスに関する調査（全職員）

7. 労働安全衛生法及び東京都北区安全衛生委員会設置規程により設置されている東京都北区安全衛生委員会の事務を行っている。

8. 職員が公務上の災害（通勤災害を含む）を受けた場合、地方公務員災害補償法等の規定による認定及び各種補償事務を取り扱っている。

9. 地方公務員等共済組合法に基づく短期給付事務を行っている。

10. 特別区職員互助組合の規定に基づく福利厚生事業及び北区職員互助会の事務を行っている。北区職員互助会の事業内容は次のとおりである。

- (1) 福利厚生事業
- (2) 給付、貸付事業
- (3) 文化体育会助成
- (4) 食堂の管理運営

11. 平成25年4月1日より民間賃貸住宅を利用し、防災職員住宅の整備を行っている。
(29,832千円)

- (1) 防災職員住宅北赤羽(北区赤羽北1-14-20) 14室
- (2) 防災職員住宅駒込(北区西ヶ原1-21-6) 5室
- (3) 防災職員住宅田端(北区田端新町2-10-3) 13室

※ 室数は、令和3年4月現在の入居者数

契 約 管 財 課

1. 財 産 管 理 事 務 （5, 8 7 1 千円）

公有財産に関する事務については、公有財産の総括に関する事務、公有財産の取得に関する事務、並びに普通財産の管理及び処分に関する事務等を行っている。

（１）公有財産の総括に関する事務

公有財産を統一して管理し、調整するために、下記の事務を行っている。

- ① 行政財産の引渡し
- ② 行政財産目的外使用許可の協議への同意
- ③ 行政財産用途廃止及び変更の協議への同意
- ④ 行政財産について関係部課より報告を求め、調査し、必要に応じて是正を助言する。
- ⑤ 公有財産管理運用委員会に関する事務
東京都北区公有財産規則第42条に基づき、委員会に関する事務を行っている。
- ⑥ 区有物件の火災共済に関する事務

※ 公有財産の状況

（令和3年3月31日現在）

種 類	分類	数 量
土 地	行政財産	1, 1 6 5, 5 5 3.8 8㎡
	普通財産	6 2, 6 2 9.3 5
	計	1, 2 2 8, 1 8 3.2 3
建 物	行政財産	7 0 6, 7 1 3.5 0
	普通財産	6, 6 7 8.4 0
	計	7 1 3, 3 9 1.9 0
権利等（地上権）	行政財産	1, 6 4 6.3 5
権利等（商標権）	普通財産	6 件
株 券 等	普通財産	1 0 8 株
出資による権利	普通財産	1 2 件

行政財産：公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産

普通財産：行政財産以外の財産

(2) 公有財産の取得に関する事務

区の長期計画や中期計画を基本に、土地・建物等の公有財産の購入、寄付受入等の取得事務を行っている。

(3) 普通財産の管理及び処分に関する事務

普通財産の調査及び貸付等管理に関する事務、並びに売払及び譲与等の事務を行っている。

2. 財産価格審議会運営事務 (377千円)

東京都北区財産価格審議会条例に基づく審議会の事務を行っている。

(1) 目的

公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する。

(2) 組織

区議会議員	若干名
学識経験者	5名以内

3. 学校跡地等財産有効活用事業

北区学校適正配置計画により、閉校した学校施設を有効活用するため、貸付等が行える状態の維持を行っている。

4. 土地開発公社運営事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために、次の事務を行っている。

(1) 公用・公共の用に供する土地の先行取得等

(2) 協調融資団からの用地取得資金の借入及び借入元金・利息の償還

契 約 事 務 （１５，９７８千円）

地方自治法第２３４条ほか、関係法令に基づき、購買・賃借・請負その他の契約事務を行っている。

１．契約の内容

- （１）物品及び材料の購買契約
- （２）工事及び修繕等の請負契約
- （３）労力その他の供給契約

２．契約件数（契約管財課契約分）

（令和２年度）

区 分	契約方法	件 数	金 額
物 品 その他	競 争 入 札	４９１件	５,３６０,５８０,６４９円
	随 意 契 約	７７０	９,９６６,７０７,７７３
	計	１,２６１	１５,３２７,２８８,４２２
工 事	競 争 入 札	１６１	１７,３１２,１９８,７５８
	随 意 契 約	４５	２２３,８１６,３３１
	計	２０６	１７,５３６,０１５,０８９
合 計	競 争 入 札	６５２	２２,６７２,７７９,４０７
	随 意 契 約	８１５	１０,１９０,５２４,１０４
	計	１,４６７	３２,８６３,３０３,５１１

３．北区入札等審査委員会

東京都北区入札等審査委員会規則に基づき、区が施工する工事の請負及び物件の調達に関し、厳正かつ公平に優良な業者と契約締結するため指名業者の選定、一般競争入札に関する事項及び指名停止措置等の調査、審議を行う。

- （１）組織（第一・第二委員会を設置し、予定価格、契約内容等により案件を分けて所管）

①第一委員会

委員長 総務部を担任する副区長

委 員 政策経営部長・財政課長・総務部長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

②第二委員会

委員長 総務部長

委 員 政策経営部長・財政課長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

(2) 令和2年度の開催状況

第一委員会

開催回数 12回 審議件数 85件

第二委員会

開催回数 6回 審議件数 20件

4. 北区低入札価格調査委員会

工事請負契約に係る制限付一般競争入札のうち、北区入札等審査委員会の決定により低入札価格調査制度を適用したものについて、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の調査（低入札価格調査）を適正に行うため、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）を下回る入札があった場合、東京都北区低入札価格調査制度実施要綱に基づき、当該契約の履行の可否の審査を行う。

(1) 組織

北区入札等審査委員会第一委員会の委員長及び委員

(2) 令和2年度の開催状況

開催回数 2回 調査件数 3件

5. 北区入札監視委員会

北区入札監視委員会設置要綱に基づき、区が発注した工事、業務委託その他の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けるとともに、委員会が指定した契約案件に関し、競争入札に係る資格、指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。また、その他区の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。

(1) 組織

学識経験者3名（大学教授、弁護士、公認会計士）

(2) 令和2年度の開催状況

開催回数 2回（7月及び11月）

検 査 事 務 （259千円）

東京都北区契約事務規則第55条に基づく契約の履行に関する検査は、物品や工事等について、品質・規格・性能・数量が契約に適合しているか否かを確認するための事務を行っている。

1. 検査の内容

(1) 物品及び材料の検査

(2) 工事等の検査

2. 検査件数（契約管財課検査分）

（令和2年度）

区分	件数	備 考
物品	209件	契約管財課で契約した物品、材料、その他の検査
工事	527件	契約管財課で契約した工事（出来高を含む）の検査 課長、所長、学校長が専決した工事の検査
合計	736件	

営 繕 課

1. 区有施設の保全業務に関する事務（公共施設保全推進費2, 884千円）

平成17年3月に策定し、令和2年3月に改定を行った区有施設保全計画（以下「保全計画」という。）の実現化に向け、施設の長期にわたる機能の維持と向上に資することを目的とした取り組みを実施している。

これまで、施設情報を基礎資料として、経年により老朽化している施設、あるいは将来多額の改修費用を要する大規模施設を対象とした中長期改修計画のシミュレーションや施設の各種保全業務に関する東京都北区維持保全業務標準仕様書の作成など、施設の総合的かつ適正な保全を一層推進するための環境整備を図ってきた。

令和2年度は、区有施設情報の収集と点検および所管課への支援を行うとともに、改定した保全計画を推進してきた。

令和3年度は、前年度に引き続き、保全計画を推進するとともに、維持保全や改修工事の進め方について計画改修検討部会等を活用し検討を行う。

2. 主要建築工事の概要（受任事業）

令和2年度の工事实績及び令和3年度の工事予定は次のとおりである。

（1）庁舎及び区民施設の建築工事

年度	工 事 内 容	規模等	備 考
令和2年度工事实績	仮称区営シルバーピア滝野川三丁目新築工事	RC造5階	平成30～令和2年度
	旧特別養護老人ホーム浮間さくら荘改修工事		
	特別養護老人ホーム上中里つつじ荘改修工事		令和2～3年度
	いきがい活動センター改修工事		
	空調機改修工事		第一庁舎、第二庁舎、赤羽会館、豊島北・新町コミュニティアリーナ等
	トイレ洋式化改修工事		北とびあ
	その他改修工事		各施設
	工事費総額 40億3千万円 （工事件数49件）		
令和3年度工事予定	特別養護老人ホーム上中里つつじ荘改修工事		令和2～3年度
	浮間清掃事業所粗大ごみ中継施設増築工事	S造平屋	令和3～4年度
	北区役所第二庁舎改修工事		
	屋上防水改修工事		第一庁舎西側棟、第三庁舎
	冷温水発生機改修工事		滝野川健康支援センター、障害者福祉センター等
	その他改修工事		各施設
	工事費総額 8億3千万円 （工事件数18件）		

(2) 小、中学校等教育施設の建築工事

年度	工 事 内 容	規模等	備 考
令和2年度工事実績	王子第一小学校新築工事	R C造4階	令和元～3年度
	西が丘小学校新築工事	R C造3階	令和2～4年度
	仮称北区立都の北学園新築工事	R C造5階	令和2～5年度
	飛鳥中学校リノベーション工事		令和2～3年度
	小学校リフレッシュ改修工事		滝野川小(2期)
	体育館空調機設置工事		王子小外、王子桜中外
	校舎等解体工事		神谷中プール等、旧三岩小
	その他教育施設改修工事		各施設
	工事費総額 36億7千万円 (工事件数58件)		
令和3年度工事予定	王子第一小学校新築工事	R C造4階	令和元～3年度
	西が丘小学校新築工事	R C造3階	令和2～4年度
	仮称北区立都の北学園新築工事	R C造5階	令和2～5年度
	飛鳥中学校リノベーション工事		令和2～3年度
	小学校校舎等改修工事		荒川小
	建物解体工事		旧育ち愛ほっと館、 旧赤羽台東小(～4年度)
	その他教育施設改修工事		各施設
	工事費総額 64億4千万円 (工事件数35件)		

多様性社会推進課

1. 人権に関する啓発事業（1, 604千円）

人権に関し、毎年12月の人権週間にあわせた講演会の実施や、人権擁護委員及び区立中学生とともに北区区民まつりでの啓発活動など、区民への啓発事業を行う。

令和2年度実績：①人権講演会 1回 参加 149名

演 題：夢と絆を求めて～翻弄された運命のなかで～

講 師：蓮池 薫 氏

②映画会 1回 参加 31名

タイトル：奇跡の教室 受け継ぐ者たちへ

2. 男女共同参画推進事業（19, 117千円）

男女共同参画行動計画の推進及び普及啓発

（1）男女共同参画行動計画の推進

北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」（令和2年度～令和6年度）に基づき、男女共同参画に関するより一層の理解と意識の啓発及び推進する側の立場である職員の意識の醸成を図る。

（2）団体の活動の支援

男女共同参画に関する活動を目的とする団体への支援として、情報提供や団体相互の交流を促進する。

（3）男女共同参画職員研修

区政を担う職員一人ひとりが、男女共同参画の視点を持ちながら職務内の意識を高め、各事業に反映できるように職員研修を実施する。

令和2年度実績：新型コロナウイルス感染拡大予防のため、管理職及び一般事務職の係長職を対象としたDVD視聴によるLGBT等理解のための研修を実施した。

（4）性の多様性の理解促進

区民向けリーフレットの配付やLGBT等理解基礎講座による普及啓発とともに、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）からの相談に応じるため、「スペースゆう・にじいろ電話相談」を実施した。

（月2回、第1土曜日14時～17時・第4土曜日17時～20時）

3. 審議会等運営費（1, 167千円）

（会計年度任用職員制度導入に伴い、男女共同参画推進事業費より移行・新設）

男女共同参画推進組織の運営

（1）男女共同参画審議会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画審議会を運営する。審議会は、行動計画「北区アゼリアプラン」の策定及び変更、その他男女共同参画の推進に関する調査審議を行う。

なお、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第27条第1項に基づき、北区内における女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組を効果的かつ円滑に実施するため、令和2年10月1日に「北区女性活躍推進協議会」を設置した。本協議会委員は北区男女共同参画審議会委員を兼ねることとし、本協議会は北区男女共同参画審議会と合わせて開催する。

令和2年度実績：審議会2回

(2) 男女共同参画苦情解決委員会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画苦情解決委員会を運営する。苦情解決委員会は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策、阻害すると認められる事項について、区民や事業者からの苦情の申出を受け、解決を図る。

令和2年度実績：2月に委員会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

4. スペースゆう運営（14,082千円）

(1) 施設概要

男女共同参画を推進するための活動拠点施設として、北区男女共同参画条例に基づき設置する。

主な活動内容として、男女共同参画に関する普及啓発のための講座・講演会や、主に女性を対象とした配偶者からの暴力等に関する相談事業等を実施するほか、男女共同参画に関する活動・交流を行うための場や情報の提供を行う。

ア 施設の状況

所在地 北区王子1-11-1 北とぴあ5階

開館時間 午前9時～午後9時（日曜日は午前9時～午後5時）

休館日 月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

床面積 633.59㎡

階	施設名	面積（㎡）	定員（名）	備考
5階	多目的室A	49	30	「多目的室AB」として 一部屋での利用も可
	多目的室B	51	30	
	情報コーナー	—	12	
	交流サロン	—	26	
	活動コーナー	—	10	
	相談室1	9.5	4	
	相談室2	10	5	
	ミーティングルーム	19	12	

イ 多目的室の利用

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。なお、登録団体は多目的室の使用料の5割が減額となる。

令和2年度実績：登録団体数 58団体（令和3年3月末時点）

ウ 施設使用料

施 設	定員	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時
多目的室 A	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
多目的室 B	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

(付帯設備使用料) ※5割減額対象外

種類	使用料	種類	使用料
アップライトピアノ (1台1回)	510円	ビデオセット (1台1回)	200円
ビデオプロジェクター (1台1回)	510円	譜面台 (1台1回)	50円
持込器具使用・電源設備 (1回)	200円		

エ 令和2年度スペースゆう 施設利用状況

部 屋 名	件 数	人 数
多目的室 A B	182	2,523
多目的室 A	136	1,046
多目的室 B	128	945
ミーティングルーム	69	308
合 計	515	4,822

※多目的室 A と B は、多目的室 A B として 1 部屋利用も可

(2) 事業の内容

ア 啓発普及事業

(ア) 北区男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念の理解を深めるために国が定めている「男女共同参画週間」にあわせ、講演会などを実施する。

令和2年度実績：6月に講演会及び映画会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

(イ) 北区さんかく大学

男女共同参画について、その背景となっている社会状況や制度などを広い視野から学び、男女共同参画社会を実現する力を身につけ、地域で活躍する人材の育成を目的に実施する。

令和2年度実績：実施回数 5回連続講座 参加 延べ131名

(テーマ：家事の「正体」～家事と私の複雑で大切な関係～)

(ウ) 啓発講座

アゼリアプラン重点取組事項及び男女共同参画の啓発に関する講座を実施する。

令和2年度実績：実施回数 5回 参加 延べ114名

(LGBT理解基礎講座、防災講座、DV理解基礎講座、ワーク・ライフ・バランス講演会、男性向け講座)

なお、男性向け講座については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信に変更した。

(エ) 区民企画協働事業 (旧パートナーシップ事業)

アゼリアプランの重点取組事項や、男女共同参画に関するテーマの講座等を企画運営する団体を区民等から募集し、協働で実施する。

令和2年度実績：7月に1団体を事業採用としたが、8月に新型コロナウイルス感染拡大予防のため事業実施辞退の申出があった。

(オ) 出前講座

区民の男女共同参画についての理解を深め、多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供するため、地域に直接出向いて講座を実施する。

令和2年度実績：実施校 3校 参加 延べ328名

(カ) 中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

様々な分野で活躍している方を講師として中学校及び高等学校に派遣し、職業選択の経緯や仕事のやりがい、苦心などについて情報提供等を行い、将来あらゆる分野の職業に夢と希望をもってチャレンジできるよう、職域拡大に向けた支援を行う。

令和2年度実績：実施校 2校 参加 延べ128名

イ 団体・グループの育成・交流支援事業

男女共同参画社会の実現を目指す個人や団体が活発に活動できるように支援するとともに、相互に連携、協力しながら活動を深められるよう機会と場を提供する。

また、団体支援事業の一環として、登録団体が企画・実施する事業を支援する。

ウ 情報提供事業

(ア) 情報コーナーの運営

男女共同参画に関する図書・資料等の閲覧及び貸出を行い、情報の提供・活用を図る。

(イ) 情報誌の発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、情報誌「ゆうレポート」を年3回発行する。

エ 相談事業（法律相談）

女性の弁護士による相談。離婚や家族関係等に伴う法律問題についての相談に応じる。（第1土曜日・第3木曜日、1回 面談30分）

令和2年度実績：67件 重訴件数 合計107件

5. 配偶者等からの暴力防止対策（9, 137千円）

(1) 北区配偶者暴力相談支援センター事業

DV被害者の総合的な支援を行うために、平成28年4月1日に配偶者暴力相談支援センターを開設した。相談業務や保護命令制度の利用等について助言、同行支援などを実施し、関係部署と連携してDV被害者の保護及び自立支援を図る。

令和2年度実績

・DV専用ダイヤル受付（DVに関する相談以外も含む）	99件
・相談証明の発行（住基支援措置、児童手当、健康保険、年金等）	36件
・保護命令への支援（申立に関する助言、裁判所提出書面の作成	0件
・同行支援（保護命令申請手続き等 の同行）	1件

(2) こころと生き方・DV相談

DVをはじめとする家族間の悩みや、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

DV・夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシャルハラスメントや人間関係、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

令和2年度実績 674件（うち男性相談20件）

（3）配偶者からの暴力防止連絡協議会

配偶者からの暴力防止に向け、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するため、警察署、医師会、民生委員・児童委員協議会、庁内関係課による「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を平成20年10月に設置し、運営する。

令和2年度実績：代表者会議 1回・実務者会議 1回（いずれも書面による開催）

（4）区民啓発事業

配偶者からの暴力防止に関して、区民の理解と協力が得られるよう、講座の開催や、DV防止カード、パンフレット、啓発グッズ等により普及啓発を図る。

（5）パープルリボンシンボルマークの活用

女性への暴力防止のメッセージを表現する「パープルリボン」をモチーフにした、「北区パープルリボンシンボルマーク」を平成23年度に制定した。

このシンボルマークを活用し、DV防止カードを主催講座や学校行事などでの配付や、シンボルマークをラッピングしたコミュニティバスを「女性に対する暴力をなくす運動（11月）」の期間中に運行するなど、普及啓発を図る。

6. ワーク・ライフ・バランス支援事業（1, 233千円）

（1）ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

区内中小企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでいる企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取り組みを区内外に広くPRし、奨励・支援することでワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

令和2年度実績：認定企業 1企業

（2）ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣

企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、無料で推進アドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画策定のための支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備等についての提案を行う。

令和2年度実績：なし

7. 女性の活躍推進事業（1, 921千円）

（1）女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、基調講演会をはじめキャリアアップ及び起業並びに就労等に関するセミナーを開催する。

令和2年度実績：実施回数 5回 参加者数 延べ112名

（エンパワーメントセミナー、再就職準備セミナー、キャリアアップ支援セミナー）

（2）子育てママの未来計画

東京家政大学・板橋区と共催で、子育て中の女性を対象とした講座を実施する。

令和2年度実績：実施回数 4回 参加者数 延べ56名

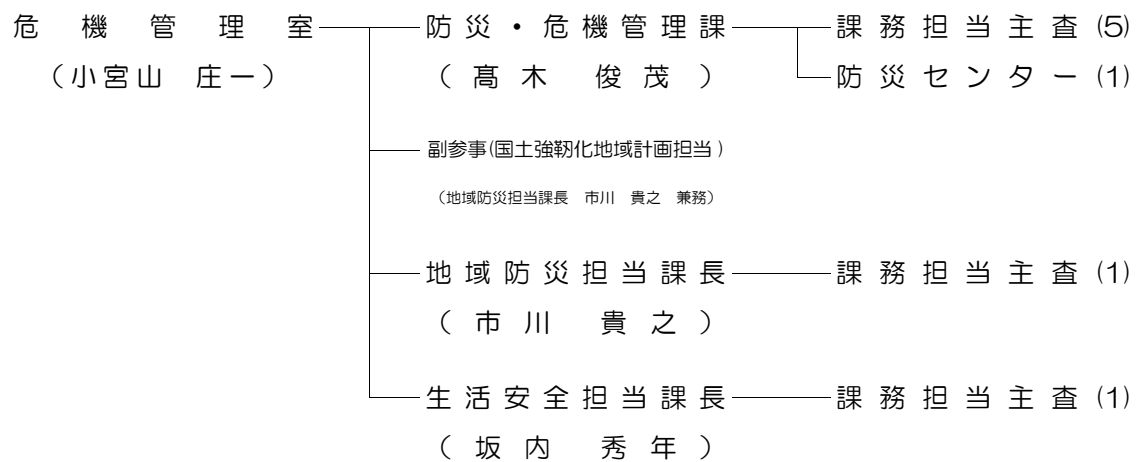
（レジリエンス編、家政学入門編、各2日連続講座）

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、オンライン（Zoom）で実施。

危 機 管 理 室

危機管理室組織図

令和3年4月1日現在



危機管理室 職員配置状況

令和3年4月1日現在

課 名	係 名	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	備考
防災・ 危機管理課		15	1	1	(※1) 5	8 (※2) (31)		(※1) 内1名派遣（東京消防庁） (※2) 兼務職員2名（広報課） 兼務職員1名（総務課） 兼務職員1名（職員課） 兼務職員1名（契約管財課） 兼務職員1名（地域振興課） 兼務職員1名（戸籍住民課） 兼務職員1名（収納推進課） 兼務職員2名（国保年金課） 兼務職員1名（環境課） 兼務職員1名（北区清掃事務所） 兼務職員1名（健康福祉課） 兼務職員1名（介護保険課） 兼務職員1名（生活衛生課） 兼務職員1名（障害福祉課） 兼務職員1名（保健予防課） 兼務職員1名（教育総合相談センター） 兼務職員1名（子ども未来課） 兼務職員11名（保育課） 兼務職員1名（子ども家庭支援センター）
	防災センター	4			(※3) 1	2	1	会計年度任用職員8名 (※3) 派遣（東京消防庁）
副参事(国土強靱化地域計画担当)				(1)				兼務1名（地域防災担当課長）
地域防災担当課長		5		1	1 (※4) (1)	1	2	会計年度任用職員2名 (※4) 兼務主査(防災・危機管理課)
生活安全担当課長		3		(※5) 1	1	1		会計年度任用職員3名 (※5) 派遣（警視庁）
計（3課）		27	1	3	8	12	4	

分 掌 事 務

危機管理室

防災・危機管理課

1. 防災会議に関すること。
2. 災害対策本部に関すること。
3. 地域防災計画に関すること。
4. 消防関係機関との連絡調整に関すること。
5. 消防団に関すること。
6. 災害対策業務の実施に関すること。
7. 防災無線通信に関すること。
8. 風水害の避難に関すること。
9. 小災害罹災者の応急援護に関すること。
10. 災害弔慰金の支給等に関すること。
11. 危機管理の総合調整及び対策に関すること。
12. 危機管理に関する調査及び研究に関すること。
13. 国民保護協議会に関すること。
14. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
15. 国民保護計画に関すること。
16. 前各号に掲げるもののほか、区長が命ずる危機管理に関すること。
17. 室の庶務に関すること。
18. 室の歳入歳出及び決算の資料に関すること。

防災センター

1. 施設の利用に関すること。
2. 施設利用者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上に関すること。
3. 施設の維持管理に関すること。
4. 前3号のほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務の実施及び運営に関すること。

副参事（国土強靱化地域計画担当）

1. 国土強靱化地域計画に関すること。

地域防災担当課長

1. 区民防災組織に関すること。
2. 防災意識の高揚及び啓発に関すること。
3. 防災訓練に関すること。

4. 防災施設の設置及び維持管理に関すること。

生 活 安 全 担 当 課 長

1. 生活安全の推進に関すること。

防災・危機管理課

1. 防災会議の運営（318千円）

防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、東京都北区地域防災計画を作成し、その実施を推進することを目的としている。会議は、区長を会長として、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、電気・ガス・電話などのライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会、日本郵便株式会社、首都高速道路株式会社などの防災関係機関で構成されている。

委員は現在51名（定員55名）となっている。

2. 街路設置消火器の管理（18,065千円）

（1）街路消火器の管理

初期消火活動を迅速かつ効果的に行うため、区内街路に約60m～120m間隔で約5千本の消火器を配備している。これらの街路消火器は、年1回の保守点検、清掃及び薬剤詰替などの管理を行っている。

令和2年度街路消火器管理の主な取り組み	
消火器保守点検	1回
消火器及び角型格納箱撤去処分	36件
角型格納箱移設	2件
円筒型格納箱の角型格納箱への交換	17件

（2）家庭用消火器詰め替え消防設備事業者の紹介

民間防災設備の充実を図るため、家庭用消火器の薬剤詰め替え及び販売を行う区内消防設備事業者（東京都消防設備協同組合登録業者）の紹介を行っている。

3. 防災施設等の整備及び管理（187,143千円）

（1）防災行政無線

ア. 移動系無線設備（260MHz帯）

移動系無線は、大規模災害等により有線電話等の通信が途絶した場合を想定し、区出先機関及び各防災関係機関との情報収集、伝達手段として設置した相互通信が可能な無線設備である。

平成22年度からデジタル化により、音声通信のほか、ファクシミリやメール通信も行うことができるようになった。平常時は、一般の行政事務連絡にも活用し、機器取り扱いの習熟を図っている。

※システム構成：基地局1、子局419（半固定114、携帯279、車載26）

イ. 同報系無線設備（60MHz帯）

同報系無線は、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に、区民等に対する避難勧告及び情報提供等を行う無線設備であり、屋外向けに拡声子局（屋外スピーカー）を110基配備している。

平成27年度より拡声子局のデジタル化工事を実施。令和元年度をもって全拡声子局の工事が完了し、現在のアナログシステム（60MHz）による放送は令和4年度で終了する。また、無線の放送音声を受信することができる戸別受令機はアナログシステムであるため、令和4年度で事業が終了する。

また、一度放送された内容を再生して聞くことができる「自動電話音声サービス」を平成28年5月下旬から運用開始し、令和2年度に回線数を増加した。
(☎0120-061-724)

ウ. 戸別受信機の配付(280MHz帯)

平成28年度より新たに屋内において受信感度のよい電波(ポケベル波)を利用した「戸別受信機」を、区の公共施設や町会・自治会等に配付している。本システムは、音声案内の他に、情報を文字情報として受信するため、不在時や聞き逃した場合などに確認することが可能である。

また、令和3年度に民生児童委員等に音声案内タイプの戸別受信機を追加で配付予定である。

(2) その他の防災情報通信態勢

ア. 災害情報システム

被害情報等を視覚的に整理することができ、効率的に災害情報を整理することができるGIS(地理情報システム)を平成21年度から導入している。また、平常時においても防災設備の一括管理に利用している。

イ. 全国緊急警報システム(J-ALERT)

総務省消防庁が衛星を使い全国の地方自治体に向け、内閣官房が発表する国民保護情報と気象庁が発表する自然災害情報の提供を無線で行っている。

＜令和2年度＞

- ・J-ALERT全国一斉情報伝達訓練
実施回数 3回

ウ. 防災気象情報メール配信サービス

大雨や洪水などの警報・注意報、地震情報等をいち早く区民に知らせるため平成22年11月から防災気象情報のメール配信サービスを行っている。令和3年度から広報課所管の区民情報メールサービスと一体的なサービス運用に変更し、区民の利便性を向上させる。

＜令和3年4月1日時点＞

- ・登録者数 16,822人

エ. 携帯電話による緊急速報メール

携帯電話各社(NTTドコモ・au・ソフトバンク・楽天)で運営している緊急速報メール(エリアメール等)を、防災行政無線を補完するものとして、平成24年4月1日から導入している。災害時には、被害情報・避難情報等を北区エリアにいる人々に対し一斉に提供することができる。

(3) 消防水利の確保(貯水槽)

震災時の生活用水及び初期消火用水利として、40m³の耐震性地下貯水槽を64カ所、20m³のものを3カ所設置している。(表1)

それまで貯水槽の蓋が非常に重く、開けることが容易でなかったため、平成25年度から3か年かけて蓋を新しく親子蓋式に改修した。(親子蓋とは、蓋の中央にもう一つ小さい蓋が付いているもので、この小さい蓋を開けることで小型消防ポンプによる初期消火等の際、吸水を容易に行うことができる)

（４）飲料水等の確保

ア．応急給水槽

東京都水道局より震災時の飲料水の確保を目的とする災害時給水ステーション（給水拠点）〔１，５００ｍ³の循環式地下貯水槽〕が、桐ヶ丘中央公園、滝野川公園及び北運動公園の３カ所に設置されている。これにより約５０万人が３日間使用する飲料水（１人１日３リットルとして）が確保されている。

なお、各避難所における飲料水の不足を速やかに解消するため、平成２９年度に給水車を１台から３台に増強し、より迅速な給水体制を確立した。

イ．深井戸

災害時における給水活動の拠点の一つとして、自家発電装置付の深井戸を区内１３カ所に設置している。また、東京消防庁（中央公園）、ＪＲ（尾久駅構内、田端ビル敷地内の２カ所）について、災害時使用協定を結んでいる。

ウ．浄水装置

プールの水を飲用するために浄化する浄水装置を、区内全避難所に１台配備している。

エ．応急給水活動のためのスタンドパイプの配備

東京都水道局と覚書を締結し、応急給水用として６７台のスタンドパイプセットの貸与を受け、区内避難所等に配備している。

オ．民間井戸

初期消火活動の充実、生活水の確保のため、民間所有の浅井戸を「災害時協力井戸」として指定し、小型消防ポンプ取水口を取り付けている。昨年度は１カ所追加された。令和２年度末現在で１０４カ所。

４．備蓄（６８，４６１千円）※繰越明許１７，０００千円（コロナウイルス感染症策）

災害時における救援活動を円滑に行うため、救援に必要な食糧や毛布などの生活用品、防災資機材等の備蓄を行っている。流通の困難な物、個人では準備しにくい物、災害時要援護者向けの物資を中心に備蓄品目の充実を図っている。なお、令和２年度に新型コロナウイルス対策衛生用品を購入した。

（１）災害備蓄倉庫

物資が不足した避難所に補給するための食料等の救助物資及び避難場所で利用する物資・資機材を区内１２カ所の備蓄倉庫に保管している。（表２、表３）

（２）学校備蓄室

区立小・中学校の余裕教室等を活用して、避難生活に要する食糧、飲料水及び生活用品等を備蓄している。（表４）

（３）資機材倉庫

近隣住民が使用できる救助用・避難者用及び初期消火用資機材等を区立小・中学校等に保管している。

(4) 配備資機材の点検

全ての自主防災組織及び避難所を対象に配備している小型消防ポンプと発電機について、機能点検及び修繕を毎年実施し、非常時に備えている。

(5) 災害備蓄倉庫の整理

令和元年度に策定した北区災害用備蓄・管理・供給計画を基に、災害備蓄倉庫の整理を行う。令和2年度中に5カ所終了しているので、令和3年度は7カ所について行う。

5. 防災センターの管理及び事業運営（55, 823千円）

防災センターは、平常時には「地震の科学館」として、来館者の防災意識・能力の向上を図るとともに、防災に関する啓発やコミュニティ機能を持ち、災害時には、災害対策本部のバックアップ機能を有している。

展示ホールでは、3つの守る（命を守る・地域を守る・生活を守る）をテーマに、模型や映像を通じて地震対策についての知識を深めることができる。また、体験室では、震度7の揺れや煙を体験することができ、AEDを活用した心肺蘇生や応急手当（三角巾等）の訓練、消火器等による初期消火の訓練等を常時行っている。

平成29年度は起震装置に平成28年4月に発生した熊本地震のプログラムを追加し、平成30年度は老朽化した昇降機設備の改修工事を行った。

(1) 防災ボランティア

災害時、全国から集結してくる多数のボランティアを受け入れ、それぞれの活動内容を調整する要員を確保するため、区民から公募した防災ボランティアを事前登録し、研修・訓練等を行っている。

<令和3年4月1日現在>

・登録者数 57名

6. 消防団の活動支援（9, 110千円）

消防団業務の円滑な遂行を図るため、資機材の配備及び消防団事業運営活動費等の助成を行っている。

（1）消防団運営委員会

消防団組織の整備・運営を円滑に行うための組織で、都条例に基づく、知事の付属機関として特別区ごとに設置されている。

消防団運営委員会の構成	
委員長	1名
学識経験者	4名
区議会議員	6名
区内の消防署長	3名
区内の消防団長	3名
計	17名

（2）消防団の組織

消防団の団長については、団の推薦に基づき区長が任免する。消防団員（副団長以下の団員）については、区長の承認を得て各団長が任免する。

区内消防団の分団数、配属定員数、配置ポンプ数

令和3年4月1日現在

	王子消防団	赤羽消防団	滝野川消防団	計
分 団 数	8団	7団	8団	23団
配 置 定 員 数	200人	200人	210人	610人
配置ポンプ数	16台	18台	17台	51台

7. 罹災者の応急援護（1, 206千円）

災害救助法の適用に至らない火災・水害等により被害を受けた罹災者に、応急的な援助を行い、罹災者の保護を図っている。

これまでの実績をもとに、より効果的な援助を実施するため、令和3年度に要綱の見直しを行い、援助の要件や金額を一部改正した。

令和2年度給付状況

火 災	世 帯 区 分	世 帯 数	摘 要
全 焼	普 通 世 帯	1世帯	1世帯につき40,000円
	単 身 世 帯	9世帯	1世帯につき20,000円
半 焼	普 通 世 帯	0世帯	1世帯につき30,000円
	単 身 世 帯	1世帯	1世帯につき15,000円
消防活動に よる水損	普 通 世 帯	3世帯	1世帯につき20,000円
	単 身 世 帯	6世帯	1世帯につき10,000円
毛布支給枚数		18枚	

水 害	世 帯 区 分	世 帯 数	摘 要
全壊	普 通 世 帯	0世帯	1世帯につき40,000円
	単 身 世 帯	0世帯	1世帯につき20,000円
半壊	普 通 世 帯	0世帯	1世帯につき30,000円
	単 身 世 帯	0世帯	1世帯につき15,000円
床 上 浸 水	普 通 世 帯	0世帯	1世帯につき30,000円
	単 身 世 帯	0世帯	1世帯につき15,000円
	事 業 所	0事業所	1事業所につき15,000円
床 下 浸 水	普 通 世 帯	0世帯	1世帯につき15,000円
	単 身 世 帯	0世帯	1世帯につき10,000円
毛布支給枚数		0枚	

死	亡	0人	1人につき 50,000円
負	傷	3人	1人につき 20,000円

8. 感震ブレーカーの設置促進等

(1) 感震ブレーカー設置促進

火災時に延焼のおそれのある木造住宅密集地域のうち、不燃化特区内の木造住宅を対象とした簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進について、平成29年度から令和元年度までの3カ年計画で2,500個（内閣府の目標普及率に基づき設定）配布を目標に、町会自治会単位で取り付け方法等の説明会を実施した上で配布を進め、令和3年3月末現在で合計1,653個を配布した。

令和3年度は、目標数に達しなかった分の配布・設置促進事業を継続して実施する。なお、令和3年4月より不燃化特区が拡大となったため、新たに対象となった地域へも配布・設置を進めていく。

(2) 要配慮者対策

避難行動要支援者名簿に登録されている方か、または65歳以上のみで構成される世帯で、感震ブレーカーや家具の転倒防止器具を自ら購入し、機器の設置を希望する世帯に対して、委託業者を申請者宅に派遣することで取り付け支援を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の配付

一人では避難することが難しい、高齢者や障害者の情報を町会・自治会単位でまとめた名簿を健康福祉課で毎年作成している（掲載を希望する人が自ら名乗り出る手挙げ方式）。この名簿を災害時の安否確認や救助活動に活用できるよう、希望する町会・自治会に防災・危機管理課が配付している。

9. 帰宅困難者対策（3,586千円）

震災発生後に、区内で発生する帰宅困難者に対処するため、一斉帰宅の抑制、駅前滞留者の解消、徒歩帰宅者への支援等の方策を検討・実施する。

平成25年度から赤羽駅、王子駅、田端駅について、それぞれ駅前滞留者対策協議会を設置し、駅前滞留者等に係る課題を抽出し、対応策等を検討している。

令和3年4月時点では、11事業者等と「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結している。これにより、災害が発生した場合、本協定を締結した事業者は、北区の要請等に応じて、あらかじめ定めた協力内容により、一時滞在施設の開設・運営を行う。

また、平成28年度から各駅前滞留者対策協議会において、一時滞在施設の現状を確認し、合同研修会を行っている。

東京都では、民間一時滞在施設の備蓄品に対し、購入費用の補助や備蓄品の配備事業を実施しており、区においても事業の周知を行っている。

10. 避難所機能の強化

東日本大震災の避難所運営における教訓を生かし、平成23年度から順次、避難所機能の強化を図っている。主な対策内容は下表のとおりである。

○ 年度別の避難所機能強化の主な取り組み

平成25年度	・天井等落下防止対策（調査及び工事） ・緊急時用非常用浄水装置の配備 ・資機材、設備、備蓄物資（女性の視点に配慮）の充実 ・w i - f i の整備（通信事業者による）等
27年度	・天井等落下防止対策（滝野川紅葉中学校体育館）
28年度	・自動ラップ式トイレの導入
29年度	・自動ラップ式トイレの導入（福祉避難所）
30年度	・発電機の配備（福祉避難所） ・避難所開設キット配備
令和2年度	・避難所開設キットの更新

11. 広域応援態勢の確立

大震災等の災害が発生した場合、被災した自治体は十分な活動ができない事態となるため、行政区域を越えた応援態勢が必要となる。

そのため、従前より友好関係にあった山形県酒田市及び、群馬県中之条町、甘楽町の3市町と「災害時における相互応援に関する協定」を平成7年10月に締結している。

また、新たな自治体間の支援協定として、群馬県前橋市と「災害時における物資等の支援に関する協定」を平成26年2月に締結し、埼玉県川口市とは、「災害時における情報交換に関する協定」と「北区防災行政無線局設置等に関する協定」を平成26年7月に締結した。

なお、被災の軽微な区が連携して被災区への支援を行うため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を23区間で締結しているが、東日本大震災での教訓を受けて見直しを行い、平成26年3月に再締結している。

平成30年3月改定の東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）では、支援に関する章を新設し、円滑に他自治体等からの応援を受け入れるため、支援に関する基本的な方針を定めた。

12. 大規模水害避難の対策

(1) 土砂災害対策

○ 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害防止法に基づき、東京都は現在、土砂災害警戒区域を区内に95カ所（うち土砂災害特別警戒区域は71カ所）指定している。平成28年度は、この指定に基づき、区域内に住む区民の速やかな避難行動等を促すための「土砂災害ハザードマップ」を作成した。

令和2年度に避難場所の変更より改訂を行った。

(2) 風水害対策

○ 石神井川流域での防災無線吹鳴

平成27年度に石神井川の水位・雨量情報システムを改修し防災無線と連動させることで、石神井川が氾濫危険水位に達した際に、自動的に被害が想定される堀船・豊島地区の一部に防災無線を吹鳴できる対応を行った。また、平成29年度には上流部である滝野川地区の一部で、同様の対応を実施した。

○ 荒川タイムライン（拡大試行版）

荒川による洪水発生を想定した「荒川タイムライン（拡大試行版）」を国土交通省が中心となり沿川の16区市とともに作成し、平成29年度から運用を開始している。

○ 洪水時の避難確保計画の作成

平成29年の水防法・土砂災害防止法の一部改正に伴い、平成30年度に浸水想定区域または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して洪水時の避難確保計画の作成を依頼した。

依頼した施設は232施設、令和3年4月1日時点で計画の受付が完了している施設は171施設となっている。

令和3年度は、対象施設の見直しと、避難確保計画作成のための説明会の開催を予定している。

(3) 風水害における避難対策

○ マイ・タイムライン作成支援事業

令和元年度より、風水害の発生に備え事前に作成する避難行動計画（マイ・タイムライン）の普及のため、地域で普及活動を行うマイ・タイムライン普及リーダーを区民から募集した。また、区民向けのマイ・タイムライン作成講座を開催し、認定した普及リーダーと地域でのマイ・タイムラインの普及活動を行った。令和3年度も同様

の事業を実施する（普及リーダー用講習会2回、区民向け作成講座9回）。令和3年度は避難情報の変更に伴って、普及リーダーの知識の更新を図るフォローアップ研修会を開催する。

○ 浸水深表示シールの設置

令和2年度に荒川氾濫からの避難対策として、浸水想定区域内の区有施設を中心に約170カ所に浸水深を示した表示シールを設置した。

○ 要配慮者世帯への戸別受信機配付事業 ※繰越明許10,746千円

災害時の避難行動要支援者を含む要配慮者対策として、音声による気象又は避難情報の入手に課題のある聴覚障害者を対象に、文字表示で案内が可能な戸別受信機を配付する。当初令和2年の事業であったが、対象となる聴覚障害者に機種種の意向確認の説明会を実施するなど、仕様検討の時間をとったため発注期間が遅れることとなった。それにより予算は令和3年に繰り越した。

○ 避難行動支援計画の策定

令和3年度に大規模水害時の要配慮者対策として、避難行動支援計画策定に着手する。令和4年度10月の策定に向けて検討を進めていく。

13. 災害時の医療体制の確立

北区保健所、健康福祉部と連携し、北区医師会、北区薬剤師会等の協力を得ながら、「北区災害医療運営連絡会」等を通じて、災害医療体制の検討を進める。

14. 危機管理の総合調整に関する事務

次のような事態のうち、主に自然災害以外の危機管理の総合調整、対策、及び調査研究を行う。

- ・ 区民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態又は、及ぼすおそれのある事態
- ・ 区民生活に著しい不安を与える事態又は社会的混乱を引き起こすような事態
- ・ 区が提供する区民サービスに著しい支障をきたす事態
- ・ 区政の信頼を著しく損なう事態

一定レベル以上の緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、危機管理対策本部の設置あるいは関係部課会議を開催し、迅速かつ的確な対応を図る。

新型コロナウイルスに関しては、保健所や様々な部署と連携し業務の総合的な調整を担う。

（1）危機管理対策本部（新型コロナ感染症対策）

北区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、北区危機管理対策本部を設置し、全

庁的な方針の決定及び情報の共有を図った。

＜令和２年度＞

- ・本部会議開催回数 ２１回

＜令和元年度＞

- ・本部会議開催回数 １０回

（２）新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言の発出にともない対策本部を設置し、総合的な調整等を行った。

＜令和２年度＞

- ・本部会議開催回数 ６回

１５．庁内の新型コロナウイルス感染症予防対策

新型コロナウイルス対策として、各庁舎入口に非接触型消毒液提供装置を設置し、補充用アルコール消毒液及び庁舎内窓口用アルコール消毒液を購入し配布した。

１６．国民保護計画事業（４４０千円）

（１）国民保護協議会に関する事務

東京都北区国民保護協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づく区長の附属機関であり、北区の区域に関する国民保護措置の重要事項を審議する。

委員は、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、ライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会などから選出し、北区防災会議委員とほぼ同様であるが、国民保護措置に関する知識又は経験を有する者として、王子・赤羽・滝野川地区の自主防災組織代表として各地区の連合町会長及び北区議会の代表として区議会議長を加えて構成している。

また、協議会委員の所属する機関から職員を幹事として任命し、実務的な事項についての検討を幹事会で実施している。

（２）国民保護計画に関する事務

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づいて、武力攻撃事態及び大規模テロ等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、平成１８年度に策定し、国における「国民の保護に関する基本指針」や東京都による「東京都国民保護計画」の変更に伴い、平成２８年度に東京都北区国民保護計画を変更した。

（３）区内の大規模集客施設との緊急連絡体制の構築

緊急事態が発生した際に、区内の大規模集客施設へ情報をより速やかに伝達するため、民間業者が提供する一斉ＦＡＸ配信サービスに加入し、これを活用し、区内の大規模集客施設との通信訓練を実施する。

＜令和２年度＞

- ・実施回数 ２回（令和２年８月２０日、令和２年２月２４日）（４２施設）

１７．自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の運用

区有施設へのＡＥＤの設置及びホームページ等による設置場所の周知を行う。また、

設置施設に勤務する職員を対象とした操作研修等を実施し、知識と実技の習得を目指す。

＜令和2年度＞

- ・ A E D設置台数 324台
- ・ 普通救命講習（職員対象） 6回

18. 東日本大震災被災者支援に関すること

（1）避難者からの情報提供の受付及び各種支援情報の提供

東日本大震災により、北区内に避難された方から任意に提供された避難先等の情報を東京都を通じて、避難元の県や市町村に情報提供を行う。

また、「全国避難者情報システム」に基づき、東京都と連携し避難者に対して定期的に支援情報を送付している。

（2）原発避難者特例法に基づく事務に関する調整

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に対する適切な行政サービスの提供が行われるよう、特例事務の所管課との調整及び住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持に対応する総合調整を行う。

表1

40m³ 耐震性地下貯水槽一覧表

令和3年4月1日現在

No.	赤 羽 地 区	No.	王 子 地 区	No.	滝 野 川 地 区
1	浮 間 北 公 園	1	東十条五丁目児童遊園	1	四 本 木 児 童 遊 園
2	浮 間 つ り 堀 公 園	2	十条仲原一丁目児童遊園	2	滝野川馬場児童遊園
3	都市機構浮間三丁目エースト	3	中 央 公 園 (北)	3	藤 和 板 橋 コ ー プ
4	赤羽台さくら並木公園	4	中 十 条 公 園	4	南 谷 端 公 園
5	都市機構赤羽北二丁目団地(東)	5	十 条 公 園	5	西ケ原東保育園
6	都市機構赤羽北二丁目団地(西)	6	王 子 本 町 公 園	6	西 中 里 公 園
7	袋 町 公 園	7	中 央 公 園 (南)	7	東 中 里 公 園
8	都営赤羽北三丁目パーク	8	王 子 五 丁 目 公 園	8	田端五丁目防災広場
9	桐ヶ丘中央公園(東)	9	旧 桜 田 小 学 校	9	田 端 公 園
10	桐ヶ丘中央公園(西)	10	豊島八幡児童遊園	10	田 端 台 公 園
11	鶴ヶ丘児童遊園	11	旧王子ふれあい館	11	滝野川第五小学校
12	島 下 公 園	12	王 子 六 丁 目 公 園	12	上中里二丁目児童遊園
13	区営赤羽西六丁目第2	13	王子六丁目児童遊園	13	東田端二丁目児童遊園
14	区営赤羽西六丁目第3	14	柳 田 公 園	14	東 田 端 公 園
15	西が丘三ツ和公園	15	都営堀船三丁目団地	15	田端新町南むつみ公園
16	稲 付 西 山 公 園	16	堀 船 公 園	16	西ケ原みんなの公園
17	志茂子ども交流館	17	豊島区民センター	17	谷戸さんさん児童遊園
18	赤羽三丁目公園	18	上 四 虹 ひ ろ ば	18	飛 鳥 山 公 園
19	赤 羽 東 公 園	19	東十条区民センター	19	道 音 坂 児 童 遊 園
20	志茂三丁目児童遊園	20	上十条四丁目児童遊園		
21	赤 羽 公 園	21	上三ふじ広場(20m ³)		
22	都市機構赤羽南一丁目団地	22	上 四 み ん な の 広 場		
23	北 運 動 公 園	23	上五防災ふれあい広場 (20m ³)		
24	志茂東公園(20m ³)				
25	志茂四わかば児童遊園				

表2

備 蓄 倉 庫 一 覧 表

令和3年4月1日現在

		所在地	建築 年月日	建物構造	延床 面積 (㎡)	施設内容
1	北区桐ヶ丘 災害備蓄倉庫	赤羽台 3-21	昭和 48.5.29	RC 造平屋建	144	電動シャッター 1 力所、 手動シャッター 2 力所、 高床式
2	北区豊島5丁目 災害備蓄倉庫	豊島 5-5	昭和 49.7.29	RC 造平屋建	144	電動シャッター 1 力所、 手動シャッター 2 力所、 高床式
3	北区西が丘 災害備蓄倉庫	西が丘 2-4	昭和 50.8.26	RC 造平屋建	120	手動シャッター 3 力所、 高床式
4	北区王子5丁目 災害備蓄倉庫	王子 5-2-5	昭和 51.10.29	都市機構 1 階 ピロティー	129	手動シャッター 2 力所
5	北区滝野川3丁目 災害備蓄倉庫	滝野川 3-80-1	昭和 55.3.18	RC 造 2 階建 (併設)	135	シャッター 1 力所
6	北区防災センター 災害備蓄倉庫	西ヶ原 2-1-6	昭和 59.6.15	SRC 造 3 階建	388	電動シャッター 1 力所、 搬出クレーン
7	北区岩淵 災害備蓄倉庫	岩淵町 41	昭和 62.3.26	RC 造 2 階建	122	電動シャッター 1 力所、 手動シャッター 1 力所
8	北区北とぴあ 災害備蓄倉庫	王子 1-11-1	平成 2.8.24	SRC 造 18 階建 地下 2 階部分	122	
9	北区東田端 災害備蓄倉庫	東田端 1-16-16	平成 3.3.22	RC 造 2 階建	180	電動シャッター 2 力所、
10	北区浮間 災害備蓄倉庫	浮間 1-15-1	平成 5.3.19	RC 造 20 階建都 営住宅 1 階部	152	電動シャッター 1 力所、 手動シャッター 1 力所
11	北区北運動場 災害備蓄倉庫	神谷 2-47-6	平成 9.1.30	RC 造平屋建 観覧席下部	104	2 層式
12	北区西ヶ原四丁目 災害備蓄倉庫	西ヶ原 4-51-62	平成 22.3.31	RC 造平屋建	251	手動シャッター 3 力所

表3

北区災害備蓄倉庫備蓄物資一覧

令和3年4月1日現在

	倉庫名		桐ヶ丘	豊島 5丁目	西が丘	王子 5丁目	滝野川 3丁目	防災 センター	岩淵
	品名								
食 料	クラッカー		10,080	14,700	10,080	14,000	10,080	14,000	10,080
	アルファ米	区	6,000	6,000	6,000	6,000	5,000	10,000	6,000
		都		700					
	ミネラルウォーター		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	4,800	2,400
生 活 必 需 品	ほ乳ビン		130	130	130	130	130	110	130
	毛布	区	1,360	2,850	1,540	2,200	1,440	10,090	2,720
		都	2,000	2,000	1,100	2,000		600	
	ビニールゴザ	区	2,000	1,000	2,000	1,900	2,600		
		都	1,000	2,000	1,000	480			
	カーペット	区			1,000	800	750	5,540	3,000
		都		600					
	ローソク・マッチ		3,000	6,000	3,000	3,000	3,000	2,000	3,000
	手拭		2,950	6,000	3,000	3,000	3,000	5,000	3,000
	紙オムツ	大人用	748	1,462	748	1,462	1,462	748	748
		乳児用	4,176	4,176	4,176	4,176	4,176	4,650	4,176
	ビニールシート		180	150	250	220	200	230	250
	トイレットペーパー		900	1,000	1,000	350	1,000	300	
	炊飯袋						30,000	20,000	
	生理用品		10,374	10,374	10,374	10,374	10,374	10,374	10,374
	ウェットティッシュ		21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	石鹸			3,000				2,000	1,000
	ポリ袋			3,000			5,000	5,000	5,000

	倉庫名		北とぴあ	東 田 端	浮 間	北運動場	西 ケ 原 四 丁 目	計	単 位
	品 名								
食 料	クラッカー		10,800	10,800	10,800	10,800	19,950	143,290	食
	アルファ米	区	10,000	6,000	5,000	6,000	10,000	82,000	食
		都			29,000		4,000	33,700	
			白 粥			10,000			
	ミネラルウォーター		2,400	2,400	2,400	2,304		28,704	本
生 活 必 需 品	ほ 乳 ビ ン		130	130	130	130		1,410	本
	毛 布	区	1,500	3,110	2,650			29,460	枚
		都				2,000		9,700	
	ビニールゴザ	区		3,000				12,500	枚
		都						4,480	
	カーペット	区	1,000	1,000	1,000			14,090	枚
		都					4,500	5,100	
	ローソク・マッチ		5,000	3,000	3,000			34,000	個
	手 拭			3,000	3,000			31,950	枚
	紙 オ ム ツ	大人用	748	748	748	748		10,370	枚
		乳児用	4,176	4,176	4,176	4,176		46,410	
	ビ ニ ール シ ート			200	250	250		2,180	枚
	トイレットペーパー			1,000	650			6,200	個
	炊 飯 袋							50,000	袋
	生 理 用 品		10,374	10,374	10,374	10,374		114,114	枚
	ウェットティッシュ		21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	252,000	枚
石 鹸		2,000	1,000	1,000			10,000	個	
ポ リ 袋		5,000		5,000			28,000	枚	

	倉庫名		桐ヶ丘	豊島 5丁目	西が丘	王子 5丁目	滝野川 3丁目	防災 センター	岩淵
	品名								
資	事務用品セット		2	1	1	1	1	2	1
	電気メガホン		3	2	2	2	2	4	2
	濾水機(エンジン付)			1	2	2	1	2	2
	濾水機(手動)		1	1			1		
	自動分配給水装置						1		
	レンジバーナーSET		1	1	1	1	1	3	1
	給水タンク(500 ㍓)		2	2	2	2	2	3	1
	ポリタンク(20 ㍓)		100	100	100	100	100	150	100
	ロンテナー(10 ㍓)		500	500	500	500	500	900	500
	発電機(大型)		3	3	2	2	2	4	2
器	投光機		2	3	3	3	3	2	
	テント		13	16	10	10	10	20	10
	ロジ型テント(都)							20	
	スコップ		10	22	12	22	22	20	20
	ツルハシ		20	20	10	20	20	20	20
	仮設便所	大使用	19	25	20	24	16	35	24
		小使用					2	10	
	簡易式トイレ							70	
	マンホールトイレ								
	リヤカー		4	3	3	3	3	3	3
材	ボート			1					1
	麻袋		400	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	1,000
	ウォーターポンク	Gタ17°						200	
		一般用						200	
	簡易救助品(布団入)			23		26			
医 療 具	担架		10	10	10	10	10	10	10
	三角巾		300	300	300	300	300	300	300
	サラシ布		300	300	300	300	300	300	300
	救急箱		10	5	5	10	5	10	10

	倉庫名		北とぴあ	東 田 端	浮 間	北運動場	西 ケ 原 四 丁 目	計	単位
	品 名								
資	事 務 用 品 セ ッ ト		1	1	1	1		13	組
	電 気 メ ガ ホ ン		2	2	2	2		25	個
	濾水機(エンジン付)			2		1		13	台
	濾 水 機 (手 動)			1	1			5	台
	自動分配給水装置					1		2	台
	レンジバーナーSET		1	1	1	1		13	組
	給水タンク(500 ㍓)			2	2			18	個
	ポリタンク (20 ㍓)		50	100	50			950	個
	ロンテナー (10 ㍓)		100	500	300			4,800	個
	発 電 機 (大型)		2	2	3	1	2	28	台
器	投 光 機			4	2			22	台
	テ ン ト		10	10	10	5		124	張
	ロジ型テント(都)							20	個
	ス コ ッ プ		20	22	20			190	本
	ツ ル ハ シ		20	20	20			190	本
	仮 設 便 所	大 使用	30	20	33	9		255	棟
		小 使用						12	
	簡 易 式 ト イ レ				220	3		293	個
	マンホールトイレ						56	56	セット
	リ ヤ カ ー		3	3	2			30	台
ボ ー ト				1			3	隻	
材	麻 袋		1,000	1,000				10,400	袋
	ウォータ-ブロック	Gタイプ						200	袋
		一 般 用			250			450	
	簡易救助品(布団入)							49	個
	医 療 具	担 架		10	10	10	10		110
三 角 巾		300	300	200			2,900	枚	
サ ラ シ 布		300	300				2,700	反	
救 急 箱		5	10	10	5		85	箱	

表4

●防災資機材倉庫備蓄物資一覧

所在地 区立小、中学校等敷地内

令和3年4月1日現在

品 名	濾水機	折りたたみ 水槽	発電機	投光器	バルーン 投光器	仮 設 便 所	マンホール トイレ	ロープ	電 工 ドラム	折りたたみ リヤカー
1施設の数	1台	2台	2台	2台	1台	3棟	3棟	2本	2個	1台
総 数 量	60台	120台	60台	120台	60台	225棟	180棟	120本	120個	60台

品 名	レンジ バーナー	ビニール シート	消火 ポンプ	災害救助用 工具セット	レギュラー ガソリン缶詰	混合ガソリン 缶詰	灯油缶詰	避難所開設 キット
1施設の数	1台	20枚	1台	1組	20缶	4缶	8缶	1個
総 数 量	60台	1,200枚	60台	60組	1,400缶	240缶	480缶	59個

※225 棟の仮設便所のうち、浮間中、岩淵小、桐ヶ丘郷小、王子桜中、旧清至中、としま若葉小、
十条富士見中、滝野川もみじ小、及び滝野川第四小の9校には大使用を8棟ずつ備蓄している。

●学校備蓄室備蓄物資一覧

・食料、水

品 名	アルファ米 (白米)	アルファ米 (ひじき)	アルファ米 (わかめ)	アルファ米 (きのこ)	クラッカー	お か ゆ	ミネラルウォーター
1 施設の数	1,000 食	1,000 食	1,000 食	1,000 食	560 食	1,500 食	1,200 本
総 数 量	60,000 食	60,000 食	60,000 食	60,000 食	33,600 食	90,000 食	72,000 本

品 名	粉 ミ ル ク	缶 入 り パ ン
1 施設の数	480食	240食
総 数 量	28,800 食	14,400 食

・生活物資、資機材等

品 名	食器セット	紙おむつ (A・B・C用)	紙おむつ (大人用)	毛 布	トレット A・B・C	事務用品 セット	電 気 炊 飯 器	給水タンク (1 t)	給水タンク (0.5 t)
1 施設の数	10,000セット	456 枚	374 枚	300 枚	480 巻	1セット	2個	2個	2個
総 数 量	600,000セット	27,360 枚	22,440 枚	18,000 枚	28,800 巻	60セット	120個	120個	120個

品 名	車椅子	担架	肌 着	救急箱	カセットトイレ	カセット ボイラー	カーペット	ほ乳瓶	ほ乳瓶用 おかん器	サージカル マスク
1 施設の数	1台	1台	1,000組	1台	2台	6 本	300 枚	160本	30 個	250 枚
総 数 量	60台	60台	60,000組	60台	120台	360本	18,000枚	9,600本	1,800個	15,000枚

品 名	生理用品	生理用 ショーツ	おりもの シート	尿もれ パッド	乳児用 おしりふき	清浄綿	口腔用ウエッ トガーゼ	ウエット ティッシュ
1 施設の数	830 枚	30 枚	560 枚	200 枚	220 枚	350 枚	450 枚	2,000 枚
総 数 量	49,800 枚	1,800 枚	33,600 枚	12,000 枚	13,200 枚	21,000 枚	27,000 枚	120,000 枚

品 名	衛生対策用品セット							
	マスク	手 指 消 毒 液	フェイス シールド	次亜塩素酸 ナトリウム	非接触型体温計 (電池付き)	使い捨て手袋 (M・L サイズ)	防護服 (L・ XL サイズ)	養生テープ
1 施設の数	100 枚	4 本	15 枚	3 本	3 セット	100 枚ずつ	1 着ずつ	2 巻
総 数 量	11600 枚	232 本	870 枚	174 本	174 セット	11600 枚	116 着	116 巻

●福祉避難所（通所型・介護型・補完型）備蓄物資一覧

・通所型

品 名	ミネラル ウォーター	おかゆ	ミキサー粥	毛布	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	発電機
計	4,224 本	4,700 食	2,800 食	240 枚	14 台	13 台

・介護型

品 名	ミネラル ウォーター	おかゆ	ミキサー粥	食器 セット	食品用 ラップ	鍋	カセット コンロ	カセット ボンベ	おしりふき
計	2,856 本	750 食	600 箱	15 セット	30 個	20 個	20 個	30 セット	200 個

品 名	ごみ袋	紙おむつ大人用 テープ・パンツ (M～LL)	簡易 トイレ用袋	マスク	口腔用 ウェットガーゼ	使い捨て カイロ	ウェット ティッシュ
計	30個	128パック	58パック	18箱	78箱	480個	750個

品 名	タオル	ティッシュ	使い捨て 手袋	手指 消毒液	ポータブルライト 電池使用・電池付	マイクロ ファイバー毛布	段ボール ベッド	段ボール 間仕切り
計	150枚	30パック	50箱	30個	30個	300枚	150個	18個

品 名	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	発電機
計	14台	14台

・補完型

品 名	おかゆ	カセット コンロ	カセット ボンベ	電気 メカホン	リヤカー	貯水槽	給水タンク 1 t	かまど	発電機	投光器	担架	車椅子
計	6,500 食	64 台	141 本	30 個	26 台	50 台	25 個	25 台	28 台	58 個	30 台	32 台

品 名	コード リール	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	発電機
計	19個	24台	24台

●予備避難所備蓄物資一覧（２館）

滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、

品名	カセット ストーブ	カセット ボンバー	電 気 炊 飯 器	リヤカー	貯水槽	給水タンク (1t)	給水タンク (0.5t)	かまど	発電機	投光器	担 架	車椅子	おかゆ缶	救急箱 (20人用)	コード 巻取機
計	6台	9本	6個	3個	6台	8個	2個	3台	3台	6台	3台	3台	720缶	3箱	3個

※滝野川体育館分は防災センター備蓄倉庫、桐ヶ丘体育館分は桐ヶ丘備蓄倉庫に備蓄している。

副参事（国土強靱化地域計画担当）

1. 国土強靱化地域計画の策定（5, 835千円）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、いかなる災害等が発生しようとも、区民の生命及び財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を防ぐとともに、迅速な復旧・復興等といった国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区国土強靱化地域計画を策定する。

地域防災担当課長

1. 防災訓練の実施（13,376千円）

（1）防災訓練

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方にに基づき、町会・自治会を母体に「自主防災組織」が結成されており、防災意識の向上と災害時の行動力強化を目的に、初期消火、避難、応急救護等の各種訓練を実施している。

また、大規模災害時には単一の自主防災組織では活動等に限界があるため、地域全体の安全を確保する「地区防災会議」が連合会を単位に19地区で設置されており、合同で防災訓練等を実施している。区は、地区防災会議の活動を促進するため、防災訓練及び会議の運営等の事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付している。

このほか、区では、防災において最も重要な「自助」について確認し、地震の発生時に素早く身を守る行動ができるよう、区民向けにシェイクアウト訓練（北区一斉防災訓練）を実施している。

<令和2年度>

- ・自主防災組織による訓練 参加者数：8,923人
- ・地区防災会議による訓練 参加者数：2,552人
- ・シェイクアウト訓練 参加者数：10,106人 参加団体数：71団体

（2）避難所開設・運営訓練

地域の特性に応じた防災力向上と協力体制の確立を図るため、より実践を意識した多彩な活動支援として、各自主防災組織・地区防災会議（連合会）を対象に、大規模災害時に地域住民が区内小中学校等の避難所に避難してきたことを想定した「避難所開設・運営訓練」を実施している。30年度には、避難所の知識のない人でも効率よく避難所開設を進められるよう、開設の作業手順を整理した避難所開設キットを区内全避難所に配備し、より実践的な訓練に繋げている。

<令和2年度>

- ・実施回数 4回

（3）中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、中学校防災学校を実施している。災害時における行動などの講義をはじめ、地震や煙の体験、AED等の応急救護、初期消火、ロープワーク等の体験学習を通して、防災に対する基本的な知識・技術を習得し、災害時に地域の一員として活動できることを目指している。

<令和2年度>

- ・実施校数 8校

（4）防災意識の啓発

防災に対する意思を高めるため、自主防災組織、学校・PTA、区内事業所、マンション管理組合等が開催する講演会・勉強会に対して、防災に関する専門家講師の派遣事業を実施している。

<令和2年度>

- ・防災セミナー講師派遣 4回

(5) 防災教室の実施

区内団体（保育園、幼稚園、児童館、学校、自主防災組織、事業所等）向けに地震体験車（起震車）の出向による防災教室を実施し、学習の場を提供している。

<令和2年度>

- ・実施回数 72回

2. 区民自主防災組織の育成等（19,297千円）

(1) 自主防災組織

区は、自主防災組織の活動を支援・促進するため、小型消防ポンプ、炊き出しセット、発電機、担架等をはじめとする各種資機材を配備し、その活動にかかる経費の一部に対して助成金を交付している。

<令和3年4月1日現在>

- ・自主防災組織 180組織

(2) 地区防災運営協議会

区内19の連合会を単位に組織された地区防災会議の機能をさらに拡大強化するため、同会議に地域の防災関係機関（警察・消防・医療機関など）を加えた「地区防災運営協議会」の設置に向けた支援をしている。現在、12地区で設置がされており、引き続き、支援を行っていく。

(3) 配備資機材・設備の充実

全ての自主防災組織に配備しているD級の小型消防ポンプと同じ可搬式で、出力が大きいC級ポンプを幹線道路に面した自主防災組織等に計22台配備している。このC級ポンプが経年劣化しているため、平成30年度から3ヶ年計画で更新を行い、令和2年度で全台更新が完了している。

<令和2年度>

- ・C級ポンプ更新 7台

生活安全担当課長

1. 地域生活安全環境整備事業（22,227千円）

（1）生活安全推進協議会

東京都北区生活安全条例に基づき、区民の生活安全に関する意識の高揚と地域における犯罪を防止するため生活安全推進協議会を設置している。警察、消防、防犯協会、防犯協力会、町会・自治会、PTAなど関係機関等の委員で構成されている。

＜令和2年度＞

- ・令和3年1月25日書面開催（委員32名）

（2）北区区民情報メールの配信

配信を希望した登録者に対して、不審者等に関する情報を中心にメールを配信する。

＜令和2年度＞

区民情報メール〔安全・安心情報〕

- ・配信回数 366回
- ・登録者数 11,445名（令和3年3月31日現在）

（3）自動通話録音機の貸出

高齢者に対する特殊詐欺の未然防止対策として、希望する区内在住の65歳以上の方がいる世帯へ自動通話録音機の貸出を行っている。また、昨年度に引き続き今年度新たに75歳以上の単身者及び夫婦のみとなった世帯へダイレクトメールにより通知し、優先して貸出する。

＜令和2年度＞

- ・2,207台貸出（累計3,547台）

（4）防犯ボランティアパトロール隊の募集

北区の安全・安心、犯罪防止のため、区内においてボランティアで防犯活動や防犯啓発活動を行っていただける方を募集し、パトロール物品の助成や防犯リーダー養成講座の開催、ボランティア保険の適用を行っている。

＜令和2年度＞

- ・登録団体 64団体・1,102名（令和3年3月31日現在）
- ・パトロール隊に対する物品の助成 ベスト、腕章、帽子、笛、青色防犯合図灯
- ・防犯リーダー養成講座 令和2年11月16日開催（29団体32名）

（5）防犯カメラの運用経費に対する補助金の交付

公共の場所に防犯カメラを設置している地域団体及び商店街に対し、運用に係る経費（電気料金・電柱共架料）の一部を補助し、設置団体の負担を軽減するとともに設置の促進を図る。

＜令和2年度＞

- ・96団体

（6）防犯カメラの維持管理経費に対する補助金の交付

公共の場所に防犯カメラを設置している地域団体及び商店街に対し、維持管理に係る経費（保守点検費・修繕費）の一部を補助し、設置団体の負担を軽減するとともに設置の促進を図る。

＜令和２年度＞

- ・延べ１３団体

（７）防犯協会・アパート・マンション防犯協力会等への補助

地域の防犯を推進する団体が防犯を推進する事業等に対して補助を実施する。

＜令和２年度＞

- ・６団体

（８）北区地域安全のつどい

全国地域安全運動の取組みとして区、３警察署、３防犯協会が合同で、より広く生活安全に関する取り組みや知識を区民に周知するためのイベント等を実施する。

＜令和２年度＞

- ・中止

（９）環境浄化の推進

「割れ窓理論」に基づき、区民・関係団体と協働してまちの落書き消しや植栽をすることによって、犯罪を起こさせない美しいまちづくりを推進する。

＜令和２年度＞

- ・防犯環境改善活動 ５回実施

（１０）防災行政無線による注意喚起放送の実施

警視庁からの情報により、不審電話が集中する地域へ防災行政無線による注意喚起の放送をリアルタイムで実施する。

２．地域安全・安心パトロール事業（３６，３２３千円）

地域の安全・安心を３６５日２４時間確保するため、委託による昼夜の車両パトロール（青色回転灯装備車両）を実施している。

＜令和２年度＞

- ・パトロール体制 ３６５日２４時間体制（年末年始を含む）

３．防犯設備整備補助事業（１９，８５８千円）

（１）町会・自治会向け

町会等が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。

補助内容 補助率５／６ 補助限度額５００万円（単独）・７５０万円（連携）

＜令和２年度＞

- ・防犯カメラに対する補助金 １３団体

（２）商店街向け

商店街が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。

補助内容 補助率２／３ 補助限度額６００万円

＜令和２年度＞

- ・防犯カメラに対する補助金 ３団体

4. 防犯対策サポート事業（12,667千円）

防犯推進員として会計年度任用職員を採用し、保育園、幼稚園、児童館等における防犯教室の開催や職員向けの不審者対応訓練の実施、シニアクラブや町会・自治会における防犯講話の実施などの各種防犯啓発活動を行う。

また、地域の防犯力の向上及び地域住民等の防犯への意識向上のため、防犯ボランティア団体や関係機関、関係団体と連携したキャンペーン活動等を実施する。

＜令和2年度＞

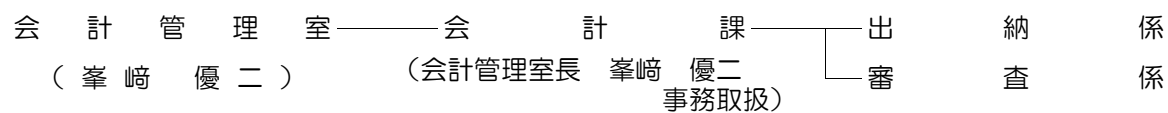
- ・防犯教室 10回
- ・職員向け不審者対応訓練 13回
- ・不審者対応実践訓練 2回
- ・防犯講話 0回
- ・合同パトロール 1回
- ・合同キャンペーン 6回

(白紙)

会 計 管 理 室

会 計 管 理 室 組 織 図

令和3年4月1日現在



会計管理室職員配置状況

令和3年4月1日現在

	係名	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	備考
会計課	出納係	8	(※1) 1		2	5		(※1) 室長（会計課長事務取扱）
	審査係	8			1	7		
	計2係	16	1		3	12		

分 掌 事 務

会 計 管 理 室

会 計 課

出 納 係

1. 歳計現金及び歳入歳出外現金の出納保管に関する事。
2. 基金に属する現金の出納保管に関する事。
3. 有価証券及び担保物の出納保管に関する事。
4. 小切手の振出に関する事。
5. 指定金融機関に関する事。
6. 公印の管守に関する事。
7. 収入通知及び支出命令の執行に関する事。
8. 物品の出納保管及び処分にに関する事。
9. 課内の他の係に属しない事。

審 査 係

1. 支出負担行為の確認に関する事。
2. 収入通知及び支出命令の審査に関する事。
3. 決算の調製に関する事。
4. 公共料金の支払の調整に関する事。

課 務 担 当 主 査

1. 資金管理に関する事。
2. 歳入及び歳出に係る諸表の作成に関する事。
3. 財産の記録管理に関する事。
4. 指定金融機関及び収納事務委託者等に対する検査に関する事。
5. 会計事務の指導及び改善に関する事。

会 計 管 理 室

会 計 課

地方自治法第170条の規定に基づいて、会計事務を所管している。
令和2年度（令和3年3月31日現在）における会計事務の概要は、次のとおりである。

1. 会計管理事務（56,487千円）

（1）収入事務

法令等により収納（銀行収入・郵便局収入等）した公金の内容審査並びに執行事務。

会計別収入額

ア 一般会計	108,232 件	182,988,358,303円
イ 国民健康保険事業会計	189,807 件	32,647,213,194円
ウ 用地特別会計	0 件	0円
エ 介護保険会計	37,231 件	32,475,274,595円
オ 後期高齢者医療会計	92,475 件	8,667,058,010円
カ 歳入歳出外現金	596,891 件	23,983,519,757円
計	1,024,636 件	280,761,423,859円

（2）支出事務

各課・局・室・所・学校より送付された支出負担行為の適法確認及び支出命令書の内容審査並びに執行事務。

会計別支出額

ア 一般会計	41,088 件	170,116,164,677円
イ 国民健康保険事業会計	1,012 件	32,936,760,394円
ウ 用地特別会計	0 件	0円
エ 介護保険会計	1,343 件	28,906,846,464円
オ 後期高齢者医療会計	361 件	8,603,228,153円
カ 歳入歳出外現金	279 件	20,946,555,930円
計	44,083 件	261,509,555,618円

(3) 基金の状況

ア	財政調整基金 基金の額	17,425,375,000円
イ	減債基金 基金の額	1,502,911,000円
ウ	施設建設基金 基金の額	17,728,037,000円
エ	まちづくり基金 基金の額	8,150,838,000円
オ	学校改築等基金 基金の額	14,576,781,000円
主 要 5 基 金 合 計		59,383,942,000円
カ	谷村教育基金 基金の額	1,422,542円
キ	福祉施設整備基金 基金の額	68,646,000円
ク	協働推進基金 基金の額	163,860,617円
ケ	住宅管理基金 基金の額	1,443,659,000円
コ	北区応援サポーター基金 基金の額	22,151,921円
サ	公共料金支払基金 基金の額	400,000,000円
シ	国民健康保険高額療養費貸付事業基金 基金の額	10,000,000円
ス	介護保険給付費準備基金 基金の額	2,725,403,000円
総 合 計		64,219,085,080円

2. 物品管理事務（16,273千円）

各課・局・室・所・学校で使用している備品の出納及び記録管理。

(1) 供用数	64,972点
(2) 受入数	2,098点
(3) 組替数	2,351点
(4) 組替数のうち売却	7点

※財務書類作成前のため点数が変わる場合があります。

(白紙)

監 查 事 務 局

監 査 事 務 局 組 織 図

令和 3 年 4 月 1 日 現在

監 査 事 務 局——課 務 担 当 主 査 (2)
(長 久 保 雄 司)

監査事務局職員配置状況

令和3年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	備考
監 査 事 務 局	5		1	3 (※1) (1)	1		(※1) 兼 務 1 名 (都 市 計 画 課) 会計年度任用職員 1 名

分 掌 事 務

監 査 事 務 局

1. 監査委員に関すること。
2. 事務局の予算、決算及び経理に関すること。
3. 公印に関すること。
4. 訓令・告示等に関すること。
5. 文書の収受・配付・発送及び保存に関すること。
6. 監査・検査及び審査等の計画・実施若しくは結果の報告及び公表並びに監査結果により講じた措置の長等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。
7. 特別区監査委員協議会に関すること。
8. 事務局のその他の庶務に関すること。

監 査 事 務 局

監査事務（監査運営費 7,993千円、事務局運営費 439千円）

監査、検査、審査は、地方自治法第2条第14項及び第15項に定める趣旨に基づき、区の事務事業が合理的かつ効率的に執行されているか等について、監査委員が監査するものである。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期による。その数は、識見を有する者2名（内1名は常勤）、議員2名である。

監査、検査、審査の種別は以下のとおりである。

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

区の財務に関する事務の執行について、毎会計年度、期日を定めて監査を行う。

令和3年度における各部局、施設等の監査実施予定日数は次のとおりである。

（単位：延べ日数）

部 局 名	日 数	施 設 名	日 数	工事監査	日 数
政策経営部	1日				1日
総務部	2日			1日	3日
危機管理室	1日				1日
地域振興部	2日	地域振興室等	1日		3日
区民部	2日	区民事務所	1日		3日
生活環境部	1日	清掃事業所	1日		2日
健康福祉部	4日	健康支援センター	1日		5日
北区保健所	1日	北区保健所	1日		2日
まちづくり部	2日				2日
土木部	1日	公園、児童遊園等	2日	1日	4日
会計管理室	1日				1日
教育振興部	2日	小・中学校、図書館等	6日		8日
子ども未来部	2日	児童館、保育園等	8日		10日
監査事務局	1日				1日
選挙管理委員会事務局	1日				1日
区議会事務局	1日				1日
計25日		計21日		計2日	合計48日

2. 行政監査（地方自治法第199条第2項）
必要があると認めるときに区の事務の執行について監査を行う。
3. 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）
必要があると認めるときに定期監査に準じて監査を行う。
4. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行う。
令和3年度は、11日間、19団体の監査を予定している。
5. 決算審査（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項）
決算書その他関係諸表に基づく計数を確認し、その年度における事務執行が効率的、経済的及び合法的に執行され、かつ会計処理が適法であったかについて審査を行う。
令和3年度は、令和2年度決算について、5日間の審査を予定している。
6. 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が適正に算定されているかについて審査する。
令和3年度の審査は、決算審査に併せて実施する予定である。
7. 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）
内部統制評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいて行われているかについて審査する。
8. 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）
会計管理者から提出された収支状況等の資料に基づいて毎月の係数を照合確認し、財政収支の動態を把握するために毎月1回検査を行う。
9. 住民監査請求（地方自治法第242条）
公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行等について、違法・不当な行為又は怠る行為があったと住民から監査の請求があったときは、その都度、監査を実施する。
10. その他
その他の監査には、直接請求（地方自治法第75条第1項の監査）、議会の監査要求（同法第98条第2項の監査）、長の要求監査（同法第199条第6項の監査）、指定金融機関の随時監査（同法第235条の2第2項の監査）、職員の賠償責任の監査（同法第243条の2の2第3項の監査）がある。

(白紙)

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局組織図

令和3年4月1日現在

選挙管理委員会事務局——課務担当主査(1)
(浅香 光男)

選挙管理委員会事務局職員配置状況

令和3年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	備考
選挙管理委員会事務局	10		1	2 (※1) (1)	7 (※2) (6)		(※1) 兼務1名 (※2) 兼務6名

※1 兼務 (職員課)
※2 兼務 (健康推進課、長寿支援課、障害福祉課、学校改築施設管理課、子ども環境応援担当課、保育課)

分 掌 事 務

選挙管理委員会事務局

1. 委員会議に関すること。
2. 委員会議録の作成及び保管に関すること。
3. 公印に関すること。
4. 文書の收受、配付、審査、発送、編集及び保存に関すること。
5. 選挙表彰に関すること。
6. 選挙及び投票の管理に関すること。
7. 選挙に関する調査及び資料の収集に関すること。
8. 選挙及び投票の統計に関すること。
9. 選挙争訟に関すること。
10. 直接請求の審査事務に関すること。
11. 政党及び政治団体に関すること。
12. 検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
13. 啓発事務に関すること。
14. 事務局その他の庶務に関すること。

選挙管理委員会事務局

地方自治法第186条により委員会の職務権限に属する国または地方公共団体の各種選挙に関する事務及びこれに関係のある事務等処理している。

1. 委員会運営等（13,047千円）

選挙管理委員4名：選挙管理委員補充員4名：任期は令和2年3月31日から4年

（1）委員会等の開催状況（2年度実績）

- ① 定例委員会 12回
- ② 臨時委員会 8回
- ③ 諸会議 17回（選挙に関する関係機関との打合せ、諸手続き等）

（2）選挙人名簿の調製

年月日	選挙人名簿登録者			在外選挙人名簿登録者		
	男	女	計	男	女	計
3.3.1	143,665 人	147,466 人	291,131 人	237 人	242 人	479 人
2.3.1	143,287 人	146,956 人	290,243 人	239 人	247 人	486 人

（3）裁判員候補者予定者名簿の調製

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、毎年9月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、裁判所に送付している。

（2年度844名、元年度789名）

（4）検察審査員候補者予定者名簿の調製

検察審査会法に基づき、毎年9月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、検察審査会に送付している。

（2年度90名、元年度90名）

2. 明るい選挙推進事業（2,992千円）

（1）北区明るい選挙推進協議会の運営

- ① 推進協議会 25名

推進協議会は、選挙管理委員、話しあい指導員及び明るい選挙推進委員の地区代表で構成し、任意団体として選挙管理委員会とともに明るい選挙推進運動の企画・立案し、これを実践する組織として活動している。

- ② 話しあい指導員 1名

推進委員の行う「話しあい活動」その他の啓発活動に対して助言・指導を行っている。

- ③ 明るい選挙推進委員 199名（令和3年4月1日現在）

各町会自治会及び民間ボランティア団体の推薦に基づき委嘱した推進委員は、各地域において啓発活動を実施。また、選挙時には投票所の管理者、立会人を担っている。

- ④ 諸会議（令和2年度実績）

明るい選挙推進協議会役員研修 1回

協議会 1回

部会 2回（事業部会及び広報部会）

（役員会、セミナー、明るい選挙推進大会は新型コロナウイルス感染症対策により中止）

(2) 明るい選挙啓発事業（令和２年度実績）

① 標語の募集

次回選挙に向けて啓発標語を募集。優秀作品は、啓発グッズなどに活用している。

（作品審査会：令和３年２月実施）

応募数１，１０９点

小学生の部６４７点

一般（中学生以上）の部４６２点（中学生４０１点、高校生２０点、一般４１点）

優秀賞各部１点、入賞１１点（小学生の部６点、一般（中学生以上）の部５点）

② 明るい選挙啓発ポスターコンクール

小・中学校並びに高等学校の児童・生徒を対象に、ポスター作品を募集。全国的なコンクールで、優秀作品を東京都や国に推薦している。

（作品審査会：令和２年９月実施）

応募総数７４４点（小学生の部３３４点、中学生の部４０５点、高校生の部５点）

北区優秀賞２３点（小学生の部１０点、中学生の部１２点、高校生の部１点）

北区入賞 ３６点（小学生の部１５点、中学生の部１９点、高校生の部２点）

応募協力校表彰３校（北区立なでしこ小学校、北区立滝野川紅葉中学校、私立武蔵野中学校）

北区優秀賞のうち、中学生の部で１点が東京都入選となった。

③ 選挙だよりの発行

令和３年３月３０日選挙だより（９６号）を編集・発行し、区内小・中・高等学校及び町会自治会等に配布した。

④ 新成人への啓発

若年層の意識向上のため、成人式の参加者に啓発グッズの配布等を行っていたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。

⑤ 新有権者への啓発

選挙権年齢が１８歳以上に引き下げられたことに伴い、新たに選挙権を有した選挙人に啓発はがきを送付した。

3. 若年層の政治参加を促す取り組み

選挙権年齢が引き下げられたこと、若年層の投票率が他の年代に比べて低いことから、小中学校や高等学校に出向き、選挙制度の歴史や仕組みについて講義する出前授業や各候補者の主張について、深く考え判断しながら実際の投票と同じプロセスを実際の選挙で用いる資料を使用しながら体験できる模擬選挙等を行っている。

令和２年実績：出前授業２校、生徒会選挙補助３校、資材貸出９校

令和元年実績：出前授業４校、模擬選挙１校、資材貸出１０校

※資材貸出については、出前授業、模擬選挙及び生徒会選挙補助実施校を含む。

4. 選挙執行予定

令和３年７月４日執行予定 東京都議会議員選挙

（１３２，９４２千円）

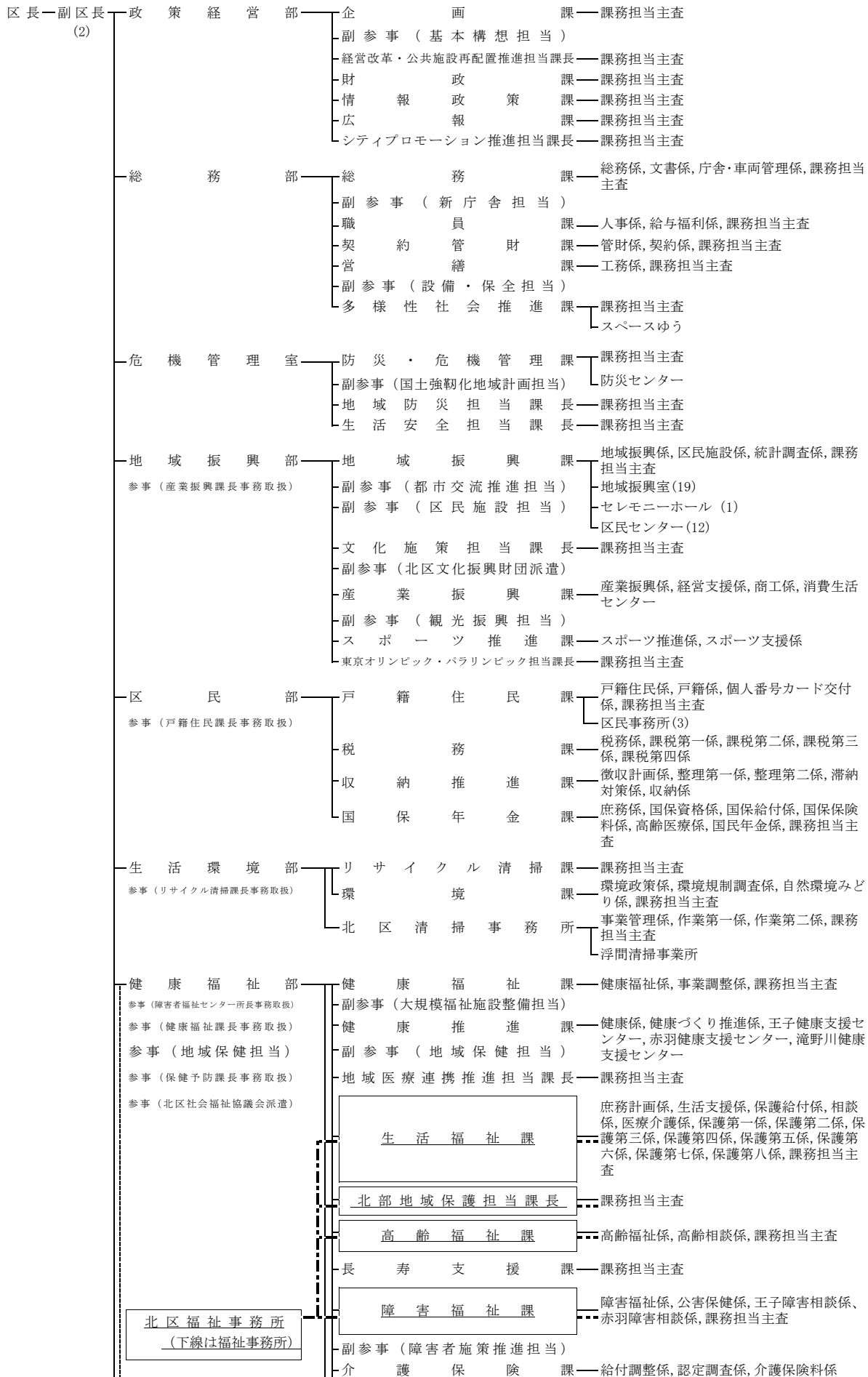
令和３年中執行予定 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

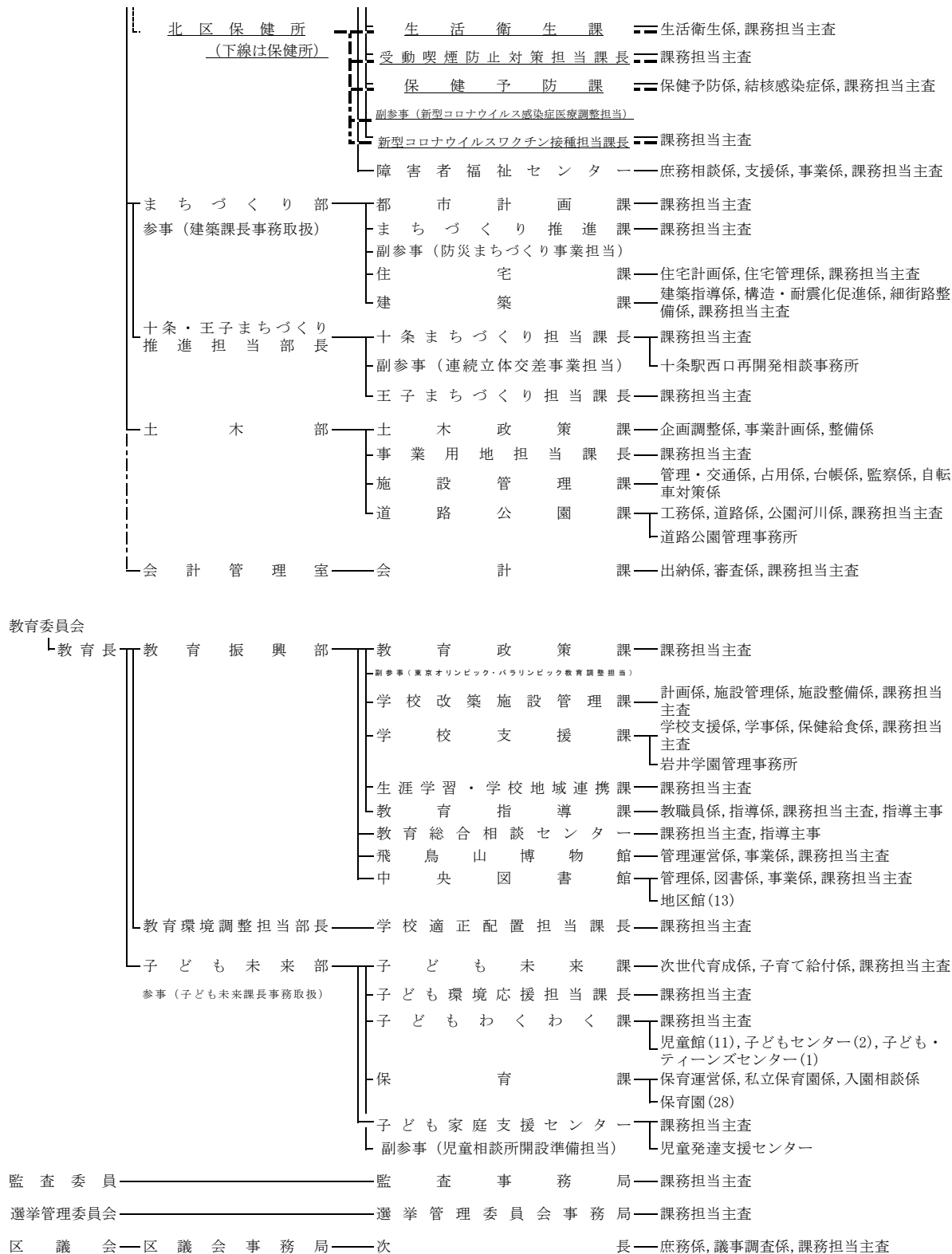
（１５１，６９１千円）

(白紙)

北区組織図

北 区 組 織 図 (令 和 3 年 4 月)





事務事業の概要と現況 ー令和3年5月ー

政策経営部・総務部
危機管理室・会計管理室
監査事務局・
選挙管理委員会事務局

刊行物登録番号
3-1-020

令和3年5月発行

発行

東京都北区総務部総務課
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 3908-8623